

公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事

図面リスト					
図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
MEA-00	表紙・図面リスト				
M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	M-26	自動制御設備 計装図 [改修前・後]	A-01	3階天井伏図 [改修前・後]
M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	M-27	自動制御設備 1階平面図 [改修前]	A-02	参考仮設計面図（１）
M-03	機械設備工事特記仕様書（３）	M-28	自動制御設備 1階平面図 [改修後]	A-03	参考仮設計面図（２）
M-04	機械設備工事特記仕様書（４）	M-29	自動制御設備 2階平面図 [改修前]	A-04	参考仮設計面図（３）
M-05	機械設備工事特記仕様書（５）	M-30	自動制御設備 2階平面図 [改修後]		
M-06	機械設備工事特記仕様書（６）	M-31	自動制御設備 3階平面図 [改修前]		
M-07	機械設備工事特記仕様書（７）	M-32	自動制御設備 3階平面図 [改修後]		
M-08	機械設備工事特記仕様書（８）	M-33	自動制御設備 屋上階平面図 [改修前]		
M-09	案内図・配置図・凡例	M-34	自動制御設備 屋上階平面図 [改修後]		
M-10	空調設備 機器表 [改修前]				
M-11	空調設備 機器表 [改修後]	E-01	電気設備工事特記仕様書（１）		
M-12	空調設備 系統図 [改修前・後]	E-02	電気設備工事特記仕様書（２）		
M-13	空調設備 1階平面図（配管） [改修前]	E-03	電気設備工事特記仕様書（３）		
M-14	空調設備 1階平面図（配管） [改修後]	E-04	電気設備工事特記仕様書（４）		
M-15	空調設備 2階平面図（配管） [改修前・後]	E-05	電気設備工事特記仕様書（５）		
M-16	空調設備 3階平面図（配管） [改修前]	E-06	電気設備工事特記仕様書（６）		
M-17	空調設備 3階平面図（配管） [改修後]	E-07	動力制御盤リスト [改修前・後]		
M-18	空調設備 屋上階平面図（配管） [改修前]	E-08	電灯分電盤リスト [改修前・後]		
M-19	空調設備 屋上階平面図（配管） [改修後]	E-09	電気設備 1階平面図 [改修前]		
M-20	空調設備 1階平面図（ダクト） [改修前・後]	E-10	電気設備 1階平面図 [改修後]		
M-21	空調設備 2階平面図（ダクト） [改修前・後]	E-11	電気設備 3階平面図 [改修前]		
M-22	空調設備 3階平面図（ダクト） [改修前]	E-12	電気設備 3階平面図 [改修後]		
M-23	空調設備 3階平面図（ダクト） [改修後]	E-13	電気設備 屋上階平面図 [改修前]		
M-24	空調設備 1階機械室詳細図（配管、ダクト） [改修前・後]	E-14	電気設備 屋上階平面図 [改修後]		
M-25	空調設備 3階講堂上部ダクト平面図 [改修後]				

株式会社 ミューパートナーズ 一級建築士事務所 愛知県知事登録番号（い-2）第 10983号 一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	令和6年度	MEA-00
	表紙・図面リスト	設計図	
	春日井市建設部施設管理課	A 1	

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

令和5年1月4日改訂

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考	
1	1. 工事概要			1.2.4	工事の記録等	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。(ただし、請負代金額が500万円を超えるものに限る。) 2. 対象となる成果品の作成については、「春日井市電子納品運用ガイドライン(案)」に基づくものとする。 3. 成果品の提出回数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査等)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年3月1日付け国営整第211号)により行うことができる。 * 竣工時 監督職員の指示によりカラーで撮影	【改修1.2.4】	
	(1) 工事名称	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事			* 工事写真			
	(2) 工事場所	春日井市八田町地内						
	(3) 敷地・番地	春日井市八田町2-38-1						
	(4) 用途地域	第一種中高層住居専用地域						
	(5) 防火指定	準防火地域						
	(6) 主要建物用途	専門学校						
	(7) 構造・規模	鉄骨造3階建 延べ面積3195.46㎡						
	(8) 工事種別	修繕						
	2. 工事内容	空調設備改修一式						
1章 一般事項 1節 総 則 1.1.1 適 用	1.1.1 適 用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 春日井市契約規則 2) 工事請負契約書 3) 質問回答書 4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 5) // 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和4年版) 6) // 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 7) // 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版) 8) // 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 9) // 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) 10) // 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) 11) // 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) 12) // 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 13) 関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項の適用優先位 1. ? (又は○) 2. ※ ただし ? (又は○) と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書(指定資材を含む)によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。	【改修1.1.1】	第1編 一般共通事項	1.3.1	施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年9月30日付け国土建第175号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)によるものとする。	【改修1.3.2】 【改修1.3.3】
	1.1.3 官公署その他への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。なお、届出手続等に要する費用はすべて受注者負担とする。	【改修1.1.3】		1.3.2	電気保安技術者	* 配置する ○ 配置しない	
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(GORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。	【改修1.1.4】		1.3.3	施工条件	* 1) 施工日・施工時間 制限 ○ 有(協議による) ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ○ 30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・ 9日 ※ (3日) その他の作業不能日 () 日 ※ 図示による 3) その他 ()	【改修1.3.3】
	1.1.7 関連工事等の調整		【改修1.1.7】		1.3.9	発生材の処理等	* 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの () ・ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法 () ・ 図示による * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 () * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 P C B含有物以外で引渡しを要するもの () * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。	【改修5.1.1】 【改修5.1.2】 【改修5.1.1】
						* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 事前に「建設廃棄物処分計画書」を監督職員に提出する。また、完了時には「建設廃棄物処理実績書」及び関連書類を提出する。また、マニフェストについては、点検表を作成し管理を行う。処分完了後にA・B2・D・E票(積替用の場合はA・B2・B4・B6・D・E票)を監督職員に提示する。	COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp
						4節 機器及び材料	1. 機器類の能力容量は原則として表示された数値以上とする。(ただし、電気容量は参考とする。) 2. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。	【改修1.4.2】
						【改修】1.4.3 再使用品	* 再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による () * 取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による () * 標準仕様書、図面等により指定された機材等以外で試験の必要な機材 ()	【改修1.4.6】
						1.4.6 機材の検査に伴う試験		【改修1.4.6】
						5節 施 工		
						1.5.2 技能士	* ・ 適用する ※ 適用しない 適用職種 作業範囲 作業内容 資格(技能検定における選択作業) 機械設備工事の配管 配管工事の施工 1級配管技能士(建築配管作業)	【改修1.6.2】
						1.5.4 施工の検査等	* 見本施工 ○実施しない ・実施する() * 化学物質の濃度 ・測定する ※測定しない 次の揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度の測定を実施し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認して監督職員に報告する。 測定物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※パラジクロロベンゼン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ・ ()	【改修1.6.5】 【改修1.6.9】
						1.5.8 化学物質の濃度測定	測定する室/測定箇所数(/ 箇所) (/) (/) 測定回数(着手前 回/しゅん工時 回)	
2節 工事関係図書	1.2.1 実施工程表	* 概成工期 ○ 有(特記事項による) ※ 無	【改修1.2.1】					

No. 1a

No. 1b

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-01
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第10983号	機械設備工事特記仕様書(1)	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

章	項	目	特	記	事	項	備	考	章	項	目	特	記	事	項	備	考							
第1編 一般 共通 工事	6節	工事検査及び技術検査	*	中間技術検査	・行わない	○行う（実施回数：1回、実施時期：機器吊り込み完了時）		【改修1.7.2】	5章	1章	一般事項	*適用する項目	○風量調整	○水量調整	○室内外空気温度測定	○騒音測定	【改修1.3.3】							
	1.6.2	技術検査									3節		総合試運転調整等	・室内気流及びびじんあい測定	・飲料水の水质の測定	・雑用水の水质の測定								
	7節	完成図等									1.3.3		総合試運転調整											
	1.7.1	完成時の提出図書									2章		配管工事											
	1.7.3	保全に関する資料									1節		配管材料											
	【改修】3章	養生									2.1.2		管及び継手	*冷水水及び冷却水用 管材 ※図示による ・（ ）	*ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による ・（ ）	*蒸気、高温水及び油用 管材 ※図示による ・（ ）		*ブライ用 ブライ温度<-10℃の場合の水蓄熱用ブライ管及び継手の規格 ※図示による ・（ ）	*冷媒用 管材 ※図示による ・（ ）	*多湿箇所等における断熱材被覆鋼管の断熱厚さ ※図示による ・（ ）	*給水、給湯及び消火用 管材 ※図示による ・（ ）	*ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による ・（ ）	*排水及び通気用 管材 ※図示による ・（ ）	
	【改修】4章	撤去									2節		配管付属品	*鋼管用伸縮管継手種類 ・「P-R」形（JIS B 2352） ・「S-P」形（SHASE-S003） ・図示による	*絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ・（ ）	*蒸気トラップ本体の材質（「P-R」式、ワット式、バケツ式、サモアイミック式及びサモアツツの場合） ・ステンレス製		*計量方式 ・現地表示式 ・遠隔表示式 ・図示による	*緊急遮断弁装置 ・図示による ・（ ）	*遮断弁の駆動方式 ・電気式 ・機械式 ・図示による	*本体 ※合成樹脂製 ・7アルミ合金製 ・ステンレス製 ・図示による	*寸法 ※約70mm角で全長約1,300mm ・（ ）	*寸法 ※全長約1,500mm ・（ ）	*スリーブ ※2.2.27(2)による ・（ ）
	【改修】4.2.4	撤去跡補修等									2.2.7		伸縮管継手											
	その他										2.2.12		絶縁継手											
	*仮設										2.2.14		蒸気トラップ											
*光熱水費								2.2.16	量水器															
*現場代理人等								2.2.22	緊急遮断弁装置															
*火災保険等加入方法等								2.2.23	水栓柱															
*法定外の労災保険								2.2.24	不凍水栓柱															
*事故報告								2.2.27	スリーブ															
*工事中の安全管理								3節	計器その他															
*施工体制台帳								2.3.6	遠隔油量指示計	*遠隔油量指示計 ・抵抗変化式液面計 ・磁歪式液面計 ・図示による	*副指示計 ・要 ・不要 ・図示による	*流量計 ・着脱可能形 ・固定形 ・（ ） ・図示による												
*各種調査への協力								2.3.8	瞬間流量計															
*騒音・振動対策								4節	配管施工の一般事項															
*排出ガス対策型建設機械								2.4.1	一般事項	*建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合（排水、通気配管 除く）の施工方法 ・図示による ※標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領(一)）による ・（ ）	*給水、給湯、冷温水、冷温水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ・（ ）	*7アルミ合金と冷水管の接続部 ・流量調整弁を設置 ・定流量弁を設置 ・図示による												
*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱								2.4.2	冷温水、ブライン及び冷却水配管	*空調機用トラップの形式 ※図示による ・（ ）	*既設配管の再生工法 ※図示による ・（ ）	*施工前の劣化状態の調査 調査箇所 ※図示による ・（ ）	*ワリング個数 ※図示による ・（ ）											
*特定特殊自動車の燃料								【改修】2.2.11	既設配管の再生を行う場合の留意事項	*通水後の水质検査 ※行う ・行わない														
*薬液注入工法								2.5.7	ステンレス鋼管	*継手の種類 ・（ ） ・図示による	*給水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による	*排水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による	*管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	*異種管との接合部に設ける点検用柵の種類 ・図示による ・（ ）	*管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	*管の接合方法 ・熱融着接合 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	*伸縮継手の設置箇所 ・図示による ・（ ）	*溶接部の検査 非破壊検査 ・行わない ・行う（検査種類： ） ・図示による	*放射線透過検査の判定基準 ・（ ） ・図示による	*鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管の接合要領 ※標準図（異種管の接合要領）による ・図示による				
*石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業								2.5.9	ビニル管															
*建設業退職金共済制度								2.5.10	ポリエチレン管															
*施工中の安全確保								2.5.11	架橋ポリエチレン管															
*施工計画書								2.5.12	ポリブテン管															
								2.5.14	耐火二層管															
								2.5.15	溶接接合															
								6節	勾配、吊り及び支持															
								2.6.3	吊り及び支持	*表2.2.20（改修は表2.2.6）の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 ※図示による ・（ ）														
								7節	埋設配管															
								2.7.1	一般事項	*埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※図示による ・（ ）	*地中埋設標（屋外埋設管の分岐及び曲り部）の設置箇所 ※図示による ・（ ）													
								【改修】5節	埋設配管															
								【改修】2.5.1	一般事項	*管理埋設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 ※図示による ・（ ）	舗装仕様 ※図示による ・（ ）	*地盤対策 ※図示による ・（ ）	*植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用品等 ※図示による ・（ ）											
								【改修】7節	試験															
								【改修】2.7.1	一般事項	*既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※図示による ・（ ）	*システム全体の試験 ・行う ・行わない													

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-02
	機械設備工事特記仕様書（2）	
	春日井市建設部施設管理課	

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考	
第2編 共通工事	【改修】8節 撤去 【2.8.2】既設配管の撤去	* 既設配管の撤去範囲 ※図示による	()	第2編 共通工事	【改修】5章 インサート及びアンカー 【1節】一般事項 【5.1.1】共通事項 【5.1.2】機器の固定	* 既存インサート及びアンカーを再使用する場合の引張強度確認試験 ○行う ・行わない * 給湯設備に使用するアンカーは平成24年国交省告示第1447号による。 * アンカーの耐震計算を行う機器 ○(GHP屋外機) ・図示による		
	3章 保温、塗装及び防錆工事 1節 保温工事 3.1.4 空気調和設備工事の保温	* 空気調和設備工事の保温の種類 共同溝の保温種類 () ・図示による 暗渠内の空調用のドレン管の保温 ・行う ・行わない ・図示による 保温化粧ケース(冷媒管の保温外装) ・使用する ・使用しない ・図示による 外装材の種類(冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合) ○(溶融アルミニウム亜鉛板) ・図示による 暗渠内のダクトの保温 ・行う ・行わない ・図示による 厨房用排気用ダクトの保温 ・行う ・行わない ・図示による 表2.3.2注11(7)～(9)のうち保温を行うもの () ・図示による 表2.3.2注12(7)～(8)のうち保温を行うもの () ・図示による 表2.3.2注13(7)～(9)のうち保温を行うもの () ・図示による			【改修3.1.3】 【表2.3.2】	【改修】6章 基礎工事 【1節】一般事項 【6.1.1】共通事項	* 機器用基礎 ・新設 ○既設再使用 ※図示による * 基礎 ○標準基礎 ・防振基礎 ※図示による 標準基礎の場合 基礎の大きさ () ※図示による * 基礎の増設及び補修 ※図示による () * 防水層の補修 ※図示による ()	
	3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 共同溝の保温種類 () ・図示による * 鋼板製カケの保温 () ・図示による * 表2.3.5注5(7)～(9)のうち保温を行うもの () ・図示による * 表2.3.6注7 施工種別aにおけるa2の適用 ※ a1(シフトタイプ) ・a2(ジャックタイプ) ・図示による * 寒冷地等で表2.3.7によらない場合の保温材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事] () ・図示による			【表2.3.3】 【表2.3.5】	1章 機材 <各節共通>	* インバーター制御を行う空気調和設備[制御盤に1.2.2.2を適用] () 上記設備のインバーター回路の高調波対策 ○要 ・不要 ・図示による	
	3.1.6 保温材の厚さ 【改修3.1.3】 空調工事及び衛生工事の保温	* 保温の種類、材料、施工順序及び厚さ ※図示による ○(冷温水外部露出外装材 溶融アルミニウム亜鉛板)				1節 インバーター 1.1.1 ボイラー	* [・鋼製ボイラー ・鋼製小型ボイラー ・小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー ・鑄鉄製ボイラー] 燃料装置の燃焼制御方式 () ・図示による 制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 * 複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合の適用 () ・図示による * 小型貫流ボイラー又は簡易貫流ボイラーの場合の薬液注入装置の適用 ※ 図示による () * 鋼製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 () ・図示による * 鑄鉄製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 () ・図示による	
	2節 塗装及び防錆工事 3.2.1 塗装	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 () ・図示による 7Mニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 () ・図示による			【改修3.2.1】	1.1.2 鋼板製煙道	* 適用するもの ・ばい煙濃度計の取付座 ・ばいじん量測定口 ・伸縮継手 ・掃除口 ・図示による * 煙道の鋼材厚さ () ・図示による * 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 () ・図示による 7Mニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 () ・図示による	
	4章 関連工事 1節 仮設工事 4.1.1 一般事項 【改修】1編2章2節 足場その他 【改修】1編2章3節 監督職員事務所等	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 内部足場 () ・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・単管足場 ・ 脚立足場、移動式足場、移動式昇降足場、高所作業車のうちのいずれか * 外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・仮設コンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () * 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * ・設ける (m程度) ・既存建物内の一部 ○設けない 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 * 選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機			【改修1編2.2.1】	1.1.3 ばい煙濃度計	* 投光器 ※送風機付き () 受光器 ※送風機付き ()	
	* 監督職員事務所	* 受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 * 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 * その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 * 建設工事名称板及び建設現場標識の設置 * 建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない 工事期間中は監督職員の指示する場所に工事表示板(W=900、H=600程度)を設け、工事名、発注者(春日井市と表示)、工事監理者、受注者等を記入する。建設業の許可票等の関係法令に定められた表示板及び建設業退職金共済組合加入適用標識を監督職員の指示する場所に掲示する。 * 仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種 【改修 表1.2.3】 A種、B種の場合の塗装等仕上げ ・有 A種、B種の場合の塗装等仕上げ ※無			【改修1編2.3.1】 【改修1編2.3.2】	1.1.5 給水軟化装置	* イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 () ・図示による * 運転方式 ※ 自動式 ・手動式 ・図示による * 付属品 処理水用硬度測定器 ・要 ・不要 ・図示による	
	【改修】1編2.2.3 仮設間仕切り					【改修】1節 機器 【1.1.2】試験	* 分割搬入を行う機器の試験 ・行う(機器名:) ・行わない	
	2節 土工事 4.2.1 一般事項	* 埋戻し及び盛土 ・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 * 処分にあたっては関係法令に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。			【改修7.1.1】 【改修7.1.1】	2節 温水発生機 * 1.2.1 真空式温水発生機 * 1.2.2 無圧式温水発生機 * 1.2.3 木質バイオマスボイラー(真空式温水発生機) * 1.2.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機)	* 燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・図示による () * 容量調節装置の燃焼制御方式 () * 制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 * 1.2.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機) * 圧縮機のインバーター制御 ・行う ・行わない * モジュール形の適用 ・有 ・無 ・図示による * 冷水ポンプの組込み ・有 ・無 ・図示による * 水蓄熱用への適用 ・有 ・無 ・図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・直入始動 ・始動装置による始動 ・図示による * 冷媒 () ・図示による * 成績係数 数値 () ・図示による * 制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表示項目[圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上30kW以下の場合] ・ 運転停止表示 ・保護継電器の動作表示 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () ・ 運転時間表示用端子 ・温水出入口温度用端子(空気熱源ヒートポンプユニット) ・ 冷水出入口温度用端子 ・消費電力表示用端子	
	4節 コンクリート工事 4.4.1 一般事項	* 設計基準強度 () ・図示による * スランプ ・15cm ・18cm () ・図示による			【改修7.3.1】	3節 冷凍機 * 1.3.1 チリングユニット * 1.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット	* 容量制御 ・インバーター制御方式とする インバーター制御盤 * 水蓄熱用への適用 ・有 ・無 ・図示による * 熱回収型の適用[スクリュー冷凍機の場合] ・有 ・無 ・図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・直入始動 ・始動装置による始動 ・図示による * 冷媒 () ・図示による * 成績係数 数値 () ・図示による * 進相コンデンサー(高圧電動機盤) ・設置する () ・設置しない * 電動機盤 進相コンデンサー ・設置する ・設置しない ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () ・ 運転時間表示用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 消費電力表示用端子	
【改修】4章 はつり及び穴開け 【1節】一般事項 【4.1.1】共通事項 【4.1.2】非破壊検査 【4.1.3】穴開け及び補修 【4.1.5】既設基礎の解体はつり	* 施工日・施工時間 制限 ○有(協議による) ・ 無 * 放射線透過検査 ・行う ○行わない () * 貫通場所、口径等 ○図示による () * 解体基礎の仕様(有筋・無筋、防水・非防水、寸法等) ※図示による () * 基礎の解体・撤去後の床面仕上げ及び補修 ※図示による ()			【改修】1.3.3 遠心冷凍機 【改修】1.3.4 スクリュー冷凍機				

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-03
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第10983号	機械設備工事特記仕様書(3)	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

章	項目	特記事項	備考
第3編 空調和設備工事	1.3.5 吸収冷凍機	*成績係数 数値 () 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 図示による () ・運転時間表示用端子 冷水出入口温度用端子 消費電力表示用端子	【改修2編1.2.1】
	1.3.6 吸収冷水機	*排熱熱交換器 有 無 図示による *排熱投入型再生器 有 無 図示による *本体 高温再生器 煙管式 液管式 図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 () 図示による *成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] () 図示による *燃料削減率 数値 () 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 図示による () ・運転時間表示用端子 温水出入口温度用端子 冷水出入口温度用端子 燃料消費量表示用端子	
	1.3.7 吸収冷水機ユニット	*本体 高温再生器 煙管式 液管式 図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 () 図示による *パナ 有 パナ 有 木質パナ燃料使用パナ 図示による *成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] () 図示による *制御盤 運転時間計の適用 適用 不要 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 図示による () ・運転時間表示用端子 温水出入口温度用端子 冷水出入口温度用端子 燃料消費量表示用端子	
	4節 コージェネレーション装置	*冷却塔(放熱用) 設ける 設けない 図示による	
	1.4.2 構成	*排気ガスの排出規制値 () 図示による	
		*ガスタービン発電装置 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※90dB(A)以下 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※空冷式 水冷式 図示による 運転時間 () 図示による	
		*マイクロスタービン発電装置 マイクロスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組合せる場合 () 図示による *マイクロスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 () 図示による ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式	
	1.4.4 発電機等	*マイクロスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの ()	
	1.4.5 配電盤	*ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの () *ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()	
	1.4.7 熱回収装置	*構成 温水熱交換器 排ガス熱交換器 熱回収ポンプ 図示による *温水熱交換器 付属品 鋼製はしご 要 不要 図示による *熱回収ポンプ ケーシングの材質 ※FC200以上(JIS G 5501) ・SUS304(JIS G 4305) SCS13(JIS G 5121) 図示による 電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () フート弁 口径 () mm *制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 組込む 組込まない 図示による	
	1.4.14 総合効率	*総合効率 () 図示による	
	1.4.16 試験	*気密又は満水試験 行う 行わない 図示による *安全弁試験 行う 行わない 図示による	
	5節 水蓄熱ユニット	*冷媒 () 図示による *種類 スタティック形 (内融式 外融式) カプセル式) ダイナミック形	
	1.5.5 冷媒	*タンクの材質 () 図示による *設計用水平震度 ※図示による () *成績係数の数値 () 図示による	
	1.5.6 水生成装置		
1.5.7 タンク			
1.5.9 成績係数			
6節 冷却塔			
1.6.5 送風機	*ケーシング下部の水抜き 設ける 設けない *電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ()		
1.6.6 電動機			
1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	*薬液注入装置の適用 ※図示による ()		
7節 空調和機			
1.7.1 エントリ空調和機	*1.7.1.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※図示による () *大温度差送風方式(冷房時14℃以下)の場合の表面結露対策 行う 行わない 図示による *潜熱・顕熱分離形の場合、適用する項目 1.7.1.1(ア)(a) 1.7.1.1(ア)(b) 1.7.1.1(ア)(c)(形式) *許容騒音レベル[設計風量及び全静圧]が表3.1.7を超える場合 () *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※表2.1.5による () *1.7.2.1(イ)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※図示による () *床吹出形のコバト形空調和機 1.7.2.1(イ)による 図示による () *潜熱・顕熱分離形のコバト形空調和機 1.7.2.1(イ)による 図示による () *コバト形形式 図示による () *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 ※図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※表2.1.5による () *エアフィルタ 折込み形[1.8.2]の薄型 電気集じん器(円錐形)[1.8.5] 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () 図示による		
1.7.2 コバト形空調和機			
1.7.3 デザルト空調和機	*1.7.3.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※図示による () *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※表2.1.5による () *隠ぺい形の付属品 吸出口 吸込口 エアフィルター 図示による *試験方法 吸込空気の状態及び冷水水の入口温度 () *床置形及びロータイプ形の露出形の弁類 流量調整弁 定流量弁 () 図示による *サブドレンパン 設置する 設置しない ※図示による *付属品等 流量調整弁、定流量弁 () 図示による *床置屋内機形式 形式 FRV(D) FRH F1H FRL FIL 図示による *屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 *圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による		
1.7.4 ファンコイルユニット			
1.7.5 パッケージ形空調和機			

No. 4a

章	項目	特記事項	備考
第3編 空調和設備工事	1.7.6 マルチパッケージ形空調和機	*エアフィルタ(112kw以上の場合) ろ材ユニット 再生式 非再生式 図示による ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による *冷媒 ※図示による () *冷媒管 ※2編2.1.2による () *制御盤 適用する構成項目 進相コンデンサ 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※図示による () ・遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子 1.7.5.18による () *リモートコントローラ 図示による () *屋内機形式 形式 FRV(D) FRH F1H FRL FIL WR CR CRK CIS CID CK-1 CK-2 CK-3 CK-4 F10 C10 ※図示による *屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () 天井吊隠ぺい形の付属品 ※図示による 吹出口 吹込口 エアフィルタ *圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による *外気処理ユニット 形式 天井吊(隠ぺい)形 床置形 図示による *冷媒 ※図示による () *冷媒管 ※2編2.1.2による () *成績係数 数値 ※グリーン購入法の基本方針に定める数値 () 図示による *制御盤 適用する構成項目 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※図示による () ・遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子 *リモートコントローラ ※集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () 図示による 集中管理リモコンにEIB管理に関する機能 () 要 不要 個別リモコン 系統区分 ※図示による ()	[表2.1.6] [表2.1.8]
	1.7.7 ガスエンジンボンプ式空調和機	*屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 備える 備えない ※図示による *屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置 備える 備えない ※図示による *電源自立型ガスエンジンボンプ式空調和機 適用する 適用しない ※図示による *屋内機構成 加湿器 組込む 組込まない ※図示による 天井吊隠ぺい形の付属品 ※図示による 吹出口 吹込口 エアフィルタ *外気処理ユニット 形式 天井吊(隠ぺい)形 床置形 図示による *冷媒 ※図示による () *冷媒管 ※2編2.1.2による () *成績係数 数値 ※グリーン購入法の基本方針に定める数値 () 図示による *制御盤 適用する構成項目 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※図示による () ・遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子 *リモートコントローラ ※集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () 図示による 集中管理リモコンにEIB管理に関する機能 () 要 不要 個別リモコン 系統区分 ※図示による ()	[表2.1.6] [表2.1.8]
	8節 空気清浄装置		
	1.8.1 ハニシエアフィルタ	*ろ材ユニット 再生式 非再生式 図示による ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による *形式 高性能標準形 高性能薄形 高性能薄形	
	1.8.2 折込み形エアフィルタ	*性能 ※表3.1.11による () 図示による *ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※図示による ()	
	1.8.3 自動巻取形エアフィルタ		
	1.8.4 電気集じん器		
	1.8.5 電気集じん器(円錐形)		
	9節 全熱交換器		
	1.9.2 回転全熱交換器	*駆動装置 回転数制御装置 組込む 組込まない 図示による *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※表2.1.5による () *付属品 運転表示灯 要 不要 操作スイッチ 要 不要	
	1.9.4 全熱交換ユニット		
	10節 放熱器等		
	1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形付属品 ※図示による 吹出口 吹込口 エアフィルタ *方式 温水式 電気式 図示による *温水式床暖房 温熱源 温水式 温水熱源機 ヒートポンプ 給湯機 () 図示による 温熱源を複数台接続する場合 図示による () 温水式放熱器本体 温水パネル式 温水マット式 図示による *電気式床暖房 発熱ユニット 発熱ボード 発熱シート 図示による *本体 単機能温水熱源機 給湯温水熱源機 図示による *形式 据置型 壁掛形 図示による *給水方式 自動給水 手動 図示による	
	1.10.6 ガス温水熱源機		
	11節 送風機		
1.11.1 遠心送風機	*ケーシング下部の水抜き穴 設ける 設けない 図示による *電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ()	[改修2編1.2.1]	
1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機			
1.11.4 排煙機	*形式 ※遠心送風機 斜流送風機 軸流送風機 図示による *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ()	[改修2編1.2.1]	
12節 ポンプ			
1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 図示による JIS G 4305(冷間圧延フェリス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)FC200以上 JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *フート弁 口径 () 図示による *ケーシングの材質 図示による JIS G 4305(冷間圧延フェリス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)FC200以上 JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13	[改修2編1.2.1]	
1.12.2 ボイラー給水ポンプ			

No. 4b

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(いー2)第10983号	機械設備工事特記仕様書(4)
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課

M-04

章	項目	特記事項	備考
第3編 空調 設備 工事	1.12.3 真空給水ポンプユニット (真空ポンプ方式)	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による *フート弁 口径 () mm *形式 ・横形 ・立形 ・渦流形 ・図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※図示による	【改修2編1.2.1】
	1.12.4 真空給水ポンプユニット (エゼクター方式)	*形式 ・給水ポンプ2台(複式) ・給水ポンプ1台(単式) ・図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※図示による *制御方式 循環ポンプ2台(複式) ・循環ポンプ1台(単式) ・図示による *制御方式 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※図示による *制御方式 還水タンクがない場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・図示による *制御方式 還水タンクがある場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・図示による	
	1.12.5 オイルポンプ	*形式 ・渦流形 ・歯車形 ・図示による	
	13節 タンク及びヘッダー		
	1.13.2 還水タンク	*還水タンク 蒸気管の接続口 ・要 ・不要 温度調整装置の取付座 ・要 ・不要 *本体の材質 ・SUS304 ・SUS316 ・SUS444 ・図示による	
	1.13.3 多管形熱交換器	*付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による	
	1.13.5 開放形膨張タンク	*本体の材質 ・鋼板(イボキ樹脂ライニング) ・SUS304 ・図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による *付属品 溶解栓 ・要 ・不要 ・図示による	
	1.13.6 空調用密閉形 隔膜式膨張タンク	*形式 ・図示による	
	1.13.7 オイルタンク	*ヘッダーに設けるもの ・還水管の接続口 ・排水管の接続口 ・図示による	
	1.13.9 ヘッダー		
14節 ダクト及びダクト付属品		【改修1.2.1】	
1.14.1 一般事項	*排煙ダクト ※亜鉛鉄板製 ・鋼板製 ・図示による *ダクトの区分 ○アングルフランジ工法が外 ○コーナー材工法が外 ・図示による *コーナー材工法が外 ○共板フランジ工法 ・スライドフランジ工法 ・図示による *厨房用排気ダクトの板厚 () mm ・図示による *消音内貼 ○施す ○施さない ・図示による		
1.14.6 チャンバー	*ボックス ※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製 ・図示による *フード囲い ダンパー類の点検口 ・設ける () ・設けない ・図示による *取付けるコック等 ・黄銅製コック ・黄銅製プラグ ・ステンレス製コック ・図示による *グリリス除去装置 ・グリリスエクストラクター ・グリリスフィルター ・図示による		
1.14.7 吹出口, 吸出口ボックス			
1.14.8 排気フード			
1.14.11 グリリス除去装置			
15節 制気口及びダンパー		【改修1.3.1】	
1.15.3 吹出口	*シーリングデューザー オートコン上下機構付シーリングデューザー ・適用する ・適用しない ・図示による *吹出口 低温送風形シーリングデューザー ・適用する ・適用しない ・図示による *床吹出口 ケーシングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合 () ・図示による *DDCからの制御信号による風量制御 ・行う ・行わない ・図示による		
1.15.14 変風量ユニット			
2章 施工			
1節 機器の据付け及び取付			
2.1.1 一般事項	*基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ()) ・防振基礎 *機器 設計用震度 ※2.1.1(5)(7)(イ)[改修は2.1.1(4)(7)(イ)]による ()	【改修2.1.1】	
2.1.8 コージェネレーション装置	*排ガス管, 排ガスダクトの保温材の厚さ () mm ・図示による	【改修2.1.8】	
2.1.18 送風機	*遠心送風機(床置形) 基礎の形式 ※標準基礎 ・防振基礎 ・図示による *防振基礎の場合 防振材 () ・図示による 振動絶縁効率 () % ・図示による	【改修2.1.18】	
2.1.19 ポンプ	*防振基礎の場合 防振材 () ・図示による 振動絶縁効率 ※80%以上 () % ・図示による	【改修2.1.19】	
2節 ダクトの製作及び取付け		【改修2.2.1】	
2.2.1 一般事項	*多湿箇所の排気ダクト 水抜管 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修2.2.5】	
2.2.5 ダクト付属品	*風量測定口 取付け位置 ※図示による ()		
【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用	*ダクト内清掃 ・行う ・行わない ・図示による		
【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト清掃の工法 () ・図示による *既存状態を調査・記録する場所及び箇所数 () ・図示による *吹出口, 吸込口, ダンパー等の再取付け前の清掃 ・行う ・行わない ・図示による *ダクト内粉じん捕集方法 ※集じん装置又は集じんフィルタ () ・図示による *清掃後のダクト内面状態の記録写真の記録場所及び箇所数 () ・図示による *作業中の仮設ダクト ・設ける ・設けない ・図示による		
【改修】4節 撤去			
【改修】2.4.5 既設ダクトの撤去	*撤去範囲 ※図示による ()		
1章 機材		【改修1.1.1】	
1節 総則			
1.1.1 一般事項	*自動制御設備 システム構成及び機能 ☒ 図示による () *再使用品 ・有 () ・無 ○ 図示による		
【改修】1.1.1 一般事項			
2節 自動制御機器			
1.2.2 調節部	*中央監視制御装置との通信機能 ・有 ○ 無 ・図示による *盤類の改造する場合の実施事項[1.2.2(1)(7)~(1)以外] () ・図示による *中央監視装置のソフトの追加, 変更及び機能変更 ・有 () ○ 無 ・図示による		
【改修】1.2.2 盤類の改造			
1.2.3 操作部	*電動弁 弁の耐圧 ※1.0MPa () ・図示による 閉閉状態の遠方表示用接点, 端子等 ・設ける ○ 設けない ・図示による *電磁弁 弁の耐圧 ※1.0MPa () ・図示による		
3節 自動制御盤			
1.3.3 キャビネット	*屋内用キャビネット ※防錆処理を施した鋼板1.6mm以上 ・ステンレス鋼板1.2mm以上 ○ 図示による		
4節 中央監視制御装置		【表4.1.3】	
1.4.1 一般事項	*システム構成及び機能 ※図示による ()		
1.4.2 中央監視盤	*構成 システム構成 ・中央処理装置 ・補助記憶装置 ・表示装置 ・副表示装置 ・操作器 ・操作卓 ・伝送制御装置 ・電源装置 () ・図示による 形式 ※図示による () *中央処理装置の監視制御機能 ※表4.1.3による ・図示による () 監視制御機能の構成, 表示内容等 () *補助記憶装置 形式 ※図示による () *表示装置 ・デスクトップ型 ・壁掛形 ・壁掛分離型 ・図示による 表4.1.4表示装置機能に示す表示装置以外に計測ゲージ等を表示する場合 () *副表示装置 表示点数 () ・図示による 画面 () 液晶ディスプレイとする場合 表4.1.4表示装置機能に示す表示装置以外に計測ゲージ等を表示する場合 () ・図示による	【表4.1.4】	

章	項目	特記事項	備考
第4編 自動 制御 設備 工事	1.4.3 周辺装置	グラフィックとする場合 形式 ・合成樹脂パネル ・鋼板パネル ・合成樹脂パネル 表示部 表示項目及び表示点数 () *操作卓 寸法 ※図示による () *電源装置 ※交流無停電電源装置 () 停電補償時間 () *印字装置 印字方式 ・インクジェット方式 ・レーザー方式 ・図示による	【表4.1.5】 【表4.1.6】
	1.4.4 端末装置	*インターホーン ・適用する ・適用しない 通話方式及び設置場所 () ※図示による *ディジタル制御コントローラ(DDC) 適用する制御機能 熱源用DDC機能 () 空調用DDC機能 () VAV用DDC機能 () ファンコイルユニット用DDC機能 () ユーザインタフェース機能 ()	【表4.1.7】 【表4.1.8】 【表4.1.8】 【表4.1.9】 【表4.1.10】
	5節 計装用機材		
	1.5.1 電気計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管(PF管) ※単層管 () *硬質ビニル管及び付属品 ・適用する ・図示による	
	2章 施工		
	3節 配線		
	2.3.1 配線	*耐震支持 水平震度及び鉛直震度 ※図示による () *横引き配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・図示による *垂直配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・図示による	【表4.2.1】 【表4.2.2】
	【改修】5節 撤去		
	【改修】2.5.2 既存設備の撤去	*電線管, 配線等の撤去範囲 ※図示による ()	
	1章 機材		【改修1章1節】
1節 衛生器具			
1.1.1 一般事項	*衛生陶器の付属品及び水栓, 洗浄弁, 洗浄管等の見え掛り部材質 ・ステンレス製 ・図示による *付属品 電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ・図示による 手動スイッチ ・有 ・無 ・図示による		
1.1.2 衛生陶器及び 付属品	*小便器用節水装置の形式 ・小便器一体型 ・小便器分離型 ・図示による *大便器用便座 ※温水洗浄便座 ・普通便座 ・図示による *付属品 紙巻器のワットカット機能 ・要 ・不要 ・図示による ステンレス製シートパネル ・要 ・不要 ・図示による 背もたれ ※設けない ・設ける ・図示による		
1.1.3 衛生器具ユニット	*大便器ユニット 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ ※図示による () 配管材, ケーシング[化粧前板, 甲板の仕様] ※図示による () *小便器ユニット 小便器の種類及び節水装置の組合せ ※図示による () 配管材, ケーシング[化粧前板, 甲板の仕様] ※図示による () *洗面器ユニット 洗面器の種類 () 給湯管 ・要 ・不要 ・図示による 配管材, ケーシング[化粧前板, 甲板の仕様] ※図示による () *壁掛形汚物流しユニット 汚物流しの種類, ホース付ストマ器具洗浄用水栓及び給湯方式 ※図示による () 配管材, ケーシング[化粧前板, 甲板の仕様] ※図示による () *その他のユニット 仕様 掃除流しユニット ※図示による 手洗器ユニット ※図示による 車椅子対応ユニット ※図示による		
1.1.4 浴室ユニット	*壁, 天井, 床の仕様 ※図示による () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による () 浴槽 大きさ ※図示による () 高断熱性能 ・要 ・不要 ・図示による 浴槽ふた ・要 ・不要 () 照明の種類 ※図示による () 付属品の仕様[建具, 鏡, 排水トラップ, タル掛け] ※図示による () *壁, 天井, 床の仕様 ※図示による () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による () 浴槽 大きさ ※図示による () 衛生陶器 種別及び仕様 ※図示による () 照明の種類 ※図示による () 付属品の仕様 ※図示による ()		
1.1.5 複合浴室ユニット			
1.1.7 自動水栓	*電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ・図示による *手動スイッチ ・有 ・無 ・図示による *操作方式 ・電気開閉式 (・センサー式 ・タッチスイッチ式) ・手動式 ・図示による		
1.1.8 大便器用洗浄弁			
1.1.9 鏡	*大きさ () ※図示による		
1.1.10 化粧棚	*大きさ () ※図示による		
1.1.11 水石けん入れ	*型式 ・手洗器一体型 ・手洗器分離型 ・図示による *自動供給式 ・適用する ・適用しない ・図示による *温水洗浄機能 洗浄水加熱方式 ・貯湯方式 ・瞬間方式 ・図示による *付加機能 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン(電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電) ・図示による		
1.1.13 温水洗浄便座			
【改修】1節 機器・器具			
【1.1.2】試験	*分割搬入の必要のある機器の試験 ・行わない ・行う ()		
2節 ポンプ			
1.2.1 揚水ポンプ(横形)	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による () *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による		
1.2.2 揚水ポンプ(立形)			
1.2.3 小形給水ポンプユニット	*制御方式 ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図示による *運転方式 () ※図示による *24時間強制ローテーション機能 ・有 ・無 ・図示による *付属品 フート弁 呼び径 () ※図示による *逆流防止装置 設置位置 ※吸込側 () ・図示による		
1.2.4 水道用直結加圧形 ポンプU			

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-05
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2)第10983号	機械設備工事特記仕様書(5)	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考			
第6編	3.2.3 配管	* 地中埋設標の設置箇所 ※ 図示による	()	第9編	2.2.3(3.2.3) 乗場 (4.1.1)	* かご室 側板の材質 ()	・ 図示による			
	3.2.4 塗装	* 塗料種別 合成樹脂塗合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ()	・ 図示による			* かご室内設備 各階案内表示板 ()	・ 館内放送用ICカード ()	・ 着脱式壁保護材 ()	・ 図示による	
【改修】4節 撤去 [2.4.2] 既存設備の撤去				* 既設配管等の撤去範囲 ※ 図示による ()						
第7編	1章 一般事項			第9編	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1)	* 乗場の戸 材質 ()	・ 図示による			
	2節 事前調査	* 事前調査	揚水井 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表面探査 ・ 周辺環境調査							
	1.2.1 事前調査		地中熱交換井 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集、整理 ・ 周辺環境調査							
	2章 揚水井設備									
	1節 機材及び施工									
	2.1.1 掘さく	* 工法	パーカッション式 ・ ローター式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ 回転振動式			・ 図示による				
	2.1.2 電気検層	* 測定方法	※連続測定 ・ スポット測定 (深度1mごと)			・ 図示による				
	2.1.3 ケーシング	* ケーシング	仮設ケーシング ・ 使用する () ・ 使用しない ()			・ 図示による				
	3章 地中熱交換井設備									
	1節 機材及び施工									
3.1.1 掘さく	* 工法	回転振動式 ・ ローター式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ ローターパーカッション式	・ 図示による							
第8編	1章 一般事項			第9編	2.2.7(3.2.7) 管制運転等 (4.1.1)	* 地震感知器	・ 図示による			
	1節 総則									
	1.1.1 一般事項	* 処理種別	小規模合併処理 () ・ 合併処理 ()			・ 図示による				
	1.1.2 施工範囲	* 現場施工型	送風機室 () ・ 防護さく () ・ コンクリート躯体工事 ()			・ 図示による				
	2章 現場施工型浄化槽									
	3章 ユニット型浄化槽									
	1節 機材									
	2.1.1(3.1.1) スクリン	* 電動機	200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による			()				
	2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ	* ケーシングの材質	()			・ 図示による				
	第9編	1章 一般事項					第9編	2.2.8(3.2.8) エレベーター監視盤 (4.1.1)	* エレベーター監視盤の構成	※ 図示による ()
1節 総則										
1.1.1 一般事項		* 現場施工型	送風機室 () ・ 防護さく () ・ コンクリート躯体工事 ()	・ 図示による						
1.1.2 施工範囲		* ユニット型	土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事	・ 図示による						
2章 現場施工型浄化槽										
3章 ユニット型浄化槽										
1節 機材										
2.1.1(3.1.1) スクリン		* 電動機	200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による	()						
2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ		* ケーシングの材質	()	・ 図示による						
第10編		1章 一般事項			第10編	2章 二段方式機械式駐車装置				
	1節 総則									
	1.1.1 一般事項	* 現場施工型	送風機室 () ・ 防護さく () ・ コンクリート躯体工事 ()	・ 図示による						
	1.1.2 施工範囲	* ユニット型	土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事	・ 図示による						
	2章 現場施工型浄化槽									
	3章 ユニット型浄化槽									
	1節 機材									
	2.1.1(3.1.1) スクリン	* 電動機	200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による	()						
	2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ	* ケーシングの材質	()	・ 図示による						
	第11編	1章 一般事項					第11編	2章 医療ガス設備工事		
1節 総則										
1.1.1 一般事項		* 現場施工型	送風機室 () ・ 防護さく () ・ コンクリート躯体工事 ()	・ 図示による						
1.1.2 施工範囲		* ユニット型	土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事	・ 図示による						
2章 現場施工型浄化槽										
3章 ユニット型浄化槽										
1節 機材										
2.1.1(3.1.1) スクリン		* 電動機	200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による	()						
2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ		* ケーシングの材質	()	・ 図示による						

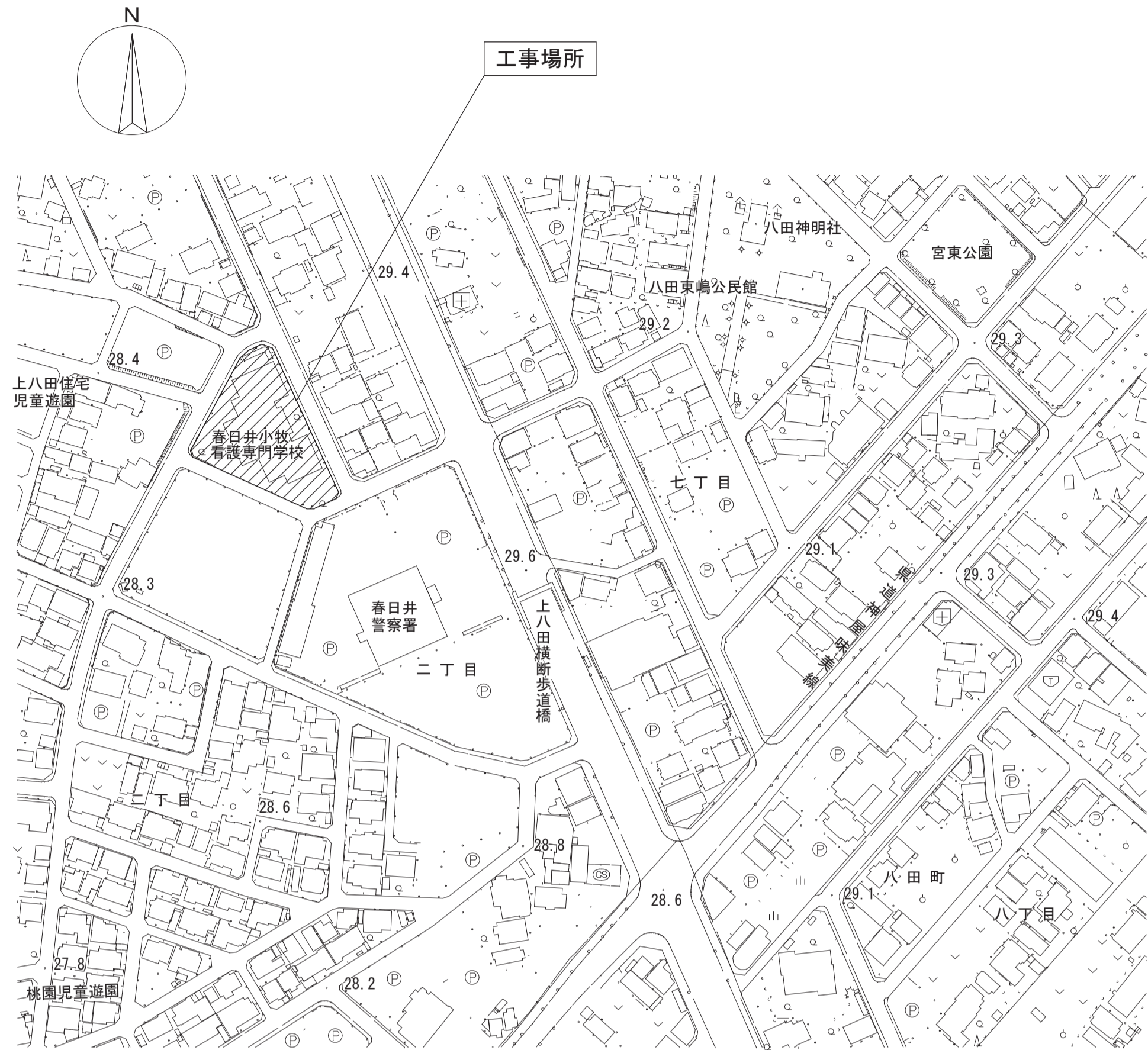
章	項目	特記事項	備考
第1編 医療ガス設備工事	2-2-2 配管の施工	* 空気及び吸引配管の保護方法 () 図示による * 銅管 配管の接合 2.2.2.2(エ)以外を使用する場合 () 図示による	
	3節 既存配管設備の変更		
	2.3.1 一般事項	* 既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※プラグ止め () 図示による * 2.4.2(7)～(カ)までの試験のうち、簡略化するもの () 図示による * 仮設供給の方法 () 図示による	
	4節 検査・試験		
	2.4.2 検査・試験の順序	* 検査・試験の項目と順序 ※2.4.2による () 図示による	
	2.4.3 検査・試験の時期と内容	* アウトレット 判別不可能な場合のガス別同定の検査方法 () 図示による * 圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度 ()	

その他	* 本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものの他は「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」による。	<p>* 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（KS）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>* 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（KS）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 重要機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要機器</th> <th>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</th> <th>火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</td> <td>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</td> <td>火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 * 一般機器 重要機器以外のもの</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	重要機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。（平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし） 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>
	設置場所	耐震安全性の分類																																																															
		※ 特定の施設		一般の施設																																																													
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																													
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																													
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																													
設置場所	耐震安全性の分類																																																																
	※ 特定の施設		一般の施設																																																														
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																													
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																													
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																													
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																													
重要機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類																																																															
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類																																																															
* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																																																						
試験名	計測項目																																																																
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																																
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																																																																
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																																
製品検査	外観、寸法、性能																																																																
* 特定建設資材の再資源化等	<p>* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p>																																																																
* 別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工程毎及び作業内容及び解体方法</td> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他 ()</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	工程毎及び作業内容及び解体方法	・建築設備、内装材等	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他 ()	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用	<p>* 別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工程ごと及び作業内容及び解体方法</td> <td>・造成等</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他 ()</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	工程ごと及び作業内容及び解体方法	・造成等	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他 ()	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																	
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																															
工程毎及び作業内容及び解体方法	・建築設備、内装材等	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・屋根ふき材	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・外装材、上部構造部材	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																															
	・基礎、基礎ぐい	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																															
	・その他 ()	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																															
工程ごと及び作業内容及び解体方法	・造成等	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・基礎、基礎ぐい	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																															
	・上部構造部分、外装	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																															
	・屋根	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・建築設備、内装等	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
・その他 ()	・有 ○無 ・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工程毎及び作業内容及び解体方法</td> <td>・仮設</td> <td>○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他 ()</td> <td>・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別・解体等の方法	工程毎及び作業内容及び解体方法	・仮設	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他 ()	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用	<p>* 別表4 再資源化等をすす施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材																																		
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																																															
工程毎及び作業内容及び解体方法	・仮設	○有 ・無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・土工	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・基礎	・有 ○無 ・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																															
	・本体工事	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
	・本体付属品	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																															
・その他 ()	・有 ○無 ※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																																
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																															
・コンクリート																																																																	
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																	
・アスファルト・コンクリート																																																																	
・木材																																																																	

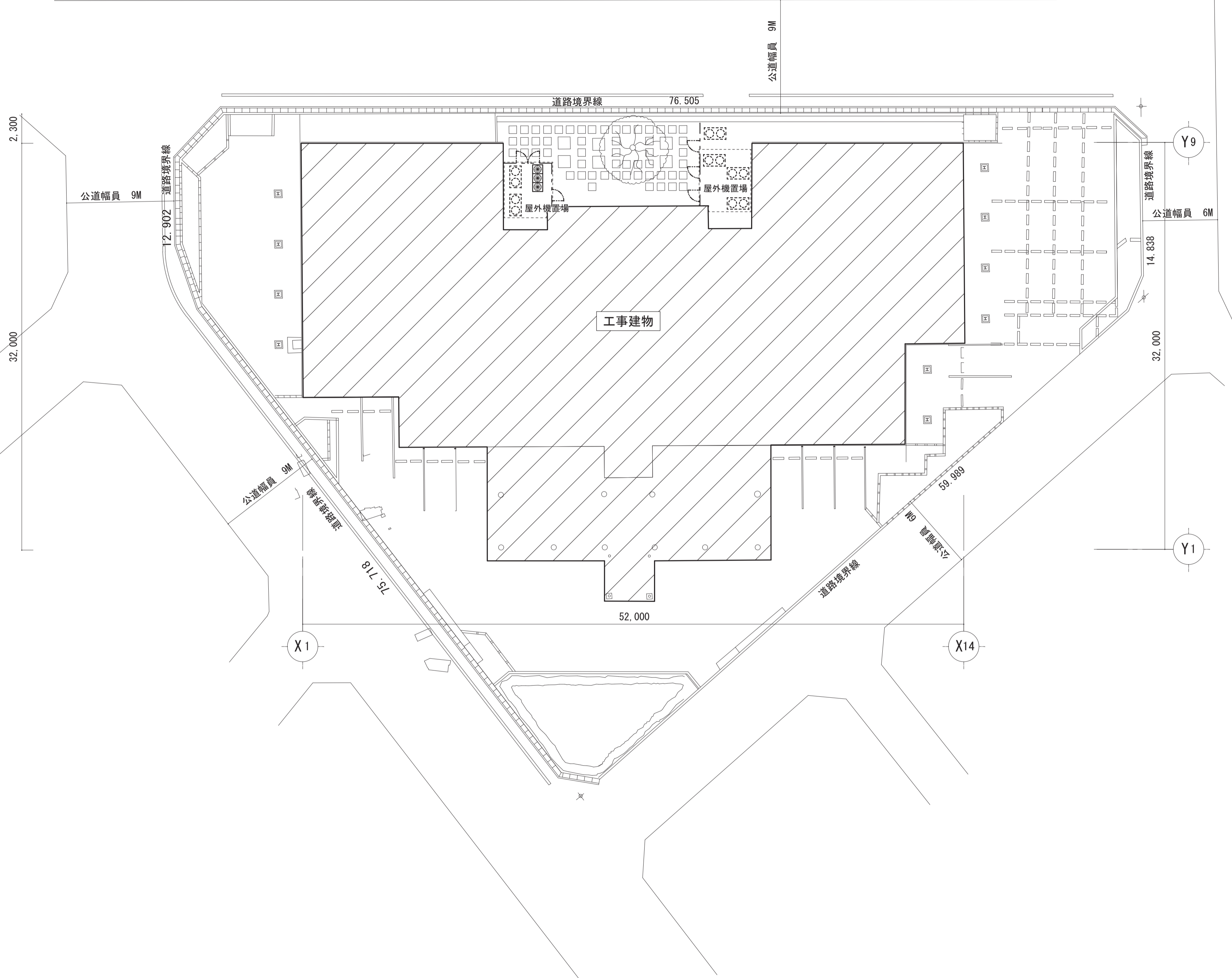
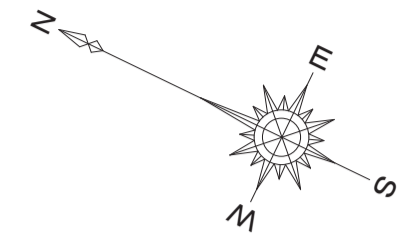
(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

章	項目	特記事項	備考
機械設備工事指定資材			
	分類	指定資材	適用範囲
ボイラー	ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー	評価名簿登録品
		鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー	評価名簿登録品
温水発生機	温水発生機	真空式温水発生機	評価名簿登録品
		無圧式温水発生機	評価名簿登録品
冷凍機	冷凍機	フルコンプレッサーユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット	評価名簿登録品
		吸収冷温水機	評価名簿登録品
冷却塔	冷却塔	遠心冷凍機	評価名簿登録品
		冷却塔	評価名簿登録品
空調機	空調機	ユニット形空調機	評価名簿登録品
		ファンコイルユニット及びファンコイルユニット	評価名簿登録品
		コンパクト形空調機	評価名簿登録品
		パッケージ形空調機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上
空気清浄装置	空気清浄装置	マルチパッケージ形空調機	評価名簿登録品
		ガスファンヒーター式空調機	冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)
全熱交換器	全熱交換器	エアフィルター（パネル形・折込み形）	評価名簿登録品
		自動巻取形フィルター	評価名簿登録品
送風機	送風機	電気集じん器	評価名簿登録品
		全熱交換器（回転形・静止形）	評価名簿登録品
ポンプ	ポンプ	全熱交換ユニット	評価名簿登録品
		送風機	評価名簿登録品
ダクト付属品	ダクト付属品	斜流送風機	評価名簿登録品
		軸流送風機	評価名簿登録品
自動制御	自動制御	消音ボックス付送風機	評価名簿登録品
		衛生器具ユニット	評価名簿登録品
タンク	タンク	横形遠心ポンプ	評価名簿登録品
		水中モーターポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)
消火装置	消火装置	立形遠心ポンプ	評価名簿登録品
		吹出口・吸込口	評価名簿登録品
厨房機器	厨房機器	風量ユニット（定風量・変風量）	評価名簿登録品
		自動制御システム	評価名簿登録システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	JISマーク表示品または評価名簿登録品
		FRP製パネルタンク	評価名簿登録品
タンク	タンク	密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用）	評価名簿登録品
		ステンレス鋼板性パネルタンク（溶接組立形）	評価名簿登録品
消火装置	消火装置	ステンレス鋼板性パネルタンク（ボルト組立形）	評価名簿登録品
		スプリンクラー消火システム	評価名簿登録システム
厨房機器	厨房機器	不活性ガス消火システム	評価名簿登録システム
		泡消火システム	評価名簿登録システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	ハロゲン化物消火システム	評価名簿登録システム
		評価名簿登録システム	評価名簿登録システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット	マンホールふた	評価名簿登録品
		マンホールふた・弁組ふた	評価名簿登録品
<p>注) 本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面にて指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等（「評価名簿登録品、評価名簿登録システム」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B.L部品）。ただし、現場においてB.Lマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>			
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事による空調使用不可期間は、夏休み期間中（7月末～8月末）のみとし、夏休み明けからは、各室の空調使用が可能なような工事工程を計画すること。 			

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-08
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (いー2) 第 10983号	機械設備工事特記仕様書 (8)	
一級建築士登録番号 第24251号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	



案内図 1/2000



配置図 1/200

凡例					
記号	名称	備考	記号	名称	備考
R	冷媒管	断熱材被覆銅管	SA	空調送気ダクト	亜鉛鉄板
D	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	RA	空調送気ダクト	亜鉛鉄板
CH	冷温水管(往)	配管用炭素鋼管(白)	OA	空調及び換気外気ダクト	亜鉛鉄板
CHR	冷温水管(還)	配管用炭素鋼管(白)	EA	空調及び換気排気ダクト	亜鉛鉄板
-	給水管	塩ビライニング鋼管(SGP-VA)	VD	風量調整ダンパー	
G	ガス管	ガス供給事業者認定品	MD	電動ダンパー	
	弁類	仕切弁、逆止弁	CD	逆流防止ダンパー	
	伸縮継手		FD	防火ダンパー	
	可とう継手	SUS製	吹出口類	指定色仕上げ ※図中(F)は7/14付	
	可とう継手	ゴム製	吸込口類	指定色仕上げ ※図中(F)は7/14付	
			換気扇類		

改修前


記号	機器名称	設置場所	機器仕様	動力(kW)	相-電圧	台数	備考
RH-1	冷温水発生機	屋上	吸収式ガス焚 屋外設置形 暖房特大 60USRT 冷却塔+冷却水ポンプ+冷温水ポンプ+膨張タンク+制御盤内蔵型 冷房能力 211kW 暖房能力 218kW	冷温水P:7.5 冷却水P:3.7 冷却塔F:2.2	3φ-200	1	撤去
HW-1	冷温水ヘッダ(往)	塔屋機械室	200φ×2000L 圧力計、温度計、架台付			1	撤去
HWR-1	冷温水ヘッダ(還)	同上	同上			1	撤去
DU-1	水質管理装置	屋上	冷却水用 プローブ-監視+水質管理(スケール防止+殺藻+防蝕) キュービクル型屋外設置タイプ 操作盤+薬注ポンプ+薬注タンク100L	0.1	1φ-200	1	撤去
MA0-1	マルチ屋外ユニット	屋上	インバーターシステム5HP(1.25HP×4台) 冷房能力 12500kcal/h 暖房能力 14000kcal/h	圧縮機:3.0 送風機:0.15	3φ-200	1	※ 既設使用
MAI-1	マルチ屋内ユニット	研究室 兼面談室	カセット型 冷房能力 3125kcal/h 暖房能力 3500kcal/h	送風機:0.05	1φ-200	4	※ 既設使用
AH-1	エアハンドリングユニット	1F機械室	立型 風量 17900m ³ /h 冷房能力 93000kcal/h 暖房能力 68000kcal/h 水スプレー加湿量 18kg/h	送風機:11.0	3φ-200	1	撤去
FC-6	同上	多目的室1・2 和室・準備室	天井埋込高静圧型 冷房能力 顕熱5760kcal/h 全熱8300kcal/h 暖房能力 11300kcal/h 冷温水量 27.7L/min 風量 1400m ³ /h 機外静圧 10mmAg	送風機:0.218	1φ-100	6	撤去
AC-1	パッケージエアコン	屋外	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW	1.34	1φ-200	2	※ 既設使用
AC-1-1		事務室 教務室	屋内機 天井カセット型(4方向吹出)				
AC-2	パッケージエアコン	屋外	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW	1.61	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-2-1		教務室	屋内機 天井カセット型(4方向吹出)				
AC-3	パッケージエアコン	屋外	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW	1.38	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-3-1	屋外機	講師室	屋内機 天井カセット型(4方向吹出)				
AC-4	パッケージエアコン	2階パルコ- 演習室1	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW	1.34	1φ-200	1	※ 既設使用
AC-4-1	屋外機		屋内機 天井カセット型(4方向吹出)			1	
AC-5	ルームエアコン	屋外	空冷ヒートポンプエアコン セパレート型		1φ-200	1	※ 既設使用
AC-5-1	屋内機	詰所	壁掛型			1	

記号	機器名称	設置場所	機器仕様	動力(kW)	相-電圧	台数	備考
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン 屋外機	屋外	標準ビル用マルチエアコン 冷房能力 35.5kW 暖房能力 40.0kW ガスエンジン定格出力 7.9kW ファン 0.37x2kW 冷媒410A	0.72	1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP1-1	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	会議室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 8.0kW 暖房能力 9.0kW		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP1-2	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	校長室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 4.5kW 暖房能力 5.0kW		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP1-3	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	副校長室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW		1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP1-4	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	保健室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW		1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP-2	ガスヒートポンプエアコン 屋外機	屋外	標準ビル用マルチエアコン 冷房能力 71.0kW 暖房能力 80.0kW ガスエンジン定格出力 15.7kW ファン 0.37x2kW 冷媒410A	1.16	1φ-200	1	※ H24年度改修完了
GHP2-1	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	視聴覚教室 兼 情報処理室	天井埋込型(高静圧型) 冷房能力 16.0kW 暖房能力 18.0kW ファン 35m ³ /min (強)x120 Pa (機外)x290 W		1φ-200	2	※ H24年度改修完了
GHP2-2	ガスヒートポンプエアコン 屋内機	図書室	天井カセット型(4方向吹出) 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW		1φ-200	4	※ H24年度改修完了
HEA-1	外気処理ユニット	図書室前 廊下	天井埋込型 風量 1000m ³ /h 冷温水コイル・超音波加湿器組込型 冷房能力 顕熱2500kcal/h 全熱4800kcal/h 暖房能力8300kcal/h	0.89	1φ-200	1	※ R5年度改修完了
FHE-4	全熱交換器形 換気扇	成人看護学 実習室	天井埋込型 1000m ³ /h×17mmAg 熱交換率 74%以上 スイッチ(強・弱・普通換気・ランプ付)	0.89	1φ-100	2	※ H24年度改修完了
V-2	天井扇	3F	150φ×200m ³ /h×4mmAg セルフド(アルミ製)150φ付	0.03	1φ-100	1	※ 既設使用
V-3	同上	3F	150φ×350m ³ /h×5mmAg セルフド(アルミ製)200φ付	0.048	1φ-100	6	※ 既設使用
FE-3	排気ファン	調理実習室	天吊型 消音ボックス付ラインファン #3×2900m ³ /h×21mmAg	0.45	1φ-100	1	※ 既設使用
FS-1	給気ファン	調理実習室	天吊型 消音ボックス付ラインファン #3×2900m ³ /h×17mmAg	0.45	1φ-100	1	※ 既設使用

撤去 本工事にて撤去対象機器範囲を示す。

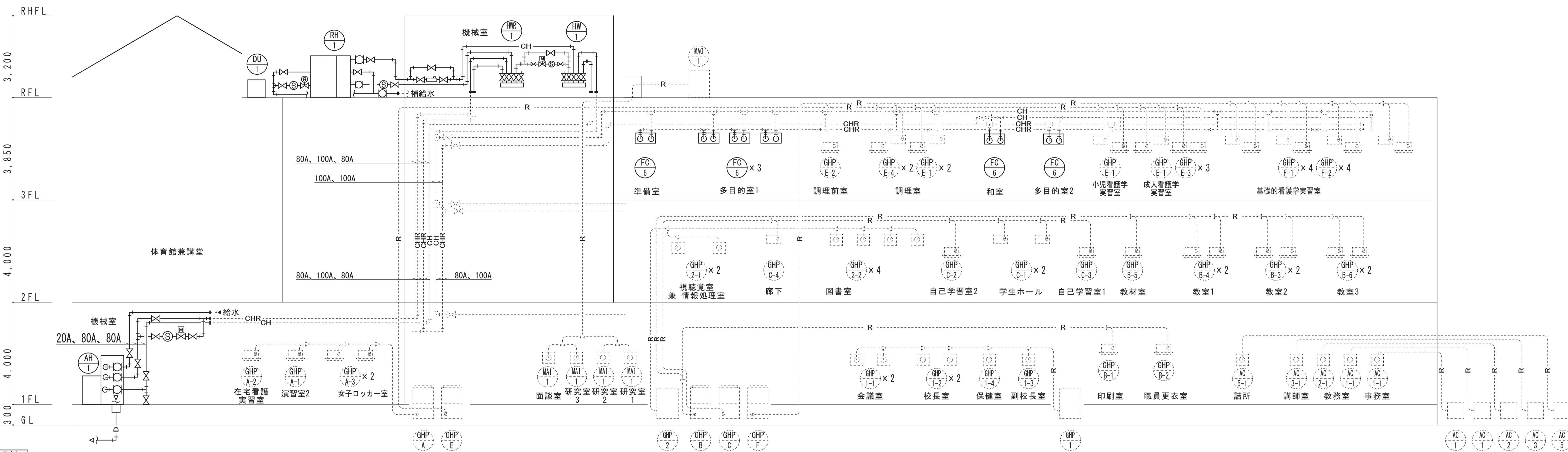
株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-10
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2)第 10983号	空調設備 機器表 [改修前]	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

改修後

機器記号	機器名称	機器仕様	定格能力		送風機		電気容量			ガスエンジン(都市ガス13A)			台数	設置場所
			冷房 kW	暖房 kW	送風量 m3/h	機外静圧 Pa	相 φ	電圧 V	送風機 電動機出力 kW	定格出力 kW	ガス消費量 冷房 kW	暖房 kW		
※	GHP-A	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 13HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	35.5	40.0	-	-	3	200	0.75	7.9	28.7	27.9	1	屋外
			GHP-A-1	9.0	10.0	1350	-	1	200	0.046×2	-	-	-	1
	GHP-A-2	11.2	12.5	1440	-	1	200	0.106×2	-	-	-	1	1階 在宅看護実習室	
	GHP-A-3	5.6	6.3	780	-	1	200	0.046	-	-	-	2	1階 女子ロッカー室	
	GHP-B	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1	屋外
			GHP-B-1	3.6	4.0	570	-	1	200	0.046	-	-	-	1
GHP-B-2	3.6	4.0	570	-	1	200	0.046	-	-	-	1	1階 職員更衣室		
GHP-B-3	11.2	12.5	1410	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室2		
GHP-B-4	14.0	16.0	1650	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室1		
GHP-B-5	4.5	5.0	630	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 教材室		
GHP-B-6	11.2	12.5	1410	-	1	200	0.106	-	-	-	2	2階 教室3		
※	GHP-C	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 25HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	71.0	80.0	-	-	3	200	0.75 ×2	15.7	53.6	52.0	1	屋外
			GHP-C-1	22.4	25.0	4140	200	1	200	0.44×2	-	-	-	2
	GHP-C-2	2.2	2.5	540	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 自己学習室2	
	GHP-C-3	2.2	2.5	540	-	1	200	0.046	-	-	-	1	2階 自己学習室1	
	GHP-C-4	14.0	12.0	1080	260	1	200	0.27	-	-	-	1	2階 廊下(図書室用)	
※	GHP-E	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1	屋外
			GHP-E-1	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	2
	GHP-E-2	2.8	3.2	690	-	1	200	0.046	-	-	-	1	3階 前室	
	GHP-E-3	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋内機 天井カセット形(2方向)	5.6	6.3	900	-	1	200	0.046	-	-	-	3	3階 成人看護学実習室 3階 小児看護学実習室
			5.6	6.3	870	-	1	200	0.078	-	-	-	2	3階 調理実習室
	※	GHP-F	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 30HP 設計水平震度 1.0G 分岐管 付属	85.0	95.0	-	-	3	200	0.75 ×2	18.8	74.1	65.6	1
GHP-F-1				14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	4
GHP-F-2		7.1	8.0	960	-	1	200	0.063	-	-	-	4	3階 基礎看護学実習室	
※	GHP-D	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 25HP スプリング防振架台付属 設計水平震度 1.5G 分岐管 付属	71.0	80.0	-	-	3	200	0.75 ×2	15.7	53.6	52.0	1	R階屋上
			GHP-D-1	14.0	16.0	2220	120	1	200	0.30	-	-	-	1
	GHP-D-2	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	1	3階 多目的室2	
	GHP-D-3	11.2	12.5	1920	200	1	200	0.35	-	-	-	3	3階 多目的室1 3階 準備室	
※	GHP-G	ガスヒートポンプ式マルチエアコン 屋外機(冷暖切替)臭気低減機能付 20HP スプリング防振架台付属 設計水平震度 1.5G 分岐管 付属	56.0	63.0	-	-	3	200	0.75 ×2	12.4	41.9	39.7	1	R階屋上
			GHP-G-1	14.0	16.0	2340	200	1	200	0.35	-	-	-	4
※特記事項														
(1) グリーン購入法適合品とし、電源周波数は60Hz・電気容量は参考値とする。 (2) パッケージエアコンの冷房能力及び暖房能力及び消費電力はJIS B 8616iによる。 (3) 冷媒はオゾン層破壊係数0のものとする。 (4) 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)はエコケーブルとし冷媒管共巻きとする。 (5) 冷媒管の口径は製造者の標準仕様とする。なお、冷媒管継手等は付属とする。 (6) 屋外機基礎は標準基礎とする。(既設利用)機器設置に必要な補助鋼材(溶融亜鉛メッキ仕上げ)は本工事とする。 (7) リモートコントローラーは付属(ワイヤード)とし、配線はメーカー標準仕様とする。 (8) 天井埋込ダクト形はフィルターチャンバー及びフィルターは付属とする。 (9) 予備フィルター(全フィルターの100%)付属とする。 (10)  本工事対象外範囲を示す。														

機器記号	機器名称	機器仕様	電気容量			台数	設置場所	備考
			φ	V	kW			
CH-1	ガスヒートポンプチラー	ガスヒートポンプチラー 25HP 設計水平震度 1.0G	3	200	0.56 ×3	1	屋外機置場	冷熱能力 71 kW 冷水量 170 L/min 加熱能力 80 kW 温水量 170 L/min エンジン定格出力 15.7 kW
		定格ガス消費量 冷却: 69.6 kW 加熱: 68.5 kW						
		送風機 610 m3/min×3台 冷媒種類: R410A						
		系内最小保有水量 600 L 付属品: チラーコントロールローラー						
		既設コンクリート基礎に鉄骨H-150×150×7×10取付 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)						
		ステンレス製						
		呼称容量 600 L 参考寸法 600φ×2000~2300h						
		設計水平震度 1.0G						
CHP-1	冷水循環ポンプ	ラインポンプ 40φ × 170 L/min × 15 m	3	200	1.5	1	1階機械室	
EXT-1	冷水膨張タンク	密閉式膨張タンク 膨張量 8 L 総容量 40 L 最高使用圧力 0.20 MPa	3	200	1.5	1	1階機械室	参考寸法 ≒400φ×≒500H 最高使用温水温度 50℃
		型式 コンパクト型 ファン型式 ブラッグファン						
		処理風量 (m3/h) 【送気】・7,500 【外気】・4,500 【還気】・3,000						
AH-1	ユニット形空調機	機外静圧 350~400 (Pa)	3	200	3.7	1	1階機械室	冷却能力 71 (kW) ㊦体空気【入口】71.0 KJ/KG 【出口】43.0 KJ/KG
		加熱能力 50 (kW) ㊦体空気【入口】5.9 KJ/KG 【出口】39.0 KJ/KG						
		水気化式加湿 加湿量 24.0 (kg/h)						
		中性能(比色法65%以上)+プレフィルタ 外気・還気用ダンパー本体取付						
※特記事項								
(1) 電源周波数は 60Hz とし電気容量は参考値とする。								
(2) EXT-1 冷水膨張タンク及びAH-1ユニット形空調機全静圧の決定は、計算書を監督員に提出のこと								
(3) 冷温水量の入口温度条件は冷水7℃、温水45℃とする。								
(4) チラーユニット各能力選定条件は、屋外:(冷房)35.0℃CDB (暖房)7.0℃CDB,6.0℃WBとする。								
(5) 屋外に使用するアンカーは、ステンレス製とし引張試験を行なうこと。								

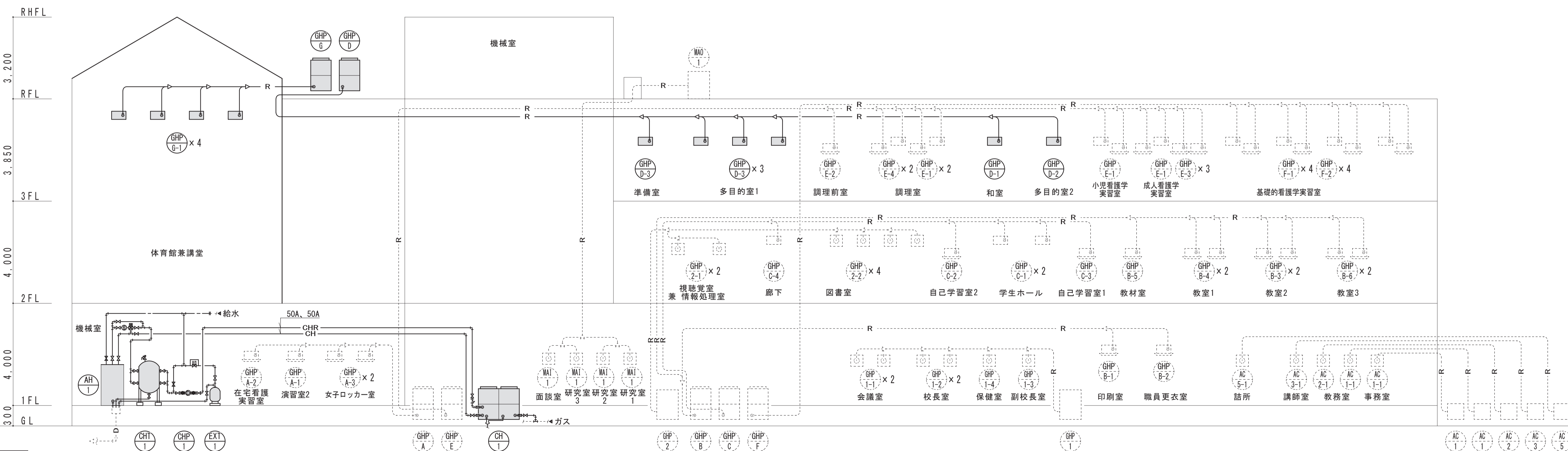
改修前



系統図

凡例	
	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
	既設を示す。
	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。

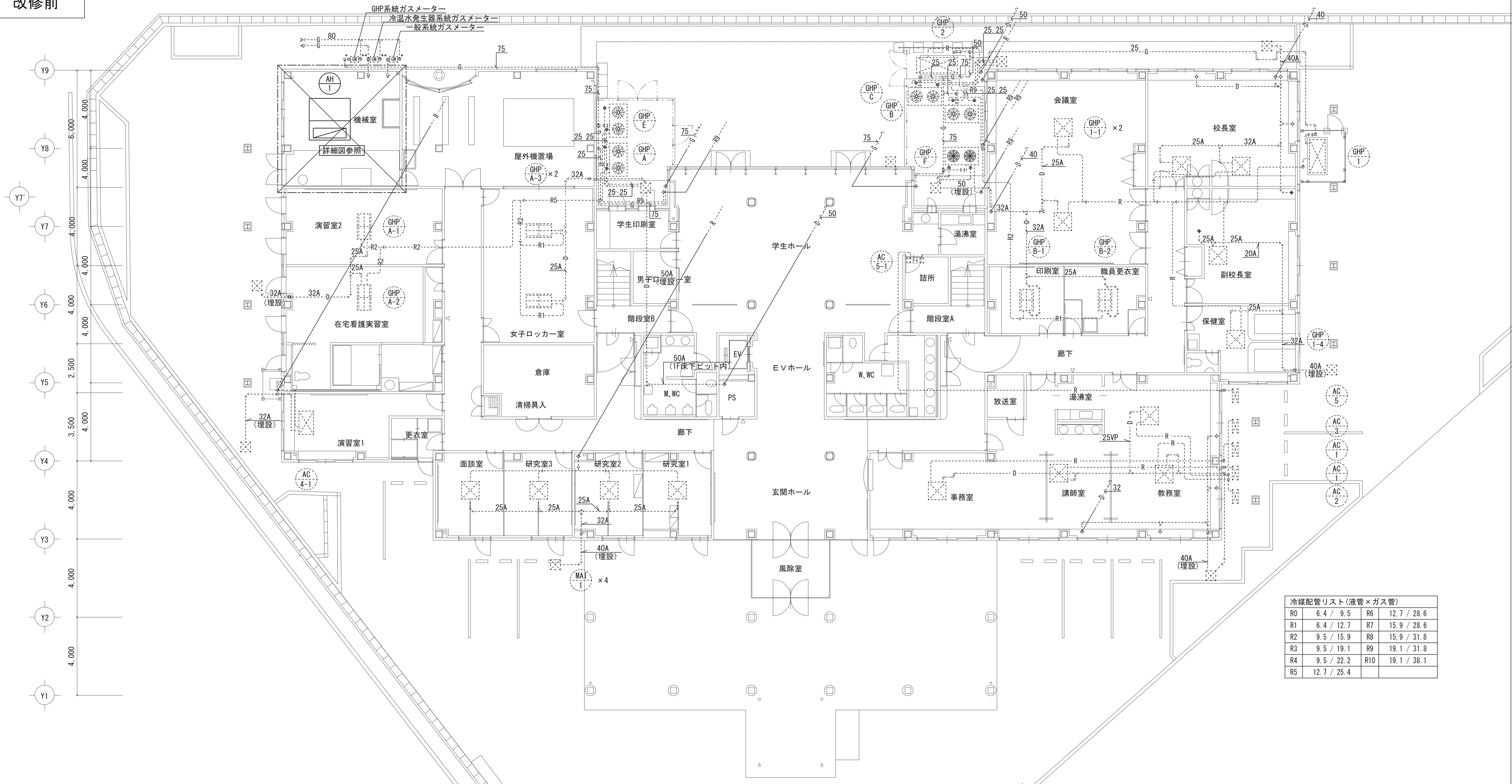
改修後



系統図

凡例	
	新設を示す。
	既設を示す。
	配管 切断接続箇所を示す。

改修前

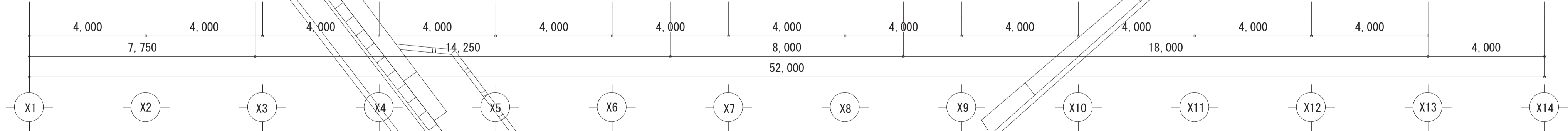


冷媒配管リスト(液管×ガス管)

R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

凡例

	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
	既設を示す。
	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。



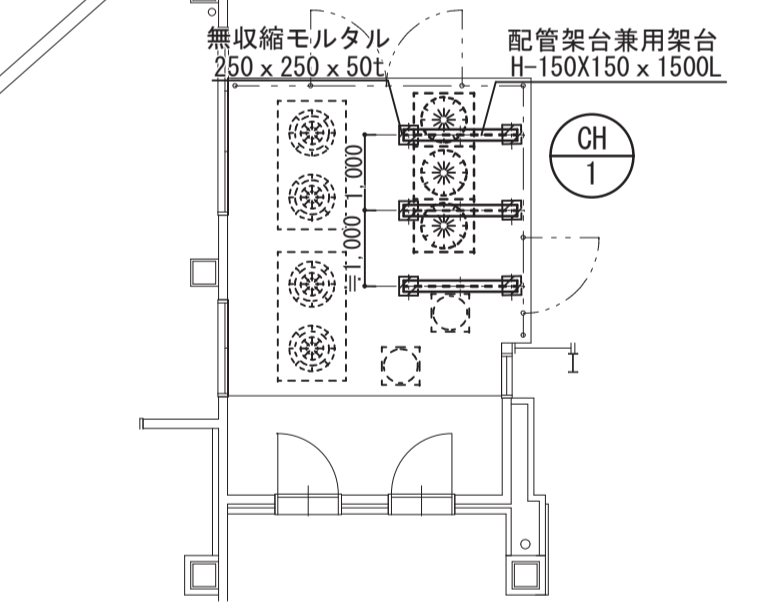
1階平面図 S=1/100

改修後

CH-1: ガスヒートポンプチャージ			
冷温水	GV	50	×2
	YST	50	×1
	CV	50	×1
	防振継手	50	×2
	自動エア抜き弁	20	×1
	GV	20	×1
	温度計		×2
	圧力計		×2
	瞬間流量計		×1
排水	間接排水口	50	×1
ガス	G C		×1
	強化ガスホース		×1

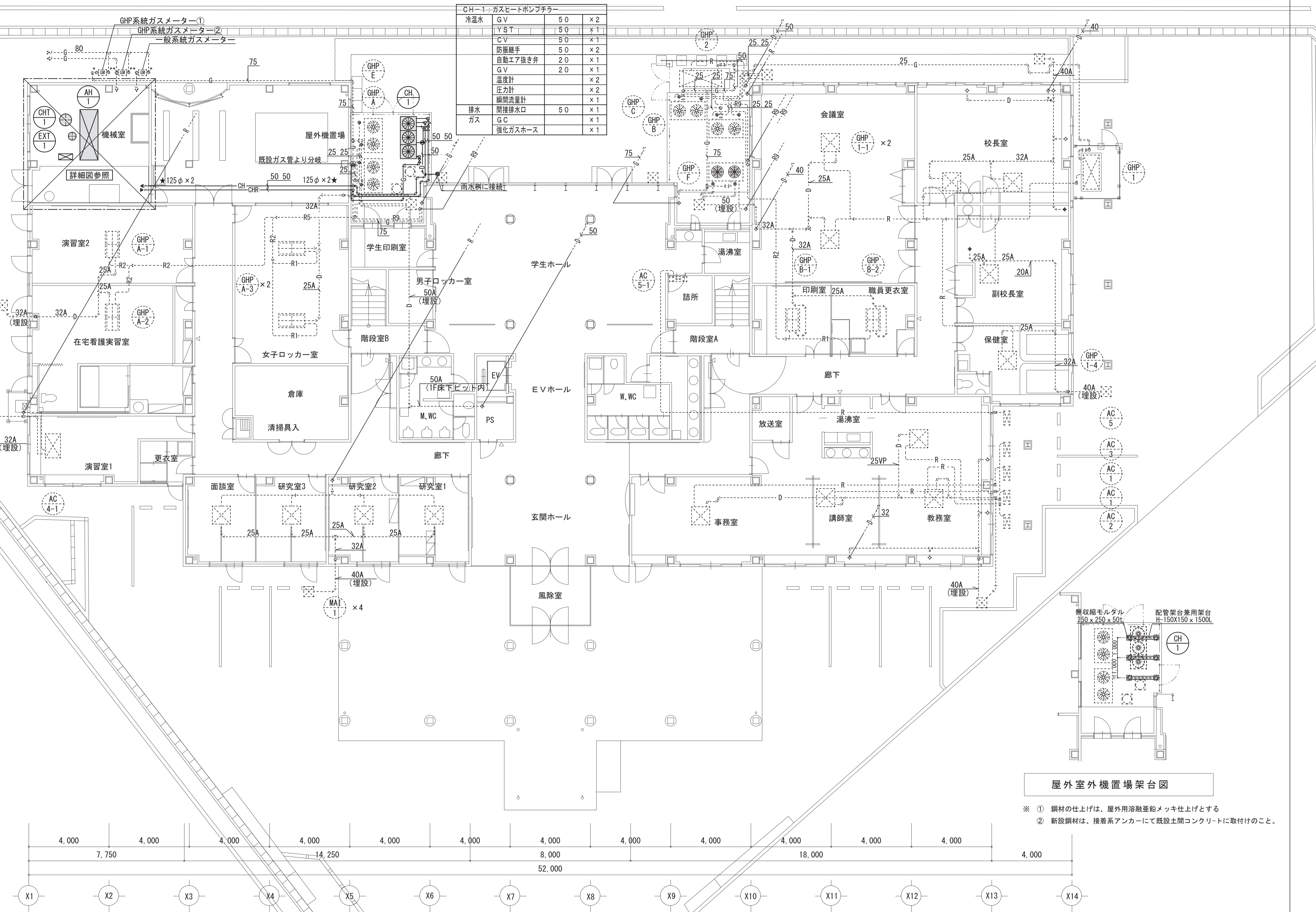
冷媒配管リスト(液管×ガス管)			
R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

凡例	
	新設を示す。
	既設を示す。
	配管 切断接続箇所を示す。
記号	名称・備考
★	コア抜きを示す
☒	天井点検口 600×600



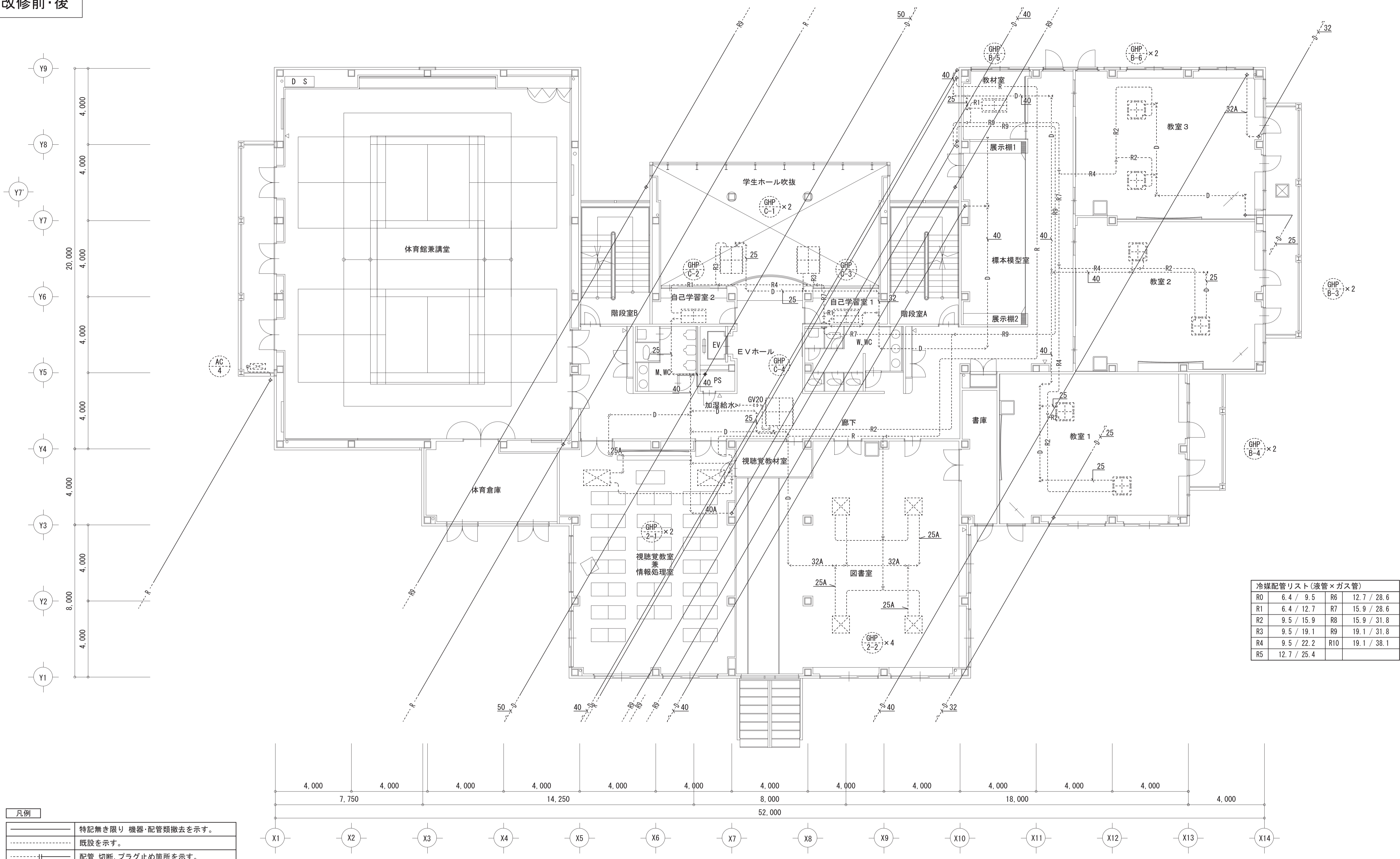
屋外室外機置場架台図

※ ① 鋼材の仕上げは、屋外用溶融亜鉛メッキ仕上げとする
 ※ ② 新設鋼材は、接着系アンカーにて既設土間コンクリートに取付けのこと。



1階平面図 S=1/100

改修前・後

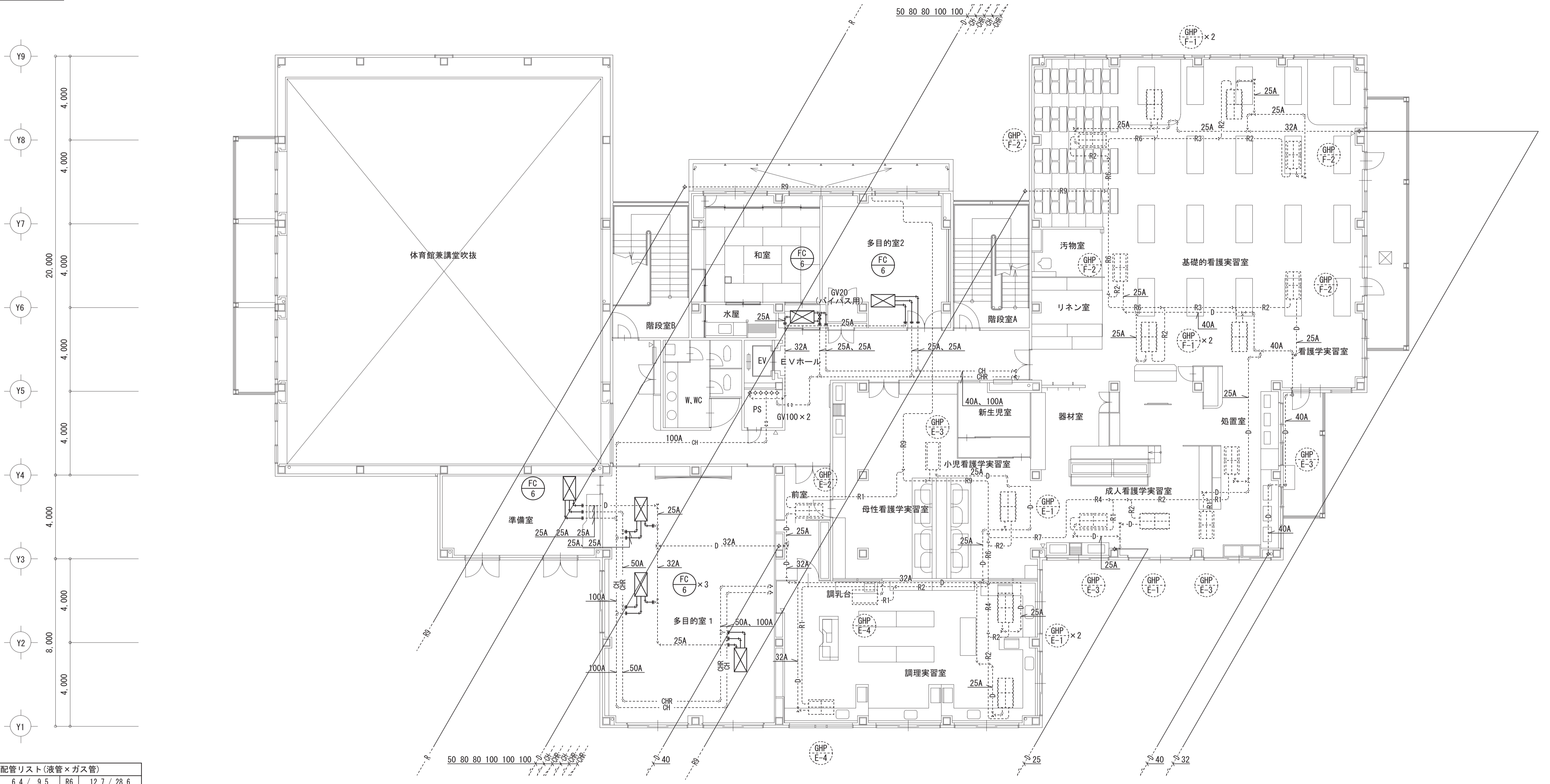


R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
	既設を示す。
	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。

2階平面図 S=1/100

改修前



冷媒配管リスト(液管×ガス管)

R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

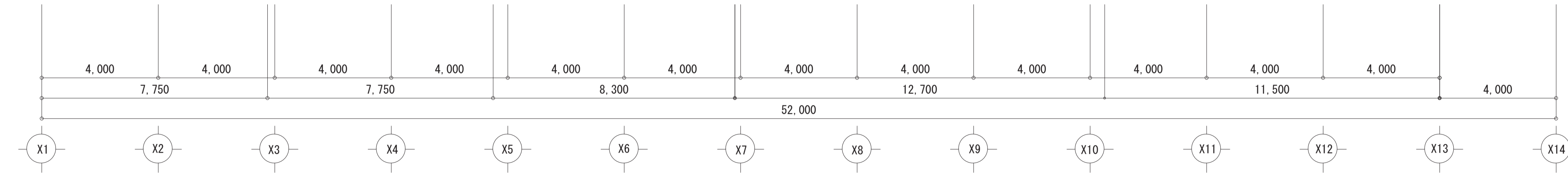
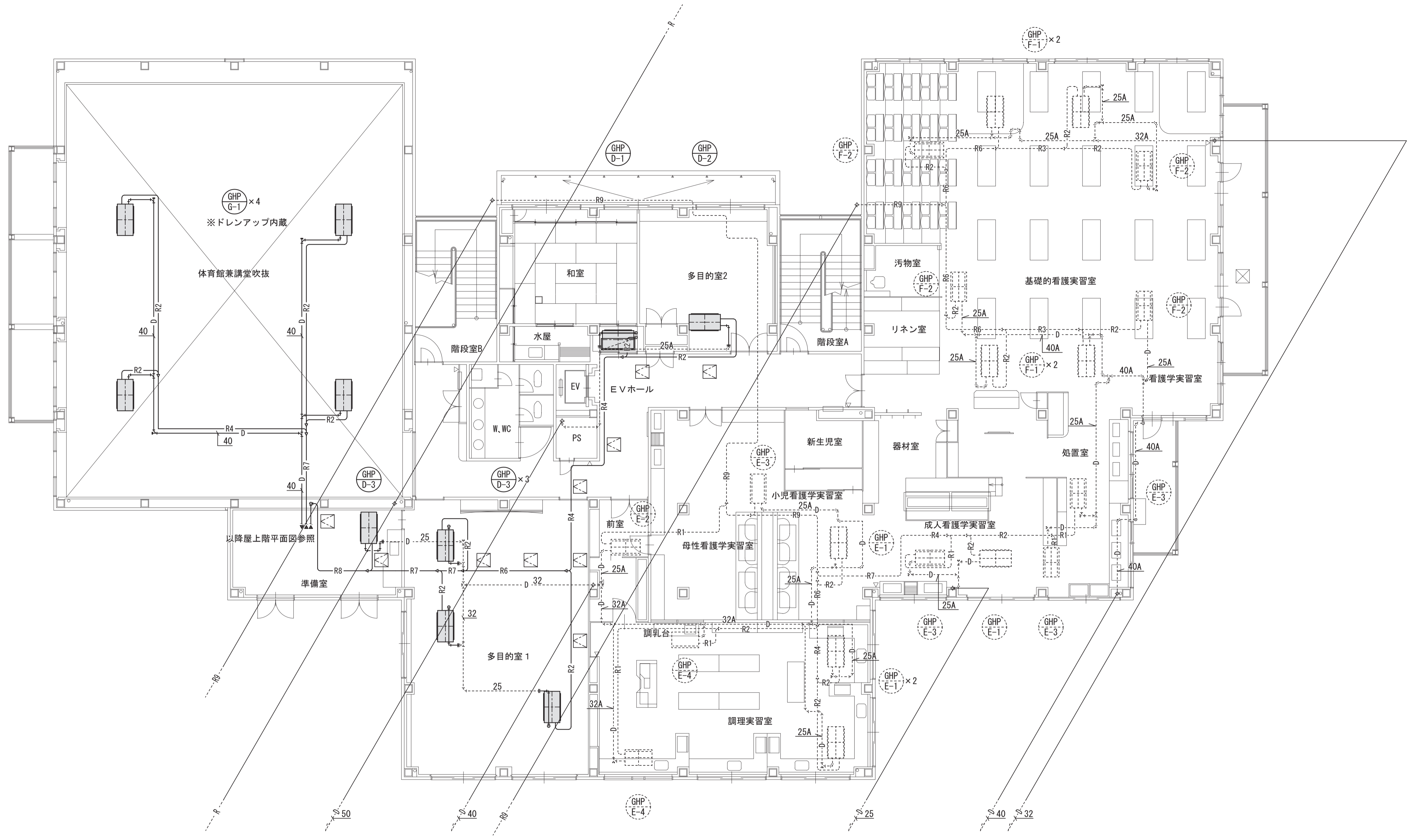
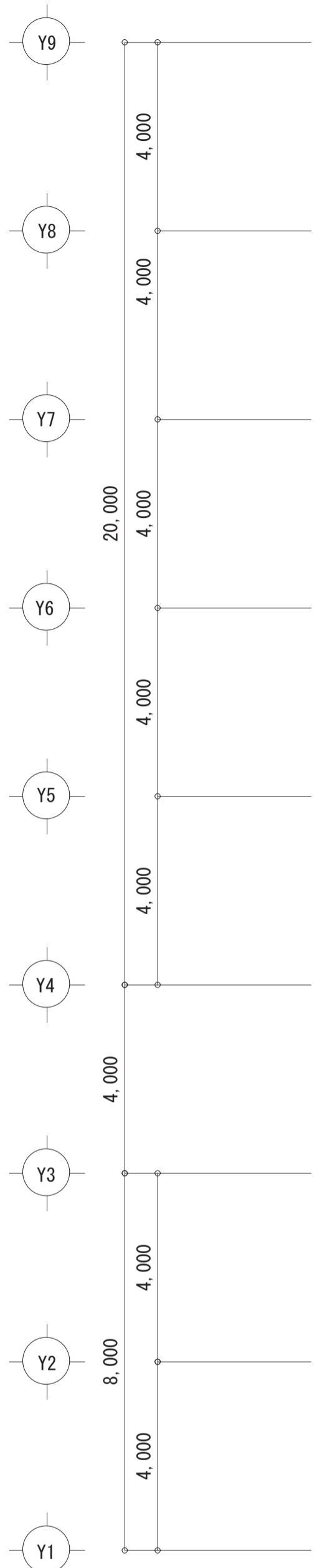
凡例

	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
	既設を示す。
	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。

- (注記)
1. 本図中の機器及び配管類は全て既設を示す。
 2. ファンコイルリモコン及び温度調節器は撤去し、ブラックプレート(SUS製)取付とする。配線は残置とする。
 3. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 4. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。

3階平面図 S=1/100

改修後



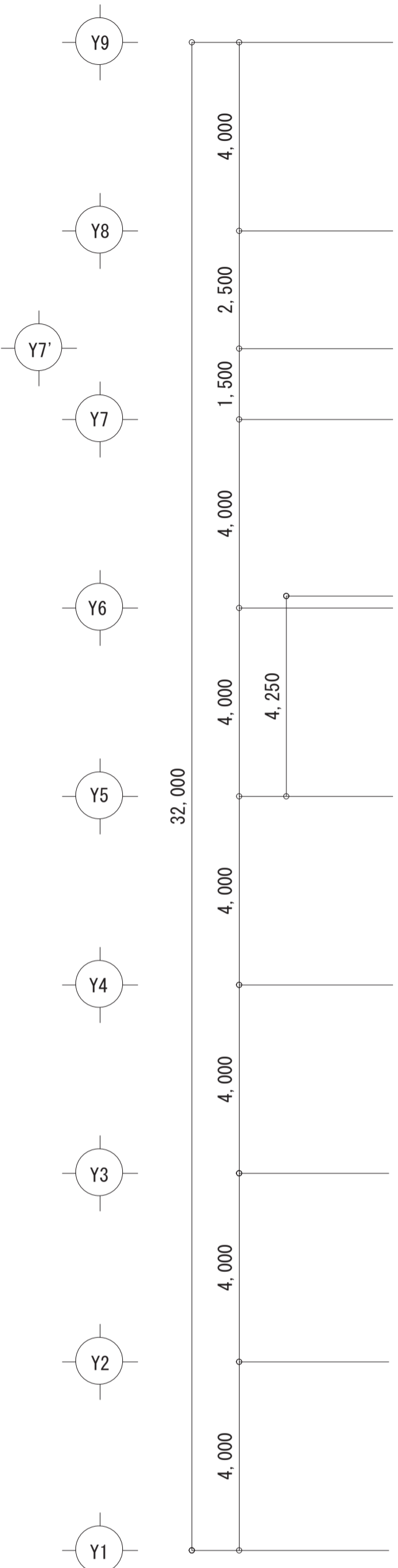
R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

1. 特記無き配管は天井配管とする。
2. 室内外機渡り配線 (EM-CES-1, 25 \times 2c) は冷媒管共巻きとする (本工程)
3. 特記無きドレン管サイズは 25A とする。
4. 室内機とリモコンとの配管配線も本工程とする。
5. 冷媒管サイズは参考とする。
6. 各室リモコン取付位置は監督員と協議のこと。
7. 室内機の位置には施工時にプロット図を作成し、施主及び監督員に確認の上、施工すること。
8. 一針一は防火区画貫通処理を示す。

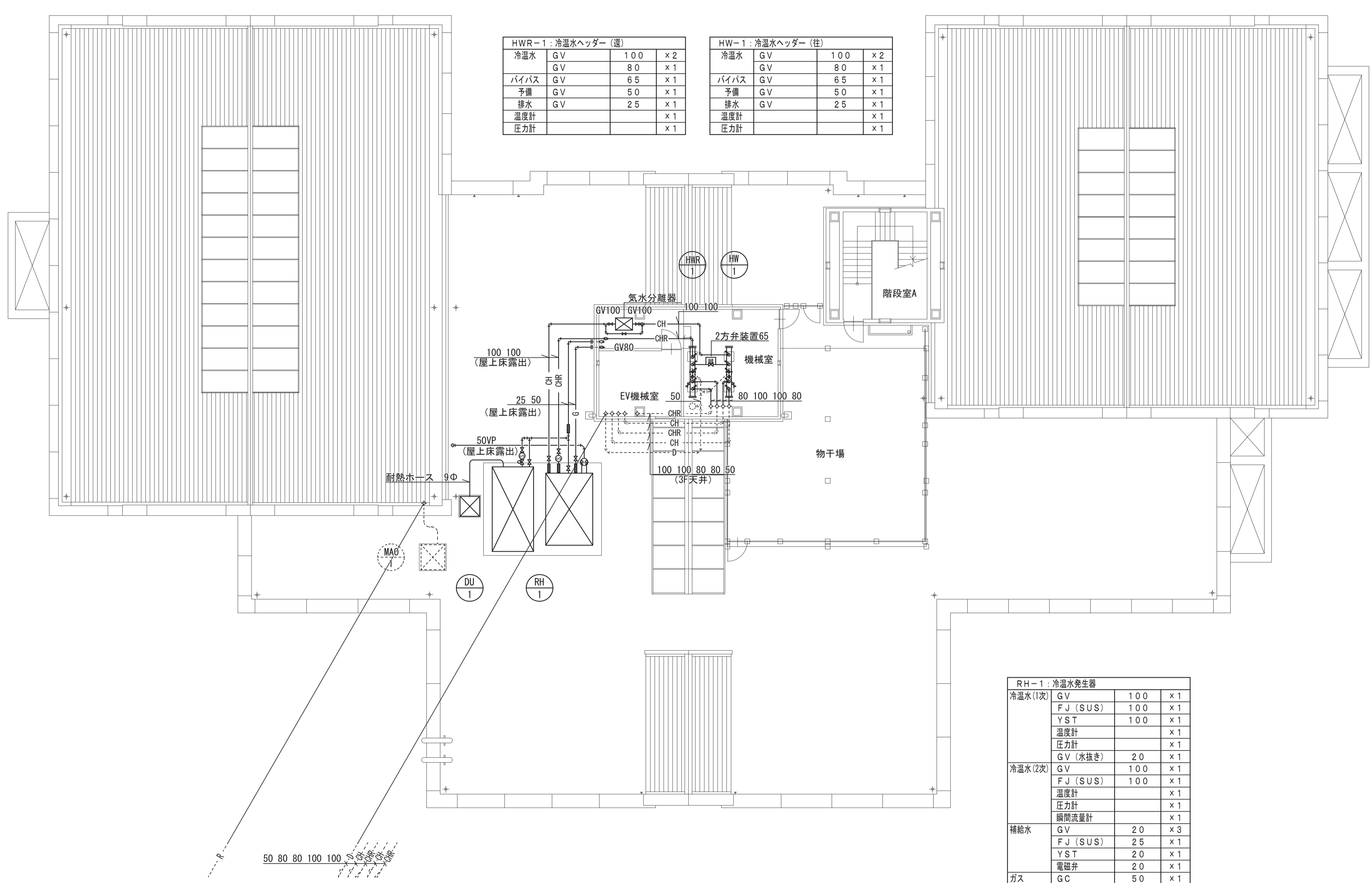
—	新設を示す。
---	既設を示す。
—H—	配管 切断接続箇所を示す。
記号	名称・備考
★	コア抜きを示す
☒	天井点検口 600 \times 600 (本工程)

3階平面図 S=1/100

改修前



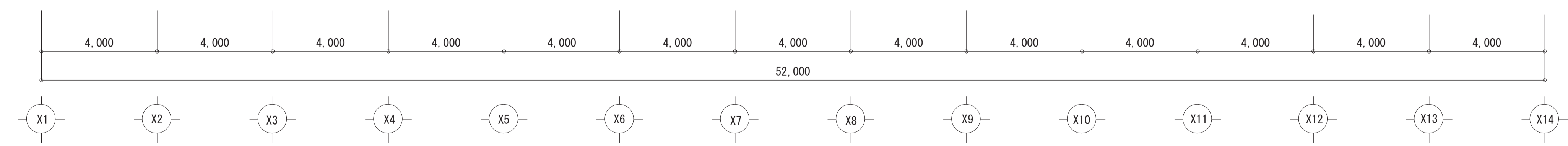
HWR-1: 冷温水ヘッダー (選)				HW-1: 冷温水ヘッダー (往)			
冷温水	GV	100	x2	冷温水	GV	100	x2
	GV	80	x1		GV	80	x1
バイパス	GV	65	x1	バイパス	GV	65	x1
予備	GV	50	x1	予備	GV	50	x1
排水	GV	25	x1	排水	GV	25	x1
温度計			x1	温度計			x1
圧力計			x1	圧力計			x1



RH-1: 冷温水発生器			
冷温水(1次)	GV	100	x1
	FJ (SUS)	100	x1
	YST	100	x1
	温度計		x1
	圧力計		x1
冷温水(2次)	GV (水抜き)	20	x1
	GV	100	x1
	FJ (SUS)	100	x1
	温度計		x1
	圧力計		x1
補給水	瞬間流量計		x1
	GV	20	x3
	FJ (SUS)	25	x1
	YST	20	x1
	電磁弁	20	x1
ガス	GC	50	x1
	強化ガスホース	50	x1
排水	間接排水口	50	x1

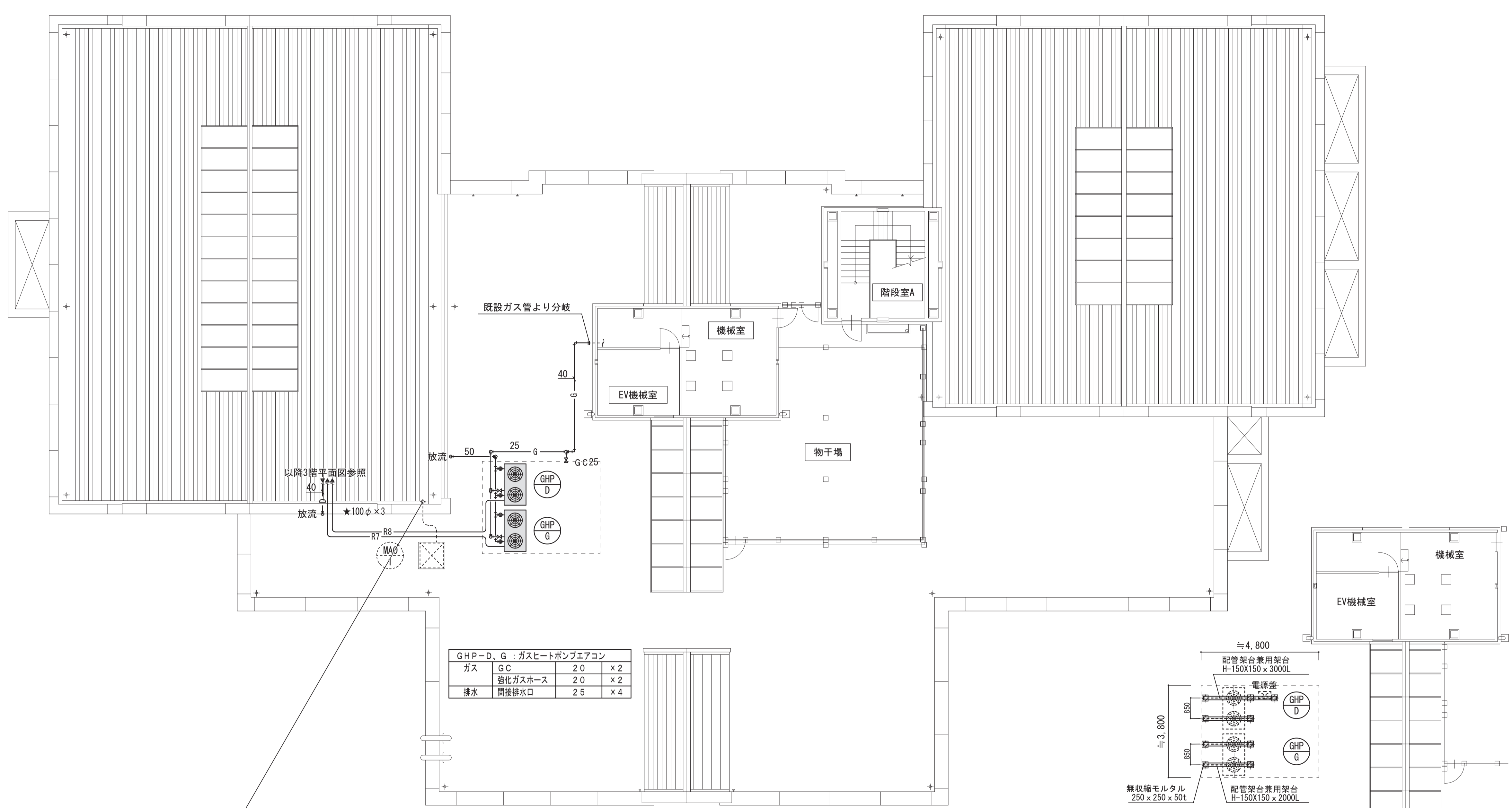
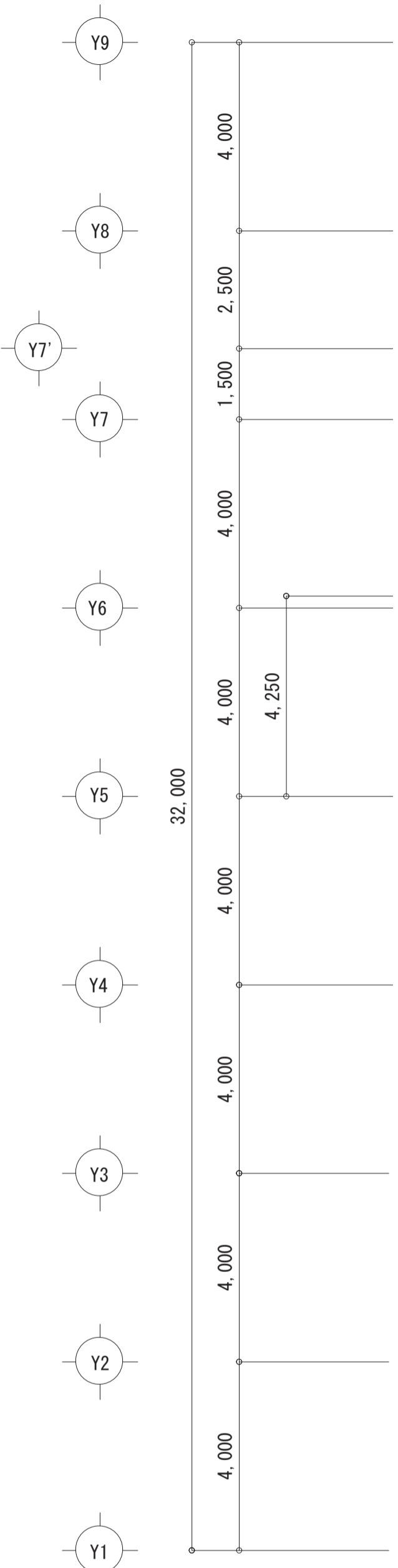
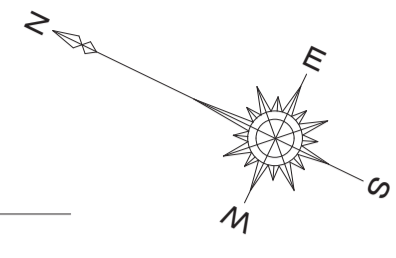
凡例	
	特記無き限り 機器・配管類撤去を示す。
	既設を示す。
	配管 切断、プラグ止め箇所を示す。

- (注記)
1. 本図中の機器及び配管類は全て既設を示す。
 2. ファンコイルリモコン及び温度調節器は撤去し、プランクプレート (SUS製) 取付とする。配線は残置とする。
 3. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 4. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。

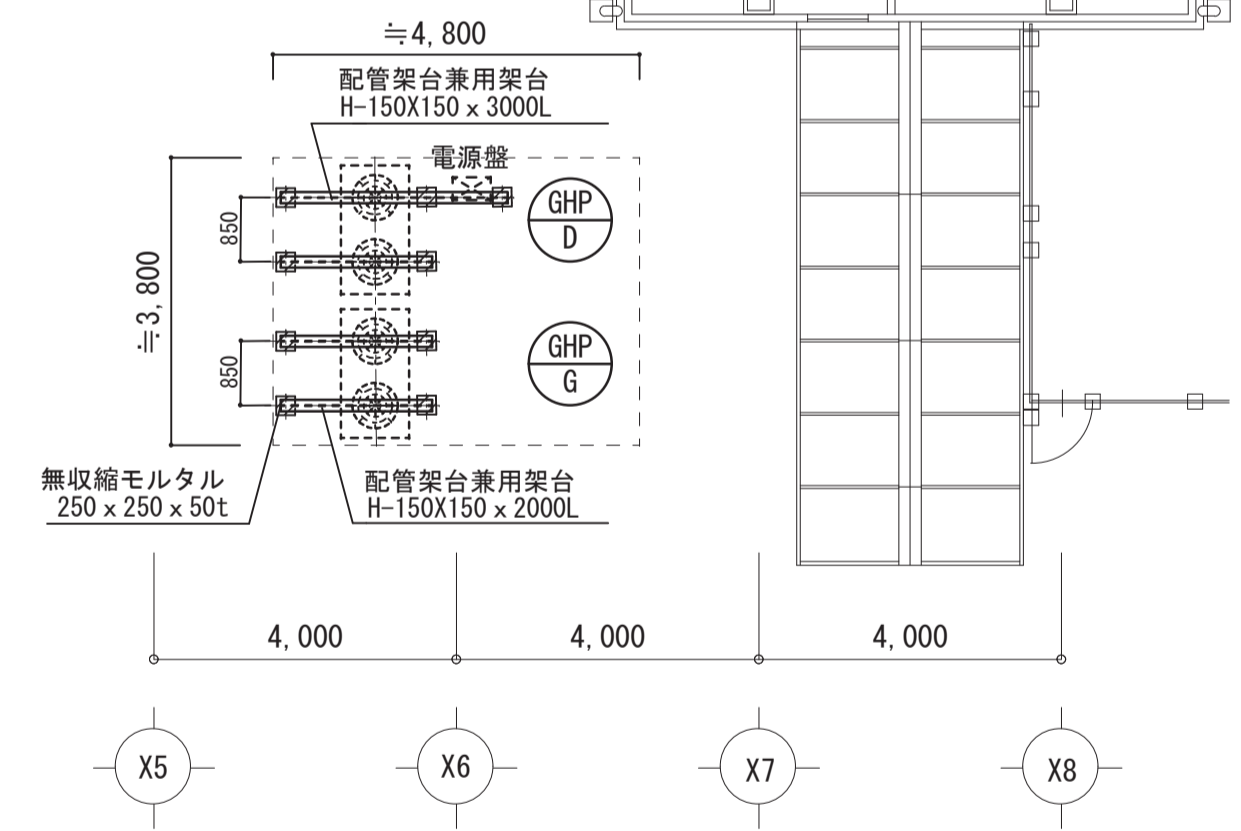


屋上階平面図 S=1/100

改修後



GHP-D、G : ガスヒートポンプエアコン			
ガス	GC	20	× 2
	強化ガスホース	20	× 2
排水	間接排水口	25	× 4

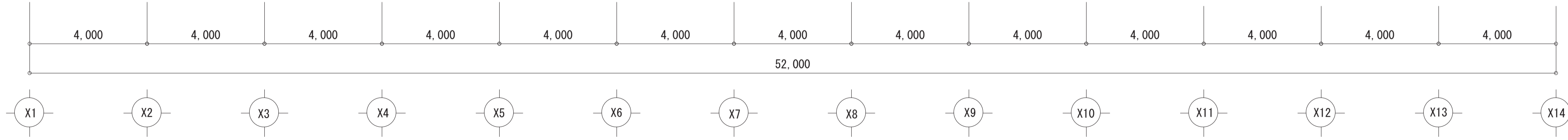


※ ① 鋼材の仕上げは、屋外用溶融亜鉛メッキ仕上げとする
 ② 新設鋼材は、接着系アンカーにて既設土間コンクリートに取付けのこと。

冷媒配管リスト(液管×ガス管)			
R0	6.4 / 9.5	R6	12.7 / 28.6
R1	6.4 / 12.7	R7	15.9 / 28.6
R2	9.5 / 15.9	R8	15.9 / 31.8
R3	9.5 / 19.1	R9	19.1 / 31.8
R4	9.5 / 22.2	R10	19.1 / 38.1
R5	12.7 / 25.4		

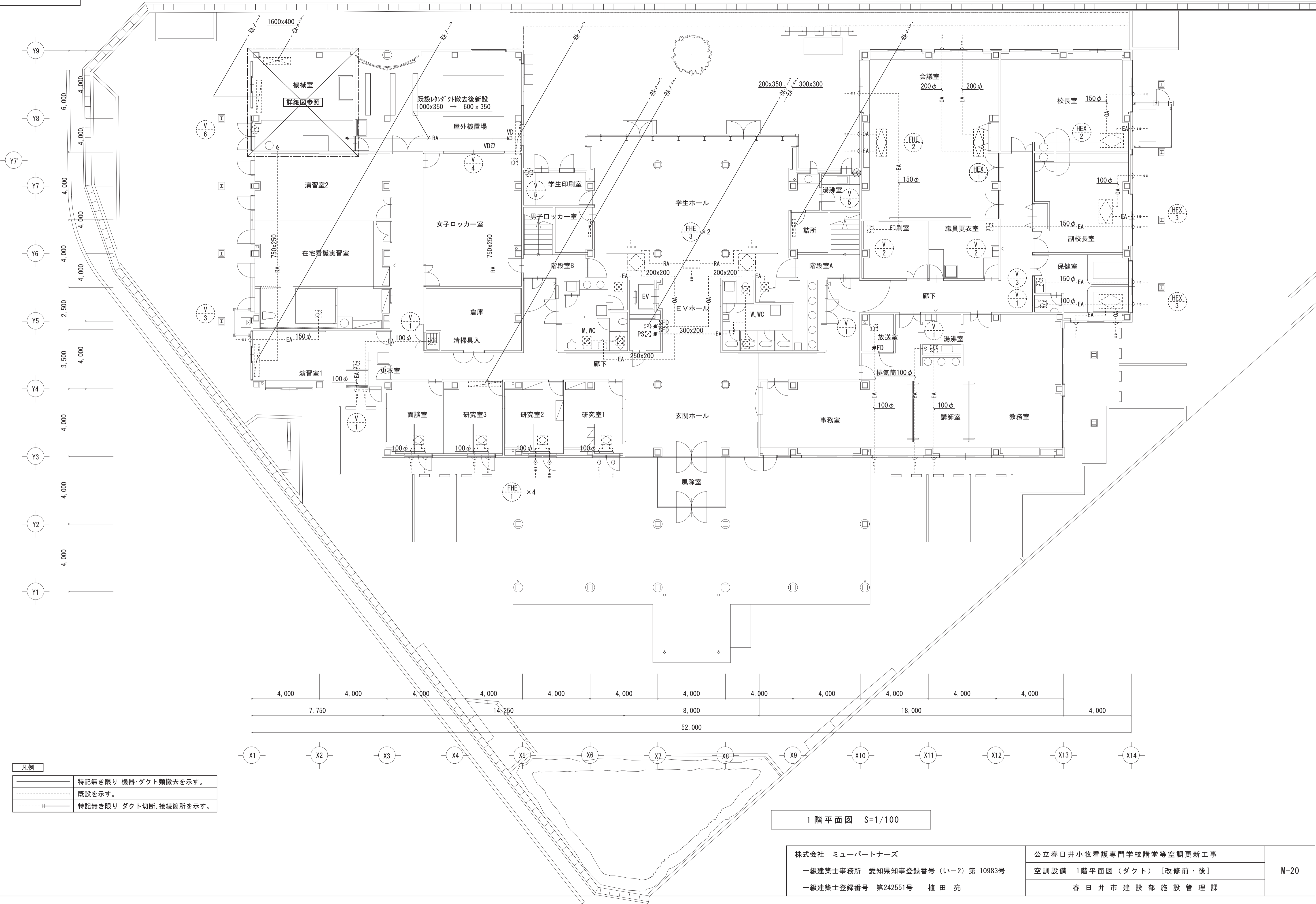
1. 室内外機渡り配線 (EM-CEES-1.25²×2c) は冷媒管共巻きとする(本工事)
2. 室内機とリモコンとの配管配線も本工事とする。
3. 冷媒管サイズは参考とする。

凡例	
	新設を示す。
	既設を示す。
	配管 切断接続箇所を示す。
記号	名称・備考
★	コア抜きを示す
☒	天井点検口 600×600 (本工事)



屋上階平面図 S=1/100

改修前・後

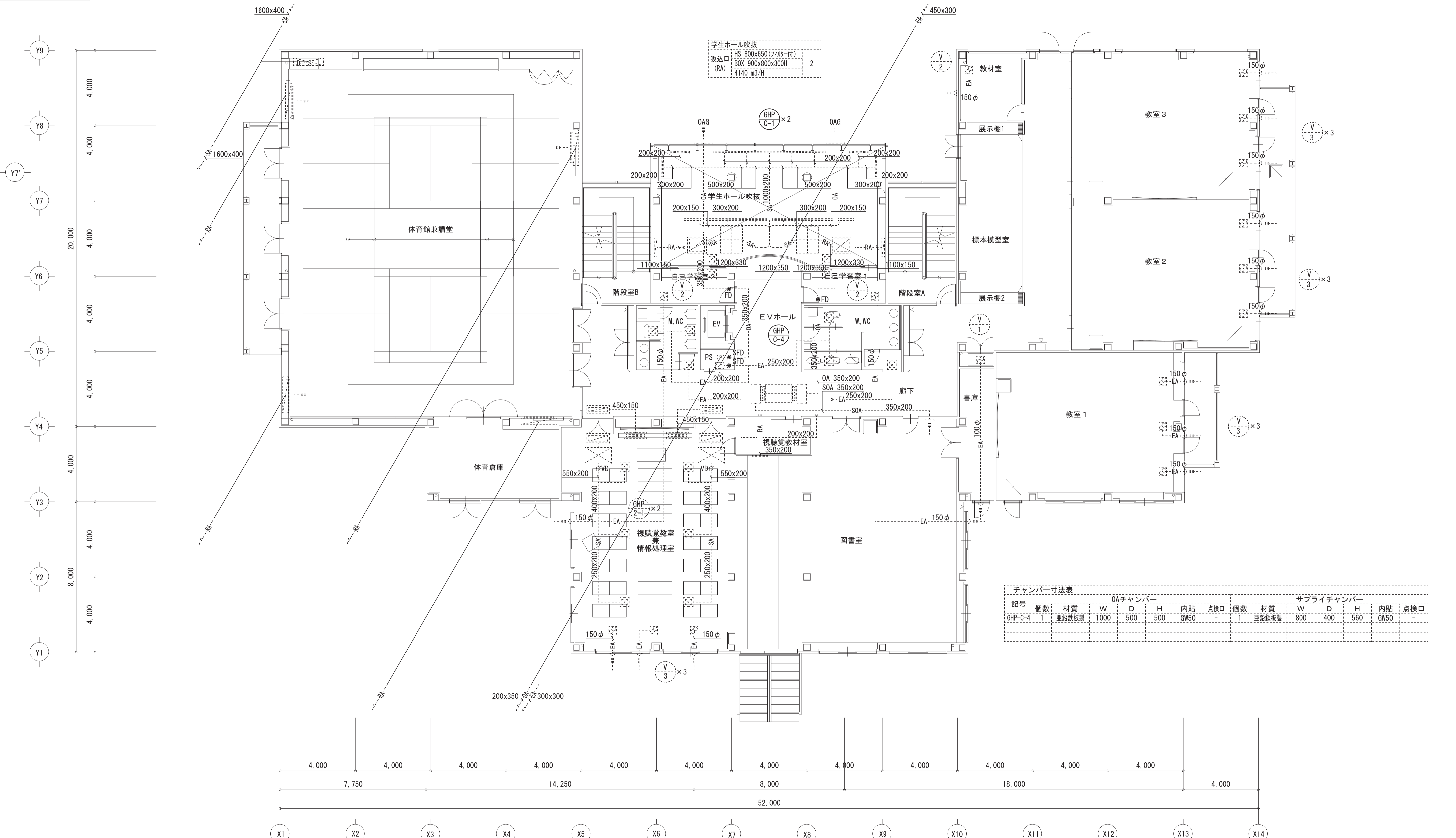


凡例	
	特記無き限り 機器・ダクト類撤去を示す。
	既設を示す。
	特記無き限り ダクト切断、接続箇所を示す。

1階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-20
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	空調設備 1階平面図 (ダクト) [改修前・後]	
一級建築士登録番号 第24251号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

改修前・後



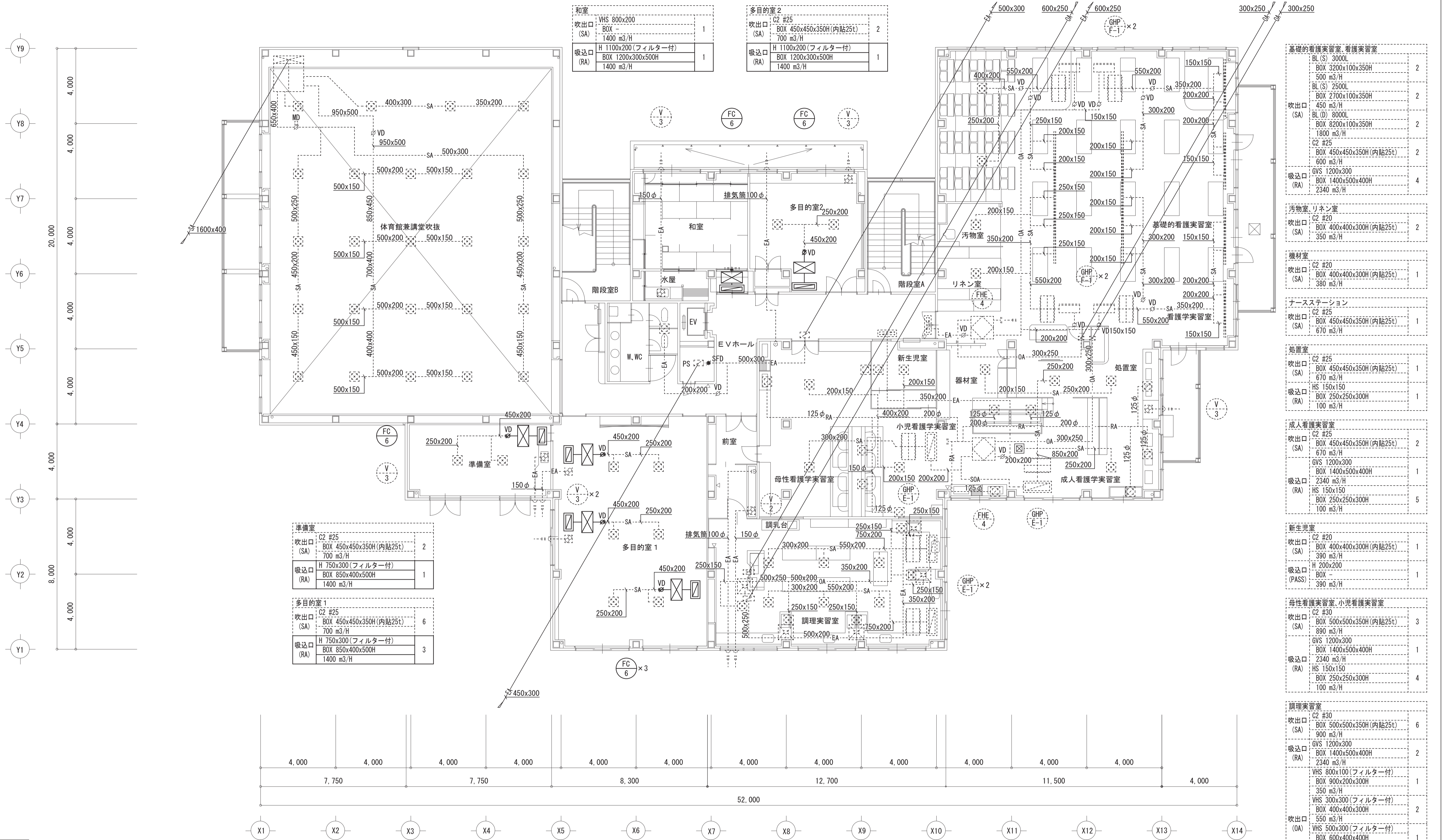
学生ホール吹抜
 HS 800x650 (7枚付)
 吸込口 (RA)
 BOX 900x800x300H
 4140 m³/H

チャンバー寸法表		OAチャンバー			サブライチャンバー									
記号	個数	材質	W	D	H	内貼	点検口	個数	材質	W	D	H	内貼	点検口
GHP-C-4	1	亜鉛鉄板製	1000	500	500	GW50	-	1	亜鉛鉄板製	800	400	560	GW50	-

凡例	
———	特記無き限り 機器・ダクト類撤去を示す。
-----	既設を示す。
-----H	特記無き限り ダクト切断、接続箇所を示す。

2階平面図 S=1/100

改修前



和室	VHS 800x200	1
吹出口 (SA)	BOX 1400 m3/H	
吸込口 (RA)	H 1100x200 (フィルター付) BOX 1200x300x500H 1400 m3/H	1

多目的室2	C2 #25	2
吹出口 (SA)	BOX 450x450x350H (内貼25t) 700 m3/H	
吸込口 (RA)	H 1100x200 (フィルター付) BOX 1200x300x500H 1400 m3/H	1

準備室	C2 #25	2
吹出口 (SA)	BOX 450x450x350H (内貼25t) 700 m3/H	
吸込口 (RA)	H 750x300 (フィルター付) BOX 850x400x500H 1400 m3/H	1

多目的室1	C2 #25	6
吹出口 (SA)	BOX 450x450x350H (内貼25t) 700 m3/H	
吸込口 (RA)	H 750x300 (フィルター付) BOX 850x400x500H 1400 m3/H	3

基礎的看護実習室、看護実習室	BL (S) 3000L BOX 3200x100x350H 500 m3/H BL (S) 2500L BOX 2700x100x350H 450 m3/H 吹出口 (SA) BL (D) 8000L BOX 8200x100x350H 1800 m3/H C2 #25 BOX 450x450x350H (内貼25t) 600 m3/H 吸込口 (RA) GVS 1200x300 BOX 1400x500x400H 2340 m3/H	2 2 2 2 4
汚物室、リネン室	C2 #20 吹出口 (SA) BOX 400x400x300H (内貼25t) 350 m3/H	2
機材室	C2 #20 吹出口 (SA) BOX 400x400x300H (内貼25t) 380 m3/H	1
ナースステーション	C2 #25 吹出口 (SA) BOX 450x450x350H (内貼25t) 670 m3/H	1
処置室	C2 #25 吹出口 (SA) BOX 450x450x350H (内貼25t) 670 m3/H 吸込口 (RA) HS 150x150 BOX 250x250x300H 100 m3/H	1 1
成人看護実習室	C2 #25 吹出口 (SA) BOX 450x450x350H (内貼25t) 670 m3/H GVS 1200x300 BOX 1400x500x400H 2340 m3/H 吸込口 (RA) HS 150x150 BOX 250x250x300H 100 m3/H	2 1 5
新生児室	C2 #20 吹出口 (SA) BOX 400x400x300H (内貼25t) 390 m3/H 吸込口 (PASS) H 200x200 BOX - 390 m3/H	1 1
母性看護実習室、小児看護実習室	C2 #30 吹出口 (SA) BOX 500x500x350H (内貼25t) 890 m3/H GVS 1200x300 BOX 1400x500x400H 2340 m3/H 吸込口 (RA) HS 150x150 BOX 250x250x300H 100 m3/H	3 1 4
調理実習室	C2 #30 吹出口 (SA) BOX 500x500x350H (内貼25t) 900 m3/H GVS 1200x300 BOX 1400x500x400H 2340 m3/H 吸込口 (OA) VHS 800x100 (フィルター付) BOX 900x200x300H 350 m3/H VHS 300x300 (フィルター付) BOX 400x400x300H 550 m3/H VHS 500x300 (フィルター付) BOX 600x400x400H 1100 m3/H VHS 300x300 (フィルター付) BOX 400x400x300H 350 m3/H	6 2 1 2 1 1

凡例	
	特記無き限り 機器・ダクト類撤去を示す。
	既設を示す。
	特記無き限り ダクト切断、接続箇所を示す。

- (注記)
1. 本図中の機器及びダクト類は全て既設を示す。
 2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 3. 天井埋込ダクト形ファンコイルユニットの撤去は特記無き限りキャンパス継手までとする。
 4. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及びダクト類は、新設の妨げにならない場合は原則残置とする。

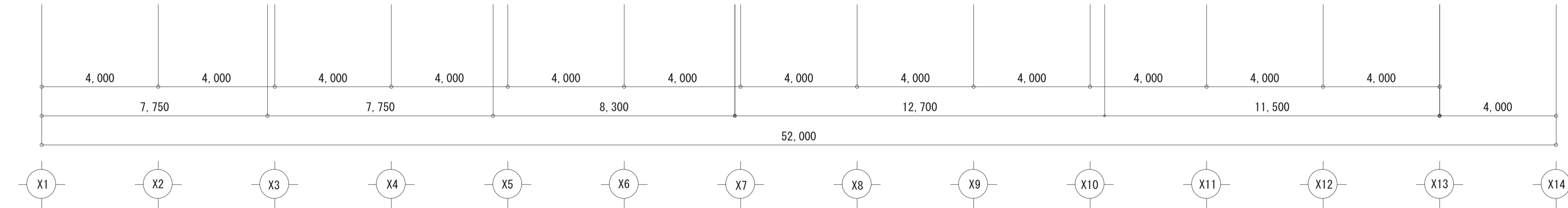
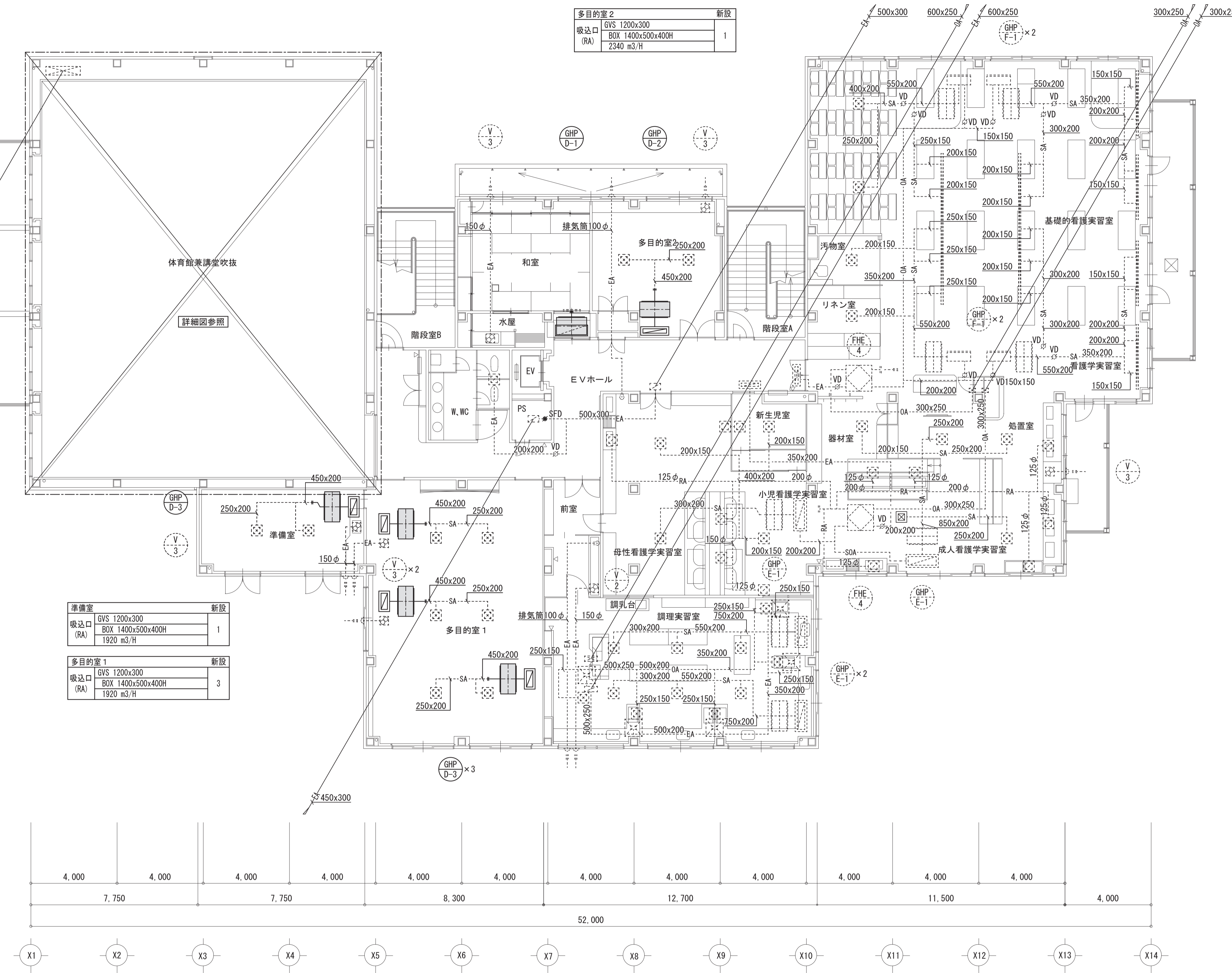
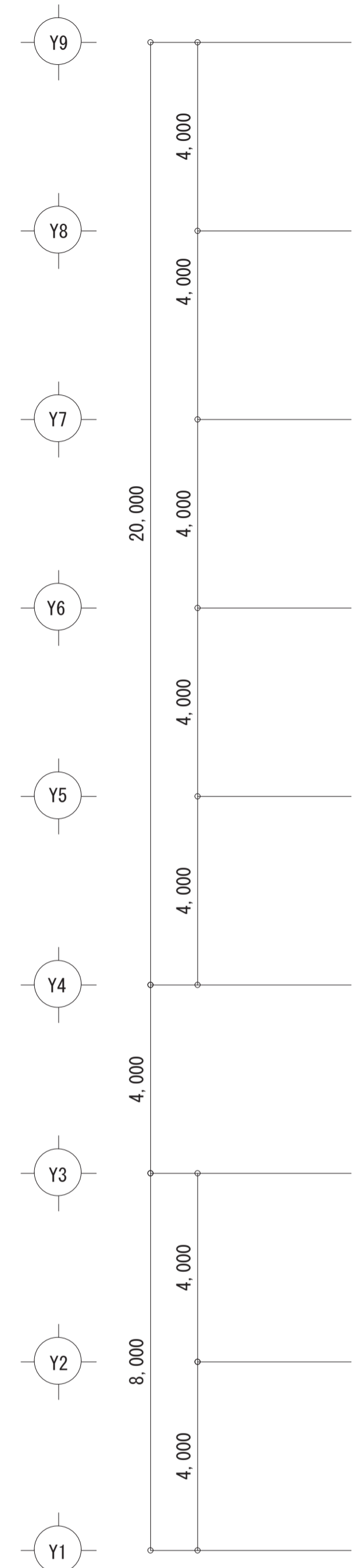
3階平面図 S=1/100

改修後

多目的室 2	新規
吸込口 (RA)	1
GV S 1200x300 BOX 1400x500x400H 2340 m ³ /H	

準備室	新規
吸込口 (RA)	1
GV S 1200x300 BOX 1400x500x400H 1920 m ³ /H	

多目的室 1	新規
吸込口 (RA)	3
GV S 1200x300 BOX 1400x500x400H 1920 m ³ /H	



3階平面図 S=1/100

凡例	<p>—— 新設を示す。</p> <p>----- 既設を示す。</p> <p>-----H----- 特記無き限り ダクト切断、接続箇所を示す。</p>
----	---

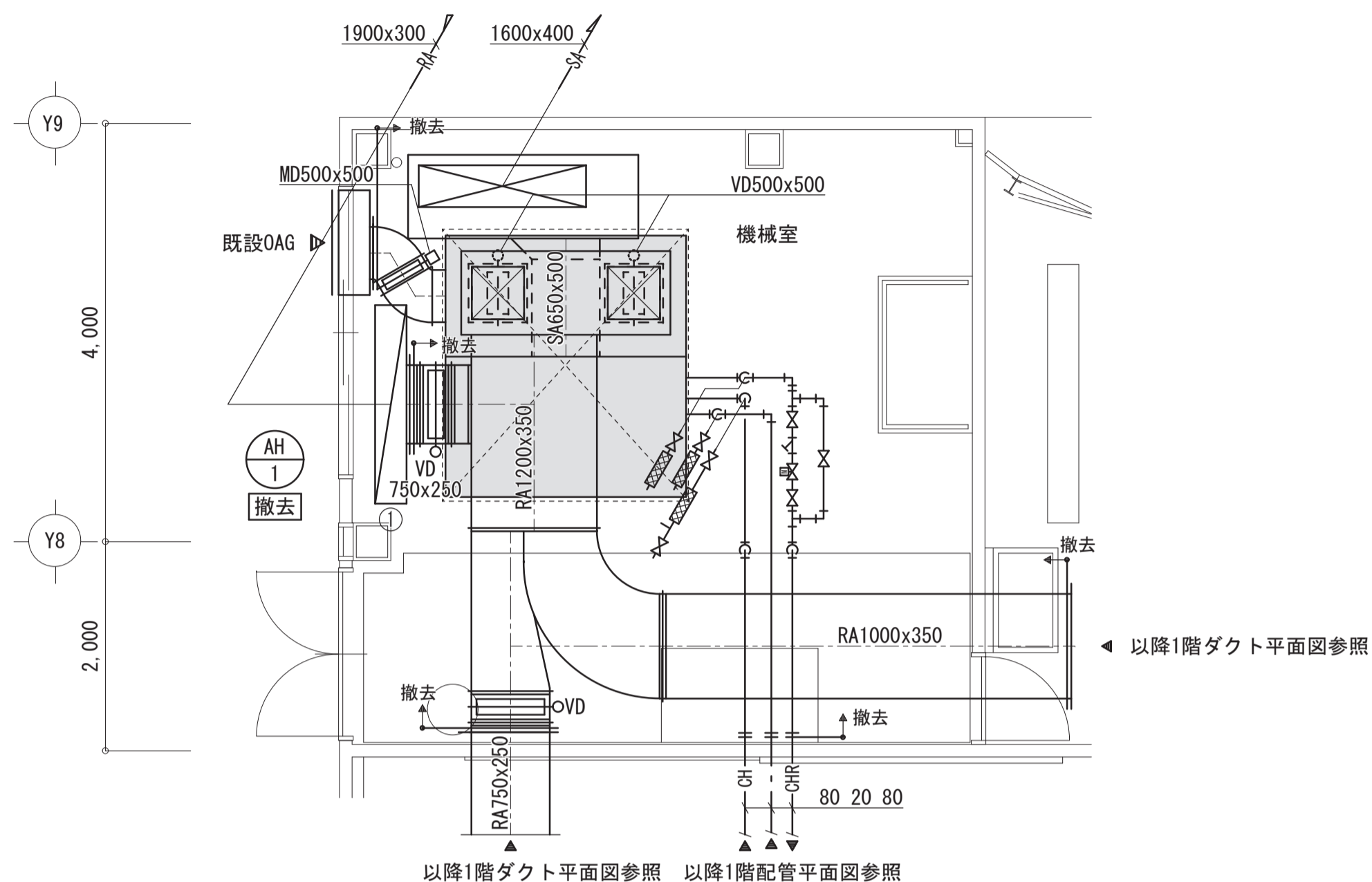
(注記)
3. 天井埋込ダクト形GHPの新設は特記無き限り
キャンパス継手にて既設ダクトに接続する。

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-23
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	空調設備 3階平面図 (ダクト) [改修後]	
一級建築士登録番号 第24251号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

改修前

チャンパー寸法表		サブライチャンパー					レターン・サクシジョンチャンパー							
記号	個数	材質	W	D	H	内貼	点検口	個数	材質	W	D	H	内貼	点検口
AH-1	1	亜鉛鉄板製	2200	800	700	GW50	300×300	1	亜鉛鉄板製	2000	800	600	GW50	300×300
①	-	-	-	-	-	-	-	1	亜鉛鉄板製	1700	300	600	-	-

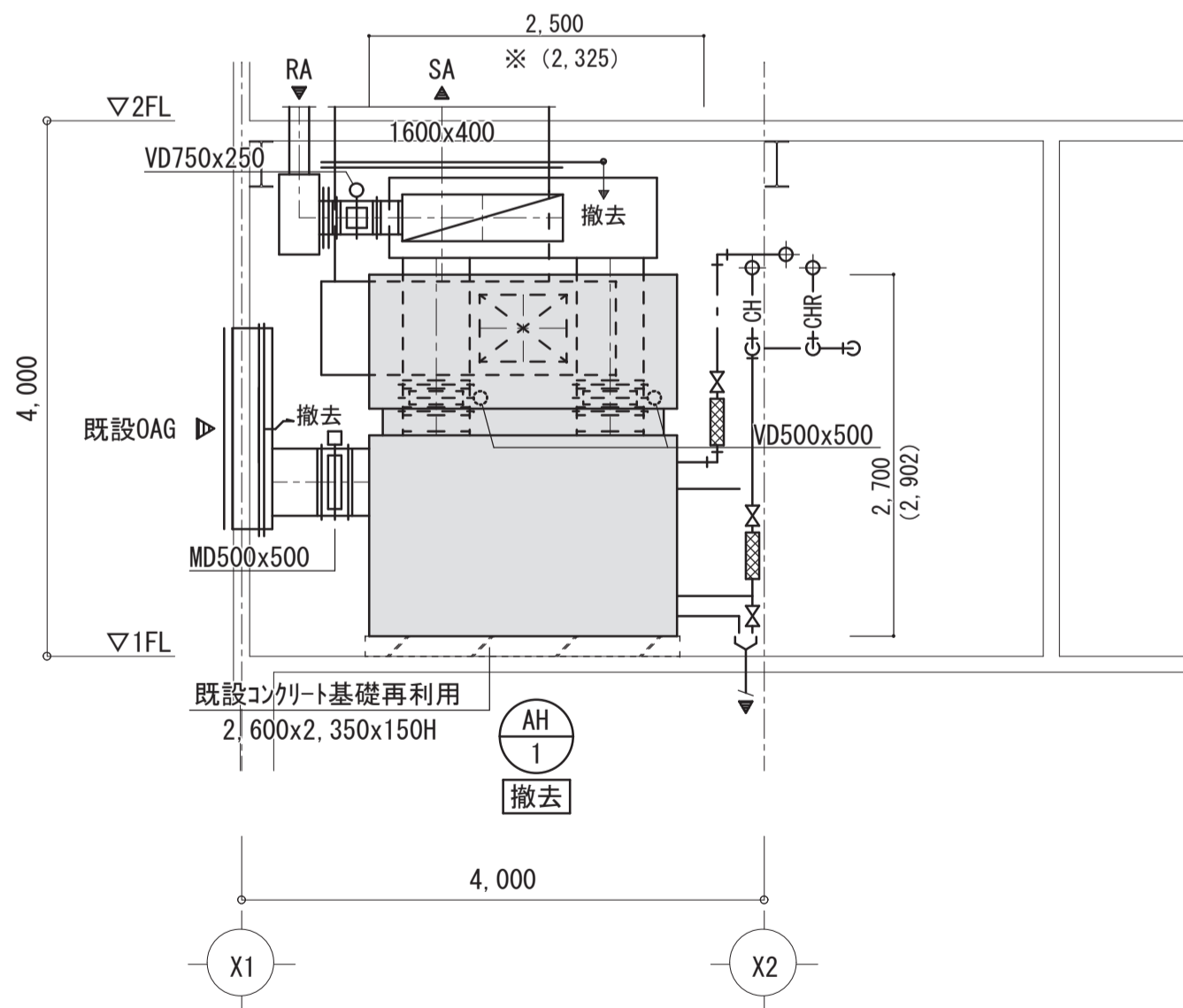
AH-1: エアハンドリングユニット (全て撤去)		
冷温水 (1次)	GV	80 x 1
	FJ (SUS)	80 x 1
	YST	80 x 1
	温度計	x 1
	圧力計	x 1
	瞬間流量計	x 1
冷温水 (2次)	GV (水抜き)	20 x 1
	GV	80 x 1
	FJ (SUS)	80 x 1
	2方弁装置	80 x 1
	温度計	x 1
	圧力計	x 1
加湿給水	GV	20 x 1
	FJ (SUS)	20 x 1
排水	ドレントラップ	50 x 1



凡例

■ 特記無き限り 機器・配管・ダクト類撤去範囲を示す。
 = 特記無き限り 配管・ダクト切断・接続箇所を示す。

(注記)
 1. 本図中の機器及び配管・ダクト類は全て既設を示す。
 2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。



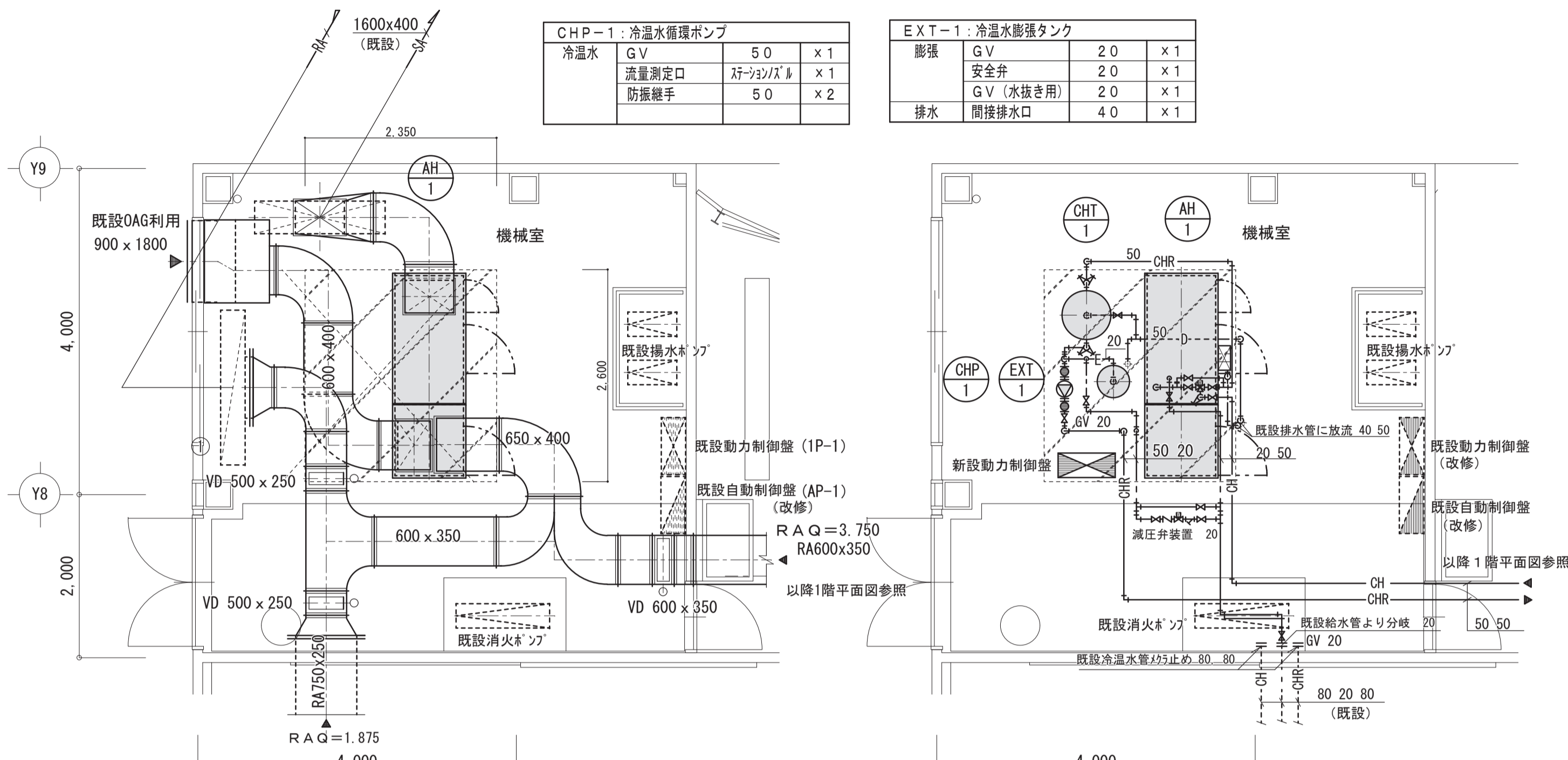
改修後

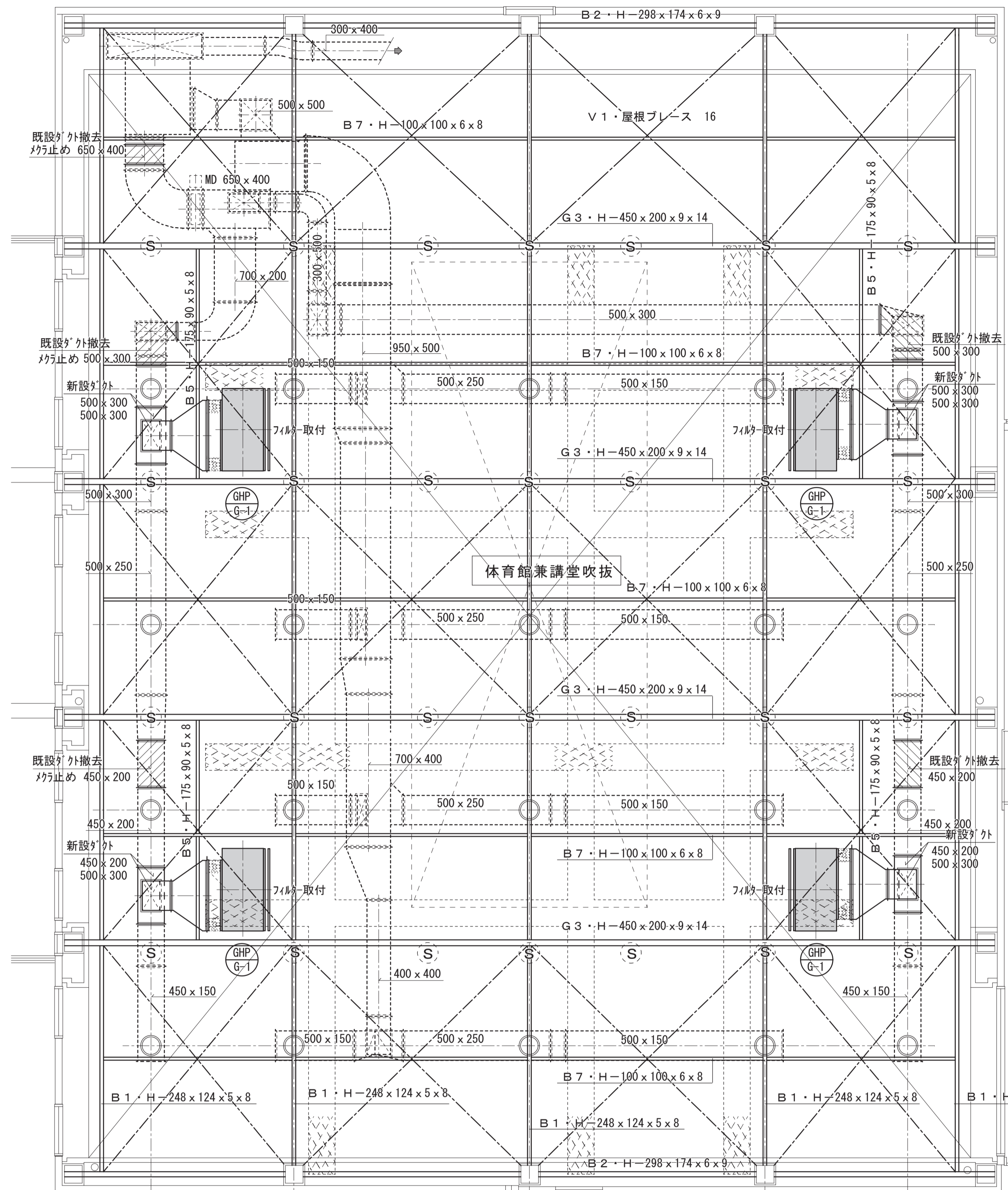
CHT-1: クッションタンク		
冷温水	GV (往)	50 x 2
	GV (還)	50 x 2
	温度計	x 4
排水	GV	40 x 1
	間接排水口	50 x 1

AH-1: エアハンドリングユニット		
冷温水	三方弁装置	50 x 1
(往) (還)	GV	50 x 2
	温度計	x 2
加湿給水	GV	20 x 1
排水	ドレントラップ	50 x 1
	間接排水口	50 x 1

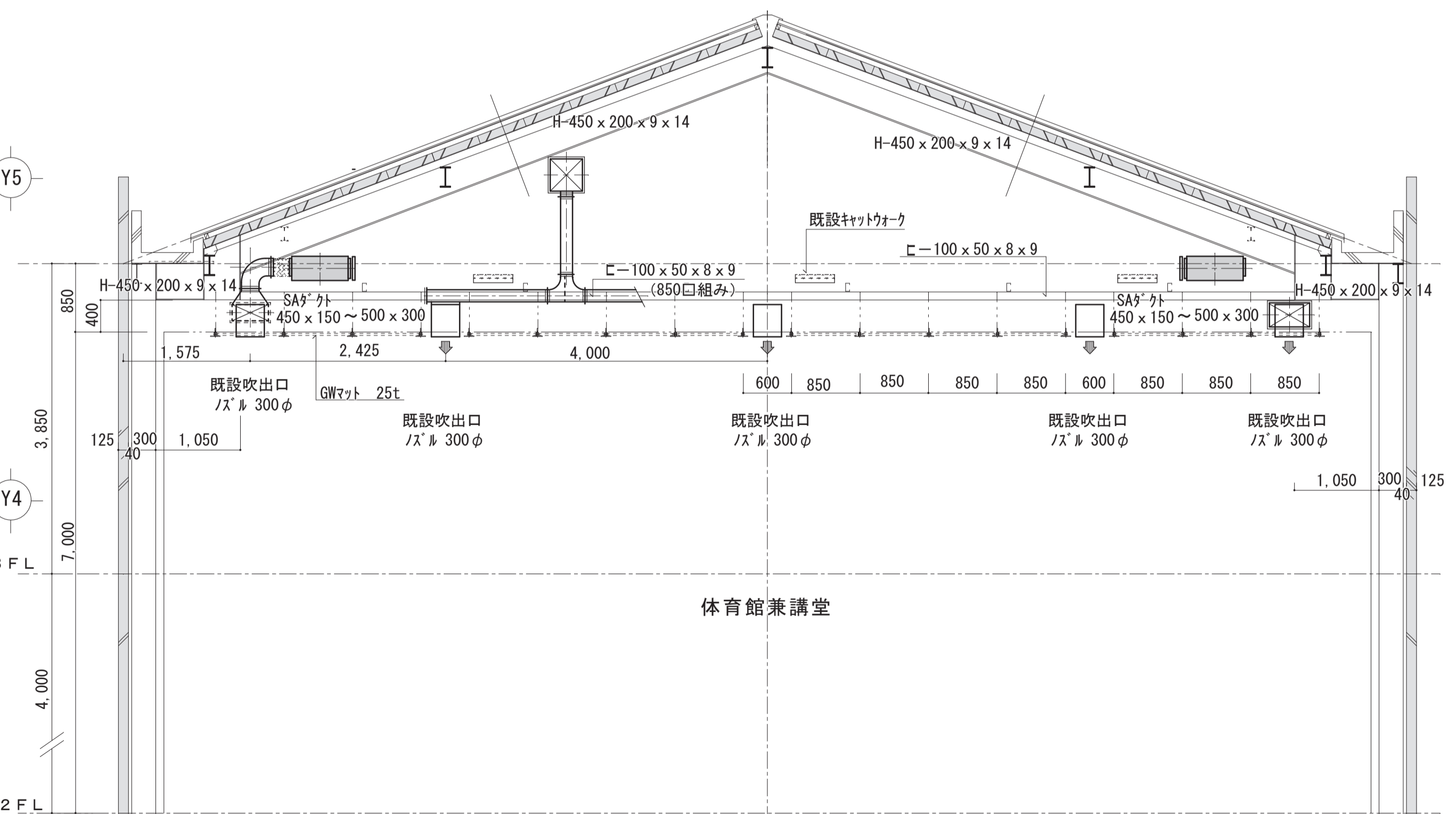
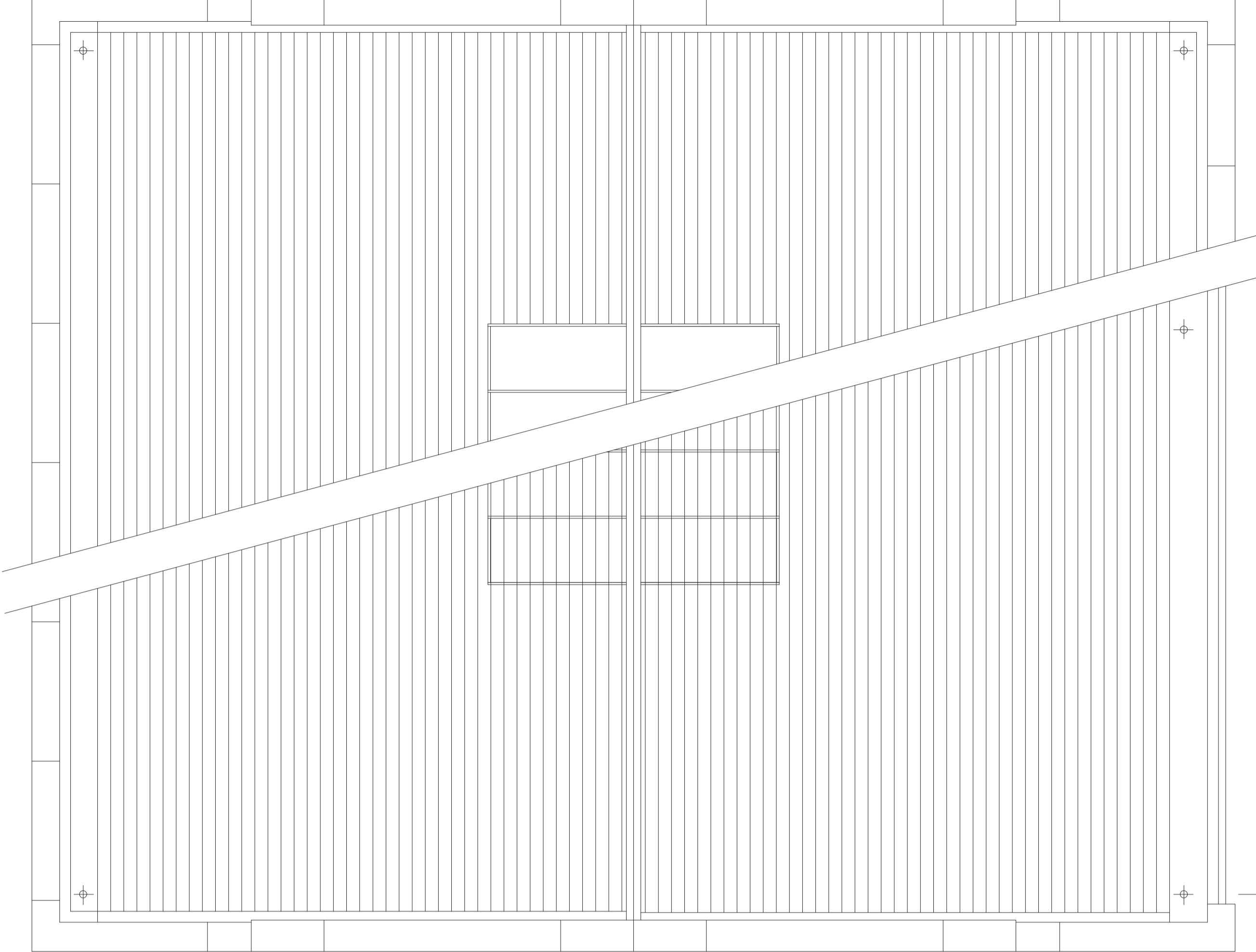
CHP-1: 冷温水循環ポンプ		
冷温水	GV	50 x 1
	流量測定口	50 x 1
	防振緩手	50 x 2

EXT-1: 冷温水膨張タンク		
膨張	GV	20 x 1
	安全弁	20 x 1
	GV (水抜き用)	20 x 1
排水	間接排水口	40 x 1





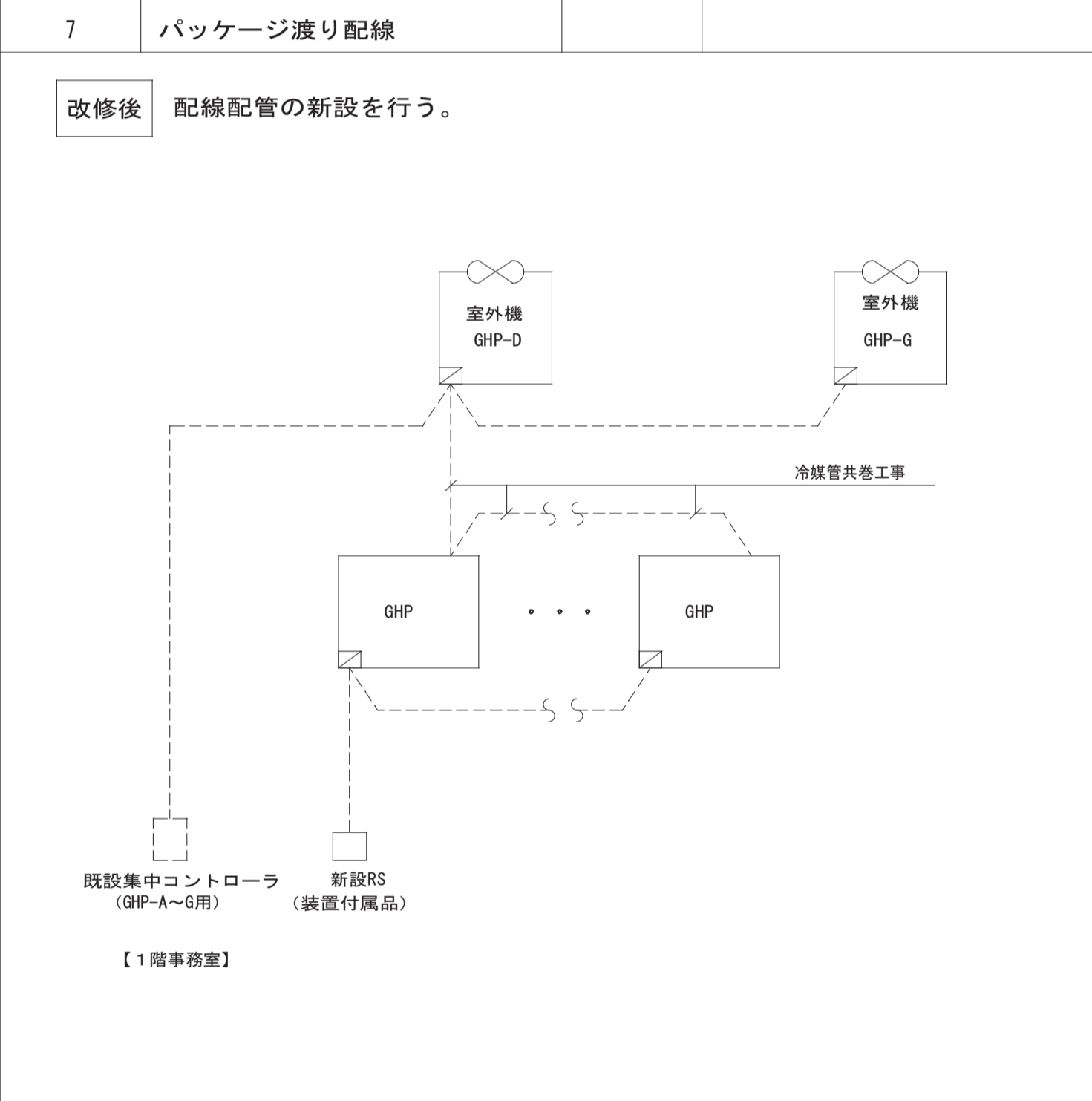
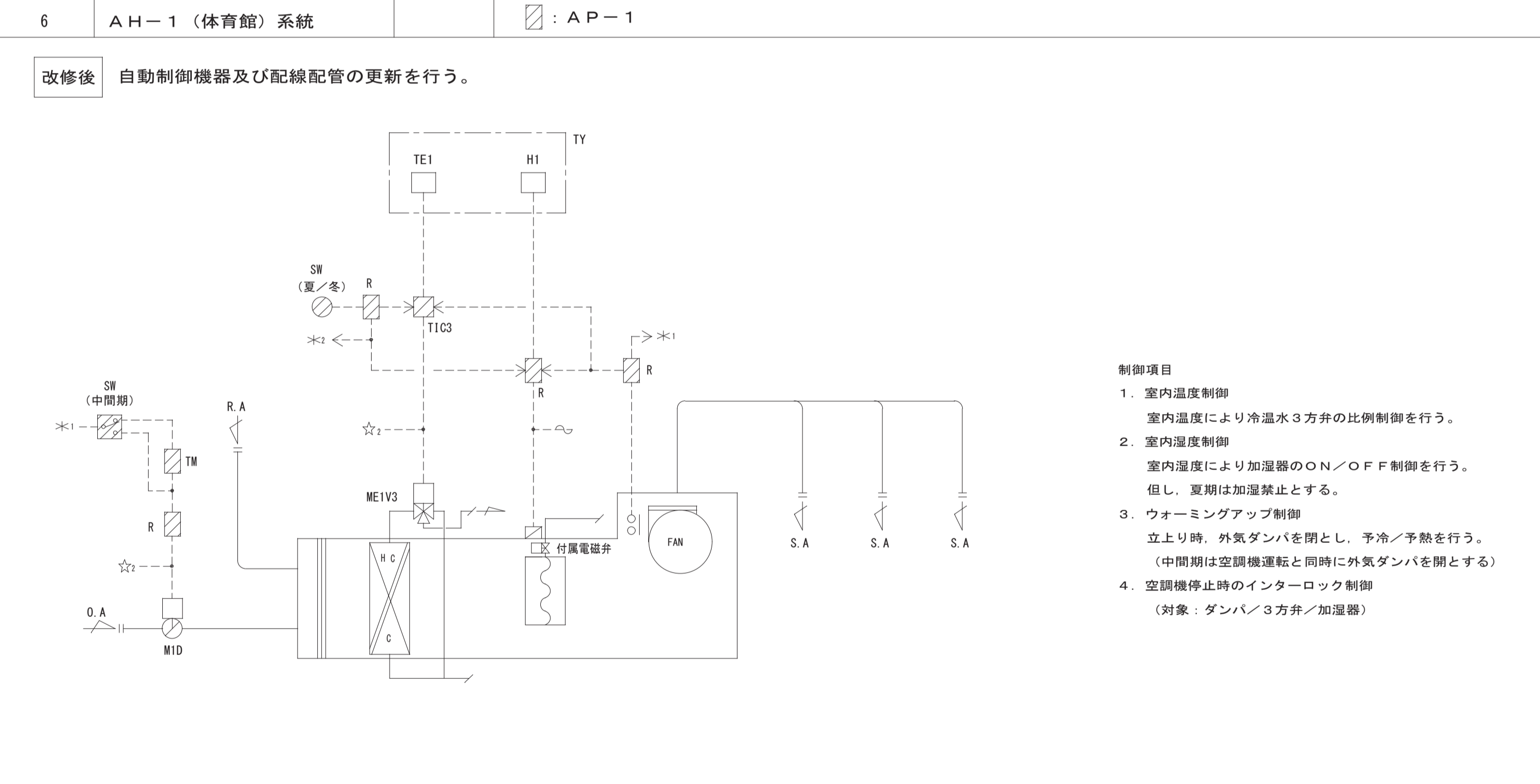
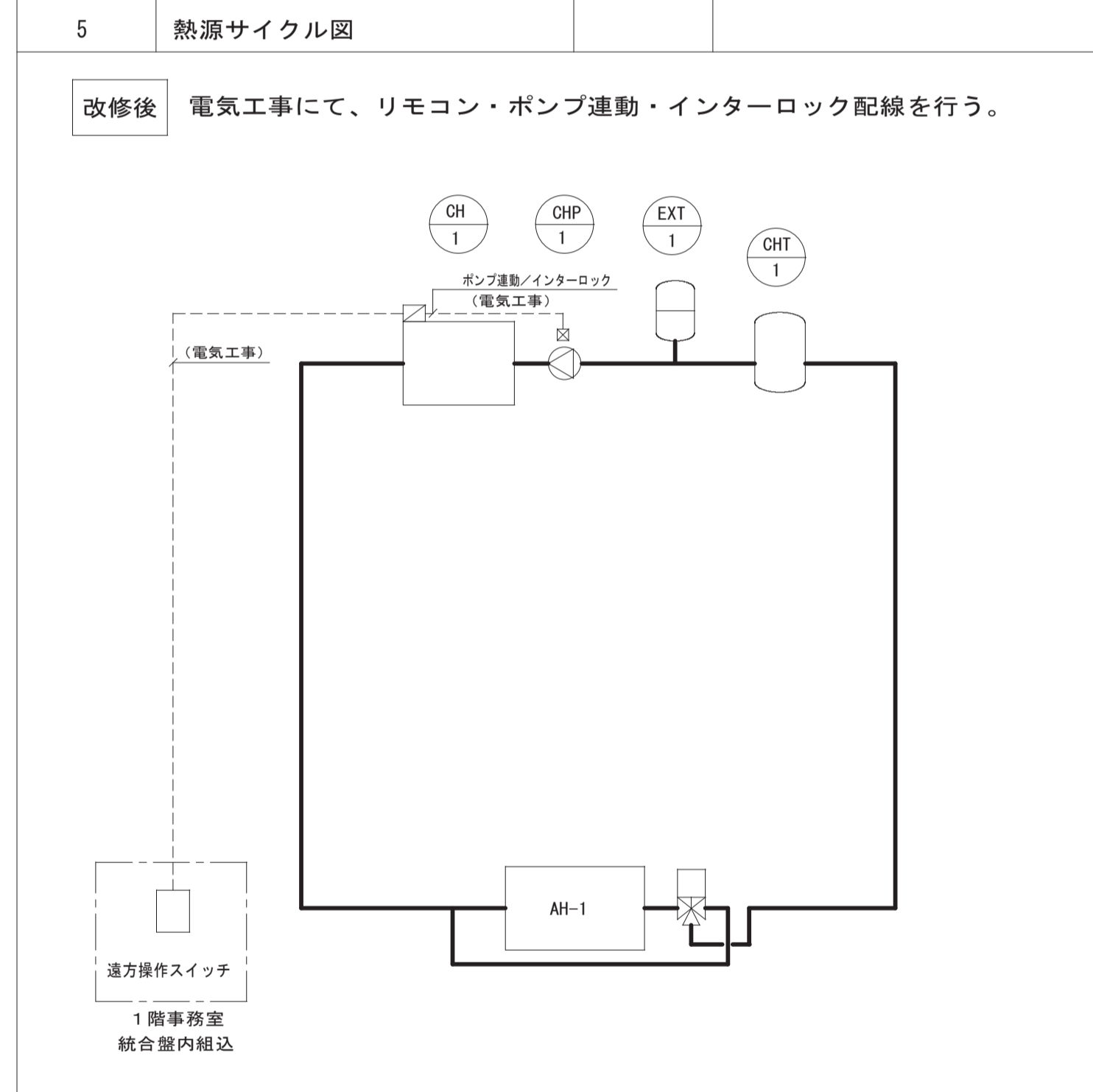
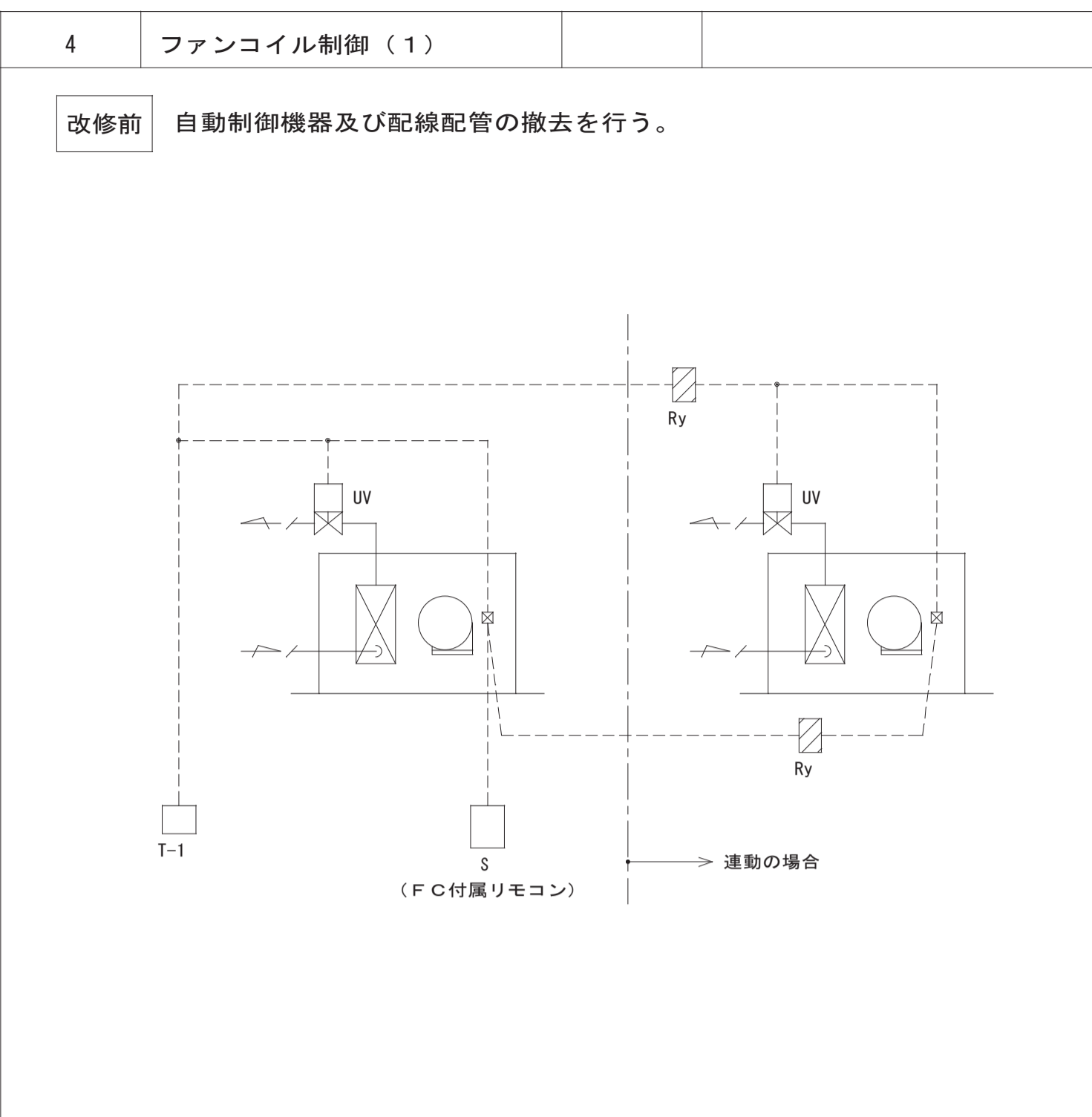
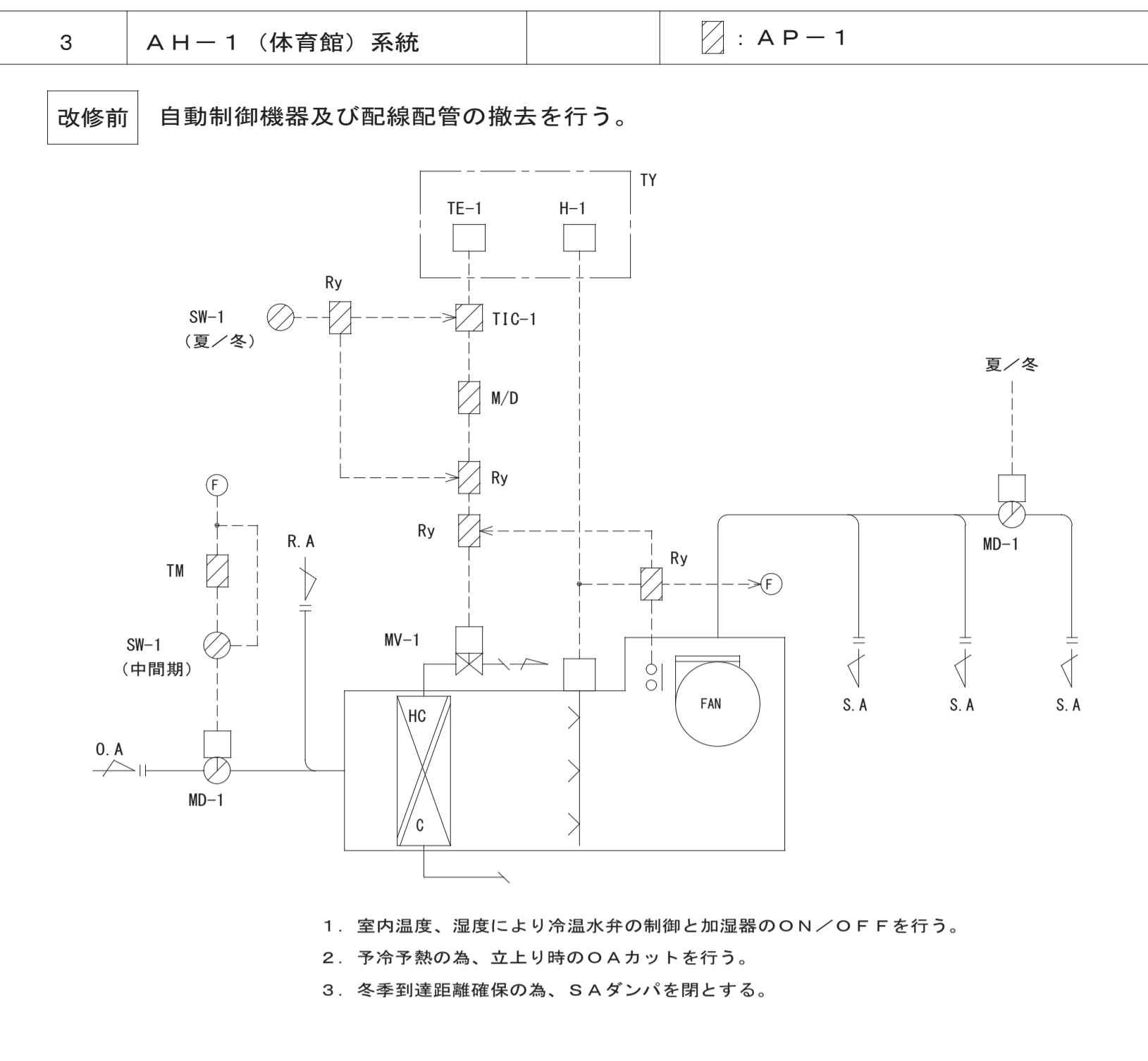
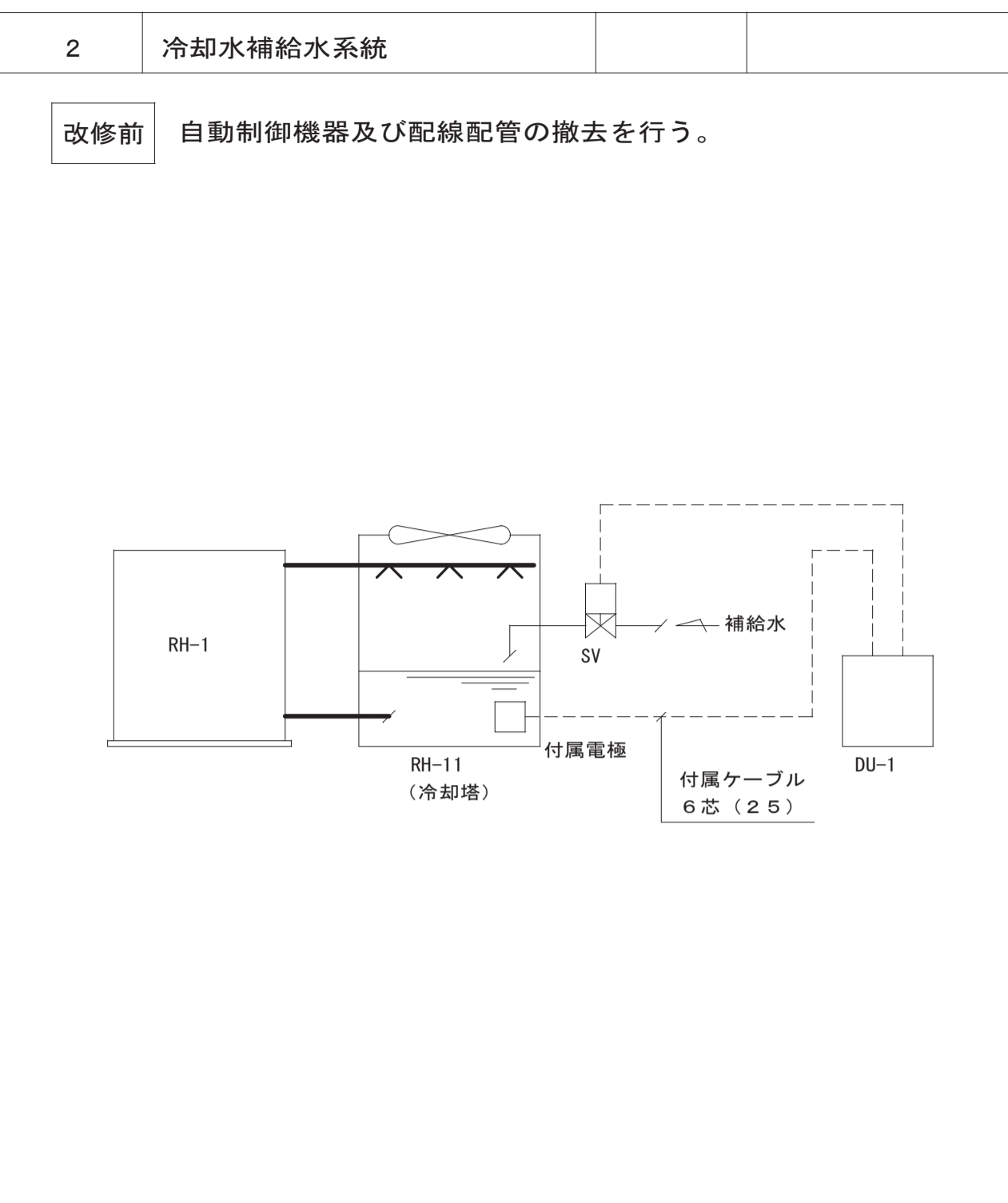
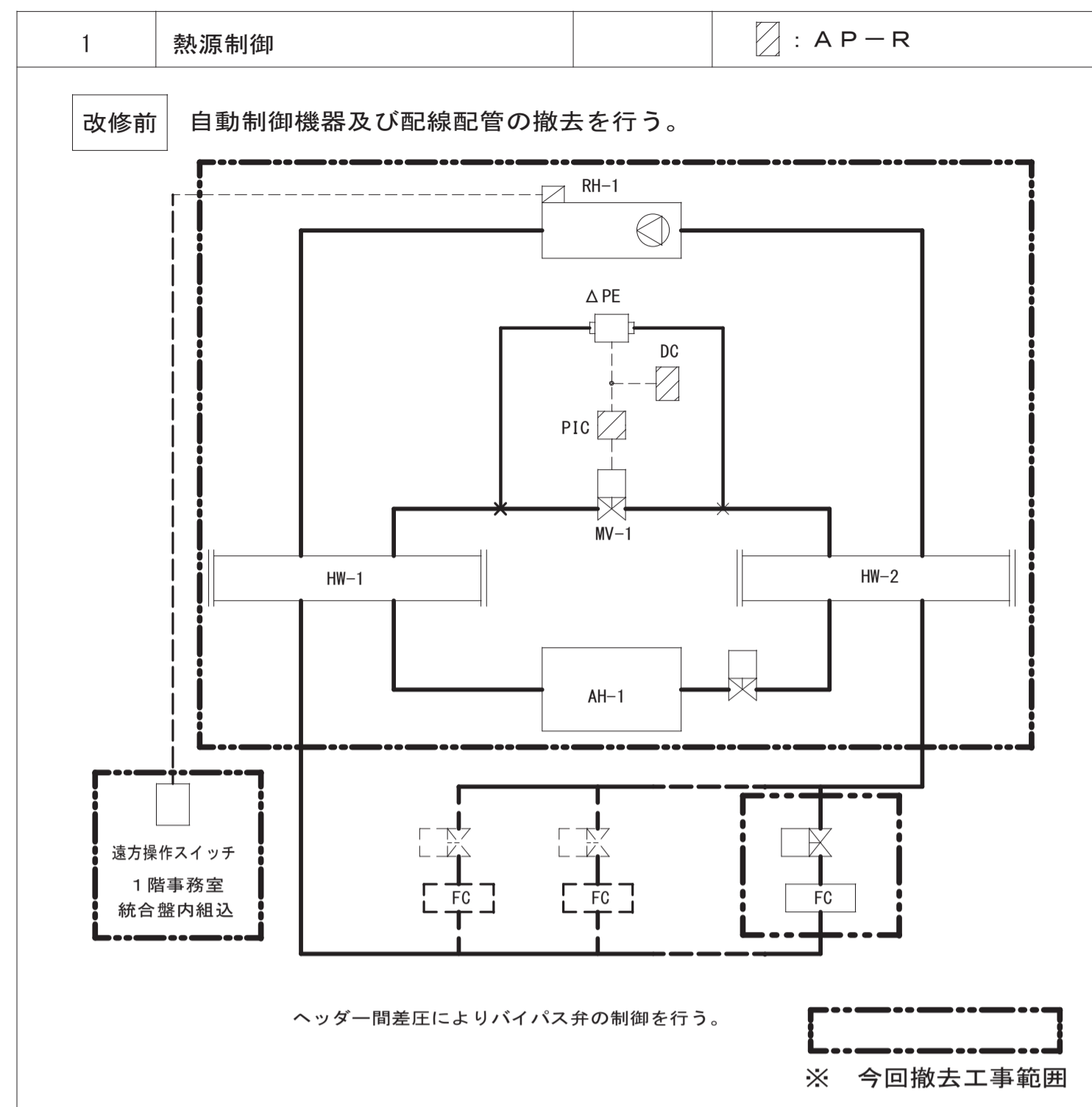
階段室B



- 【凡例】
- 既設キャットウォーク
 - 既設吹出口 /スル 300φ
 - 既設照明器具

※ 天井裏工事は、既設鉄骨及びキャットウォークを利用し工事を施工すること。
 また、新設機器の点検スペースも歩行用デッキ等にて考慮のこと。
 (既設上記条件での対応も本工事にて処理とする。)

株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	M-25
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	空調設備 3階講堂ダクト平面図 [改修後]	
一級建築士登録番号 第24251号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	



改修後

自動制御機器表

記号	名称	備考
TE1	室内用温度センサ	Pt100Ω
H1	室内用湿度調節器	ON/OFF出力
TY	マルチサーモケース	
TIC3	温度指示調節計	比例出力
R	補助リレー	
SW	切換スイッチ	
TM	タイマー	
TR	トランス	AC24V
M1D	ダンバ操作器	ON/OFF動作
MEIV3	電動3方弁	比例動作

バルブ口径表

W3: 水 (3方弁)
単位 流体W3: 流量 [l/m]、ΔP [kPa]

系統名	流体	流量	ΔP	CV	口径 (A)	備考
AH-1 冷温水3方弁	W3	170	30.0	21.5	40	

盤寸法表

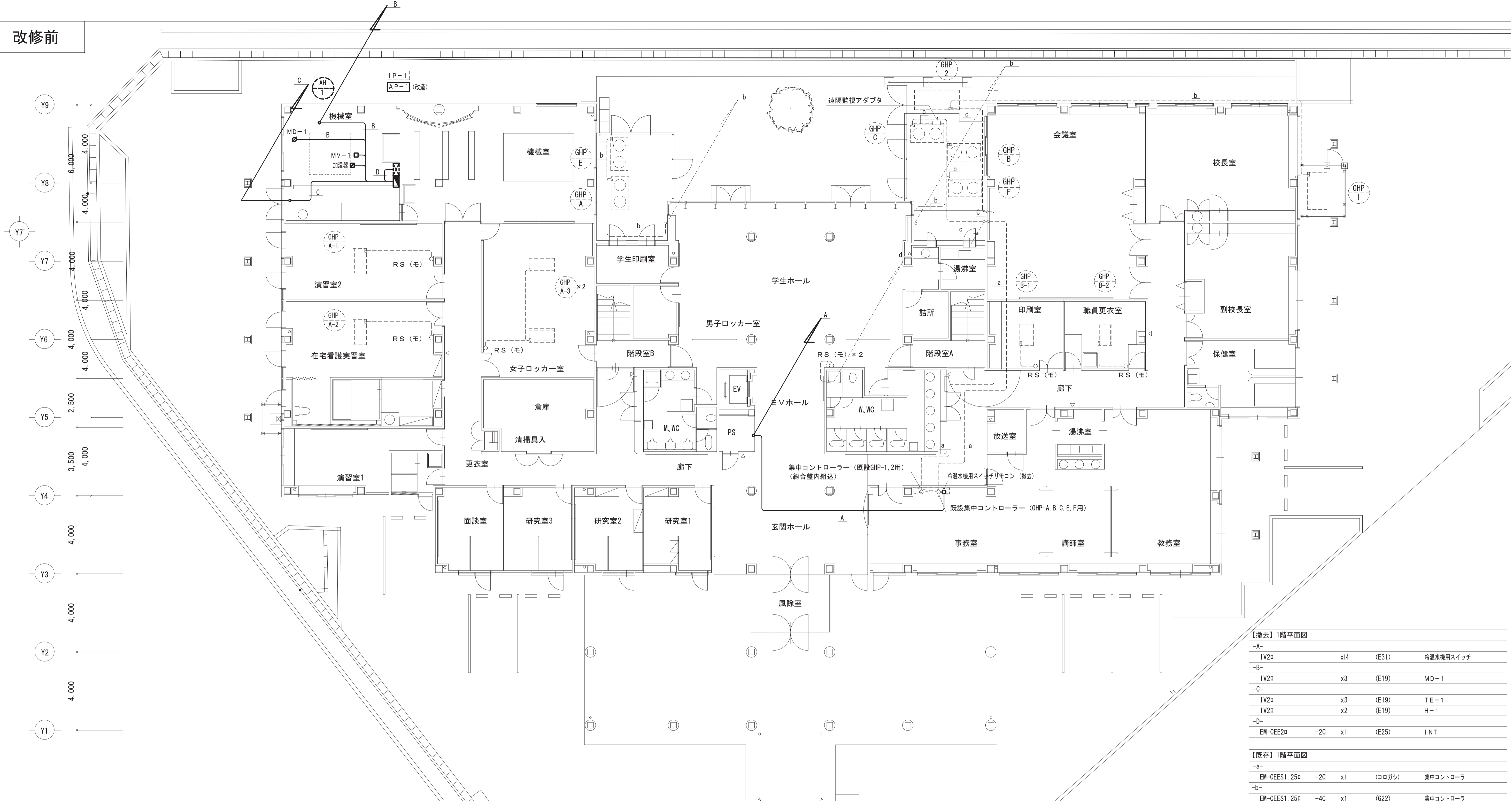
盤名	備考
AP-1 (改造)	AH-1制御更新
AP-R (改造)	熱源制御回路撤去

※ 改造盤の表面パネルは、メクラパネル等を取付のこと

凡例

- AC100V or 200V
- ☆2 AC24V電源 (一般用)
- インターロック
- 現場盤内取付機器

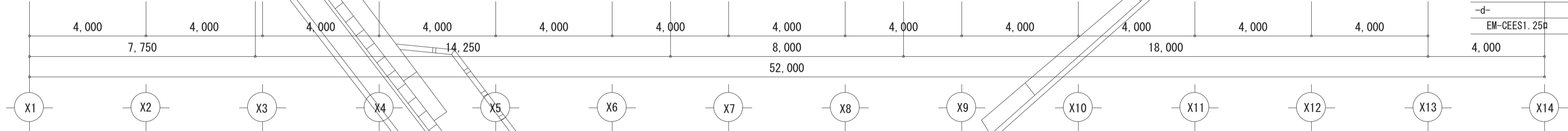
改修前



機器凡例				
シンボル	記号	配線	配管	
			(屋内)	(屋外)
○	RS (モ)	EM-OES1.25a -2C x 1	(MM6)	
○	S	IV2a x 6	(E25)	
○	送風機スリット	IV2a x 14	(E31)	(G28)
○	T-1	IV2a x 2	(E19)	
□	MV-1	IV2a x 6	(E25)	
□	UV	IV2a x 2	(E19)	
□	SV	IV2a x 2		(G16)
□	MD-1	IV2a x 3	(E19)	
●	△PE	IV2a x 2	(E19)	
●	付属電極	付属ケーブル x 1		(G22)
■	加湿器	IV2a x 2	(E19)	
○	H-1	IV2a x 2	(E19)	
○	TE-1	IV2a x 3	(E19)	

【撤去】1階平面図				
-A-	IV2a	x14	(E31)	冷温水機用スイッチ
-B-	IV2a	x3	(E19)	MD-1
-C-	IV2a	x3	(E19)	TE-1
-D-	IV2a	x2	(E19)	H-1
-D-	EM-OEE2a	-2C	x1	(E25) INT

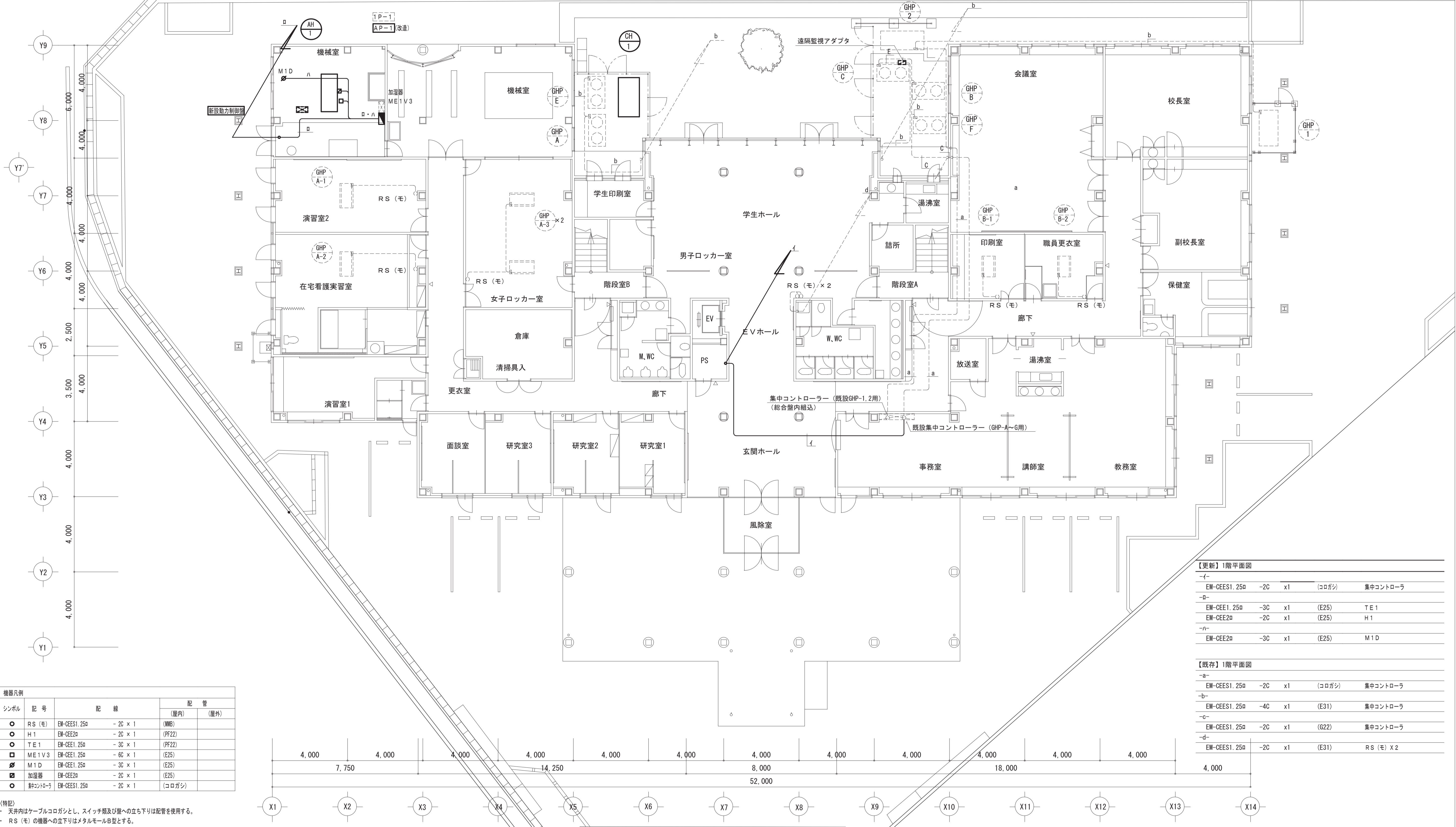
【既存】1階平面図				
-a-	EM-OES1.25a	-2C	x1	(コロガシ) 集中コントローラ
-b-	EM-OES1.25a	-4C	x1	(G22) 集中コントローラ
-c-	EM-OES1.25a	-2C	x1	(G22) 集中コントローラ
-d-	EM-OES1.25a	-4C	x1	(E31) RS (モ) x 2



(注記)
 図中の —— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
 図中の - - - - 破線機器・配線・配管は既設とする。

1階平面図 S=1/100

改修後



機器凡例				
シンボル	記号	配線	配管	
			(屋内)	(屋外)
○	RS (モ)	EM-CEES1.25φ -2C x 1	(NM6)	
○	H 1	EM-CEE2φ -2C x 1	(PF22)	
○	T E 1	EM-CEE1.25φ -3C x 1	(PF22)	
□	ME1V3	EM-CEE1.25φ -6C x 1	(E25)	
⊗	M1D	EM-CEE1.25φ -3C x 1	(E25)	
⊗	加湿器	EM-CEE2φ -2C x 1	(E25)	
○	新コントローラ	EM-CEES1.25φ -2C x 1	(コロガシ)	

(特記)
 ・天井内はケーブルコロガシとし、スイッチ類及び燈への立ち下りは配管を使用する。
 ・RS (モ) の機器への立ち下りはメタルモールB型とする。

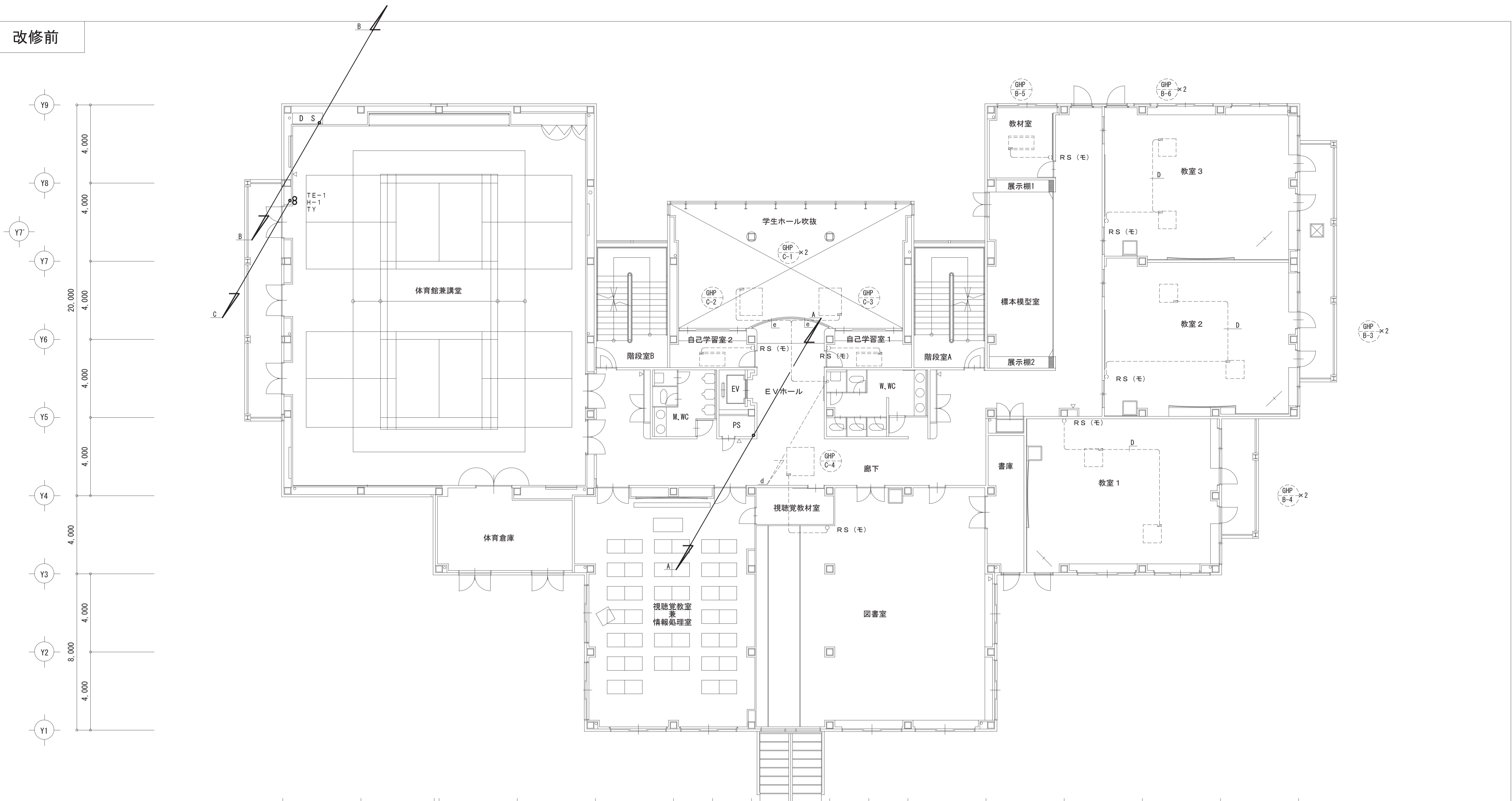
【更新】1階平面図				
-f-	EM-CEES1.25φ	-2C	x1	(コロガシ) 集中コントローラ
-d-	EM-CEE1.25φ	-3C	x1	(E25) T E 1
	EM-CEE2φ	-2C	x1	(E25) H 1
-h-	EM-CEE2φ	-3C	x1	(E25) M1D

【既存】1階平面図				
-a-	EM-CEES1.25φ	-2C	x1	(コロガシ) 集中コントローラ
-b-	EM-CEES1.25φ	-4C	x1	(E31) 集中コントローラ
-c-	EM-CEES1.25φ	-2C	x1	(G22) 集中コントローラ
-d-	EM-CEES1.25φ	-2C	x1	(E31) RS (モ) x 2

(注記)
 図中の ——— 実線機器関連の制御配線配管を行う。
 図中の - - - - - 破線機器、配線、配管は既設とする。

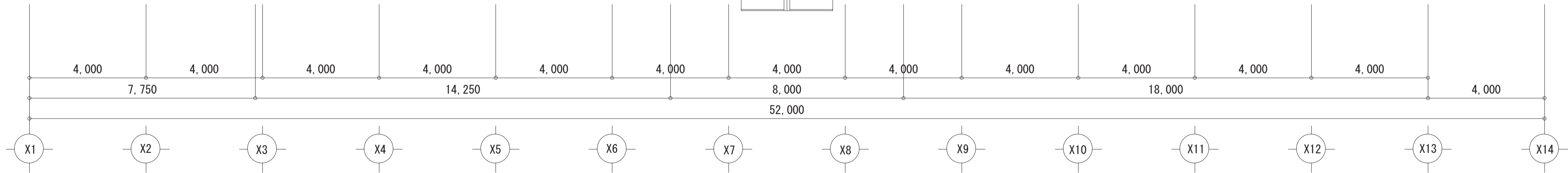
1階平面図 S=1/100

改修前



【撤去】2階平面図

-A-	IV2a	x14	(E31)	冷温水機用スイッチ
-B-	IV2a	x3	(E19)	MD-1
-C-	IV2a	x3	(E19)	TE-1
	IV2a	x2	(E19)	H-1



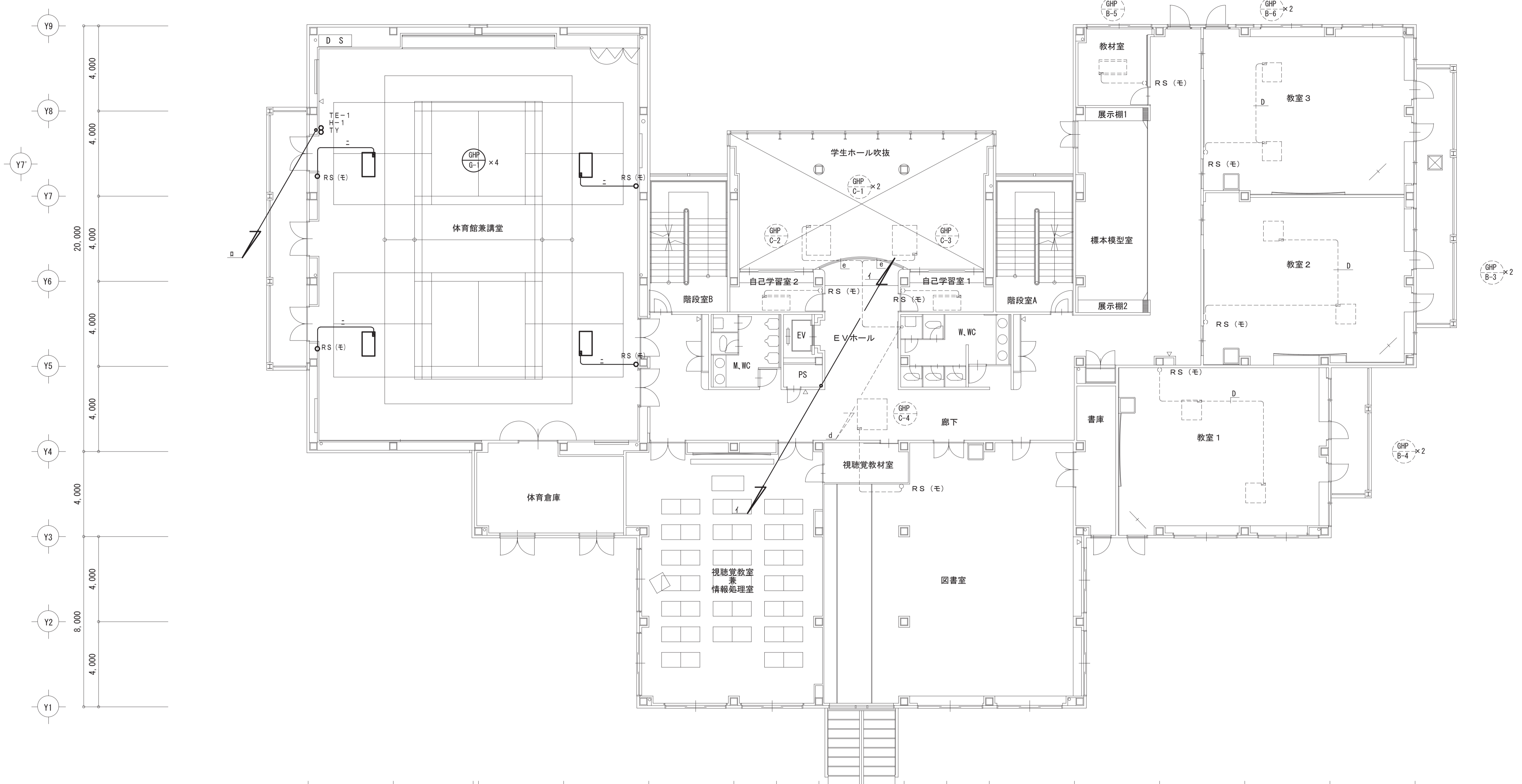
【既存】2階平面図

-d-	EM-CEES1.25a	-2C	x2	(E31)	RS (モ) × 2
-e-	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(コロガシ)	RS (モ)
-f-	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(コロガシ)	送り

2階平面図 S=1/100

(注記)
 図中の ——— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
 図中の - - - - - 破線機器・配線・配管は既設とする。

改修後

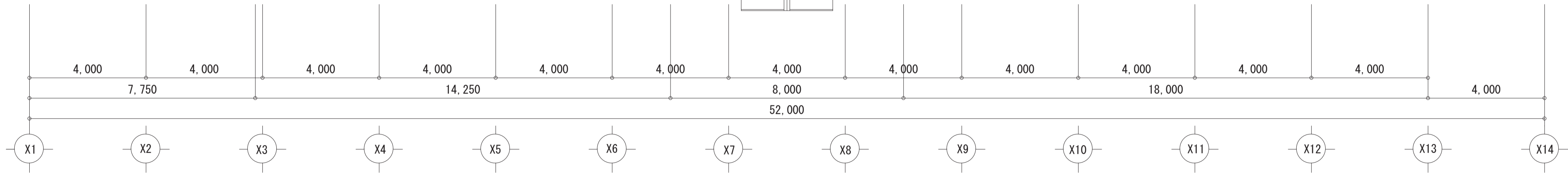


【更新】2階平面図

-f-	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(E25)	集中コントローラ
-d-	EM-CEE1.25a	-3C	x1	(E25)	TE1
-e-	EM-CEE2a	-2C	x1	(E25)	H1
-c-	EM-CEE1.25a	-2C	x1	(E25)	RS (モ)

【既存】2階平面図

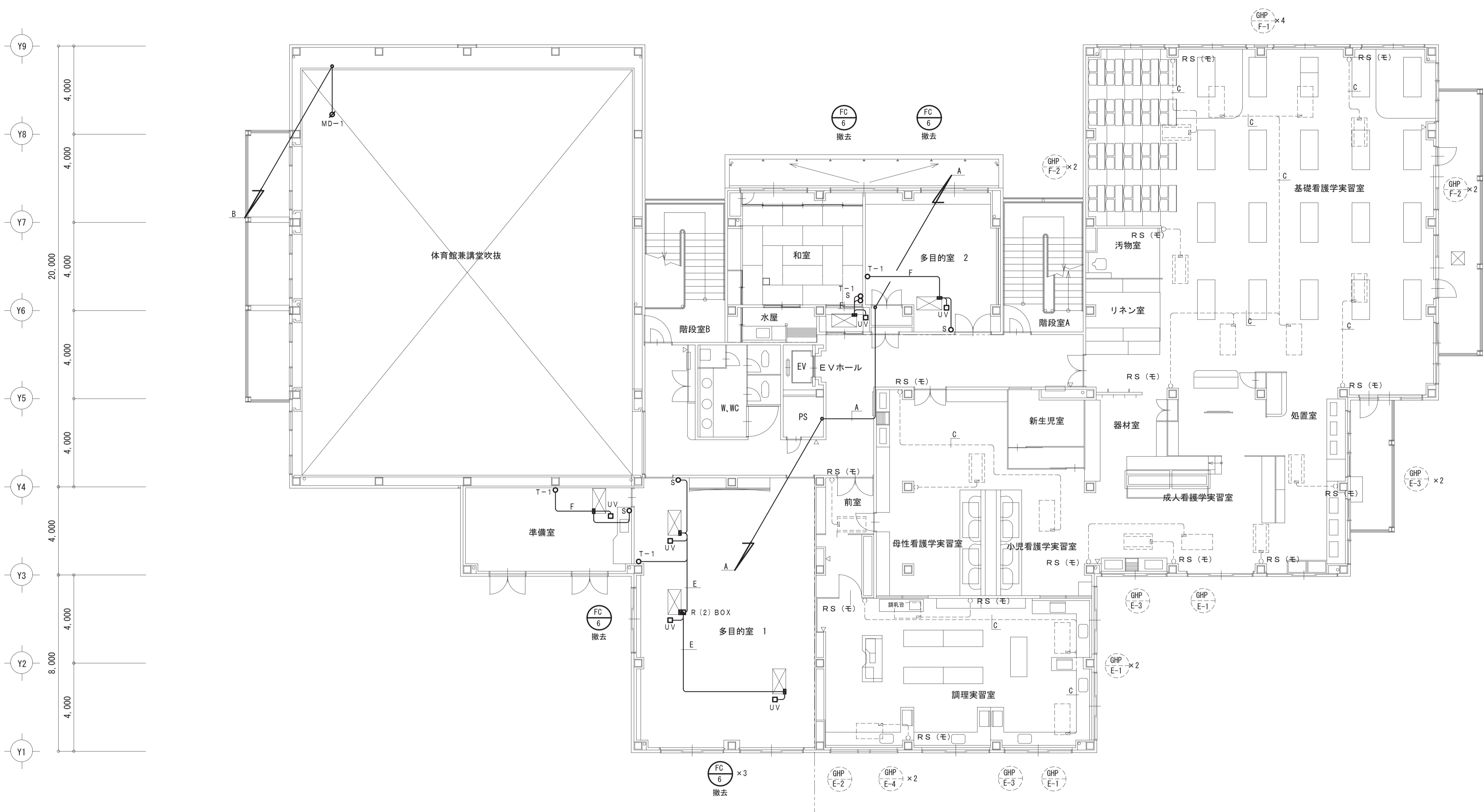
-d-	EM-CEES1.25a	-2C	x2	(E31)	RS (モ) x 2
-e-	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(コログシ)	RS (モ)
-f-	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(コログシ)	選り



2階平面図 S=1/100

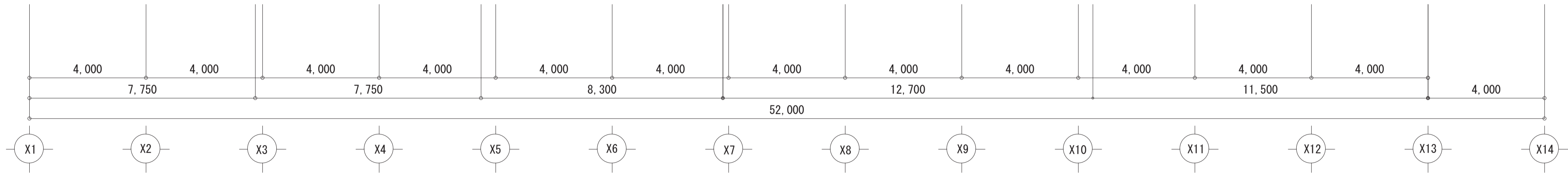
(注記)
 図中の ——— 実線機器関連の制御配線配管を行う。
 図中の - - - - - 破線機器、配線、配管は既設とする。

改修前



【撤去】3階平面図			
-A-			
IV2a	x14	(E31)	冷温水機用スイッチ
-B-			
IV2a	x3	(E19)	MD-1
-E-			
IV2a	x5	(E25)	FC渡り
-F-			
IV2a	x2	(E19)	T-1

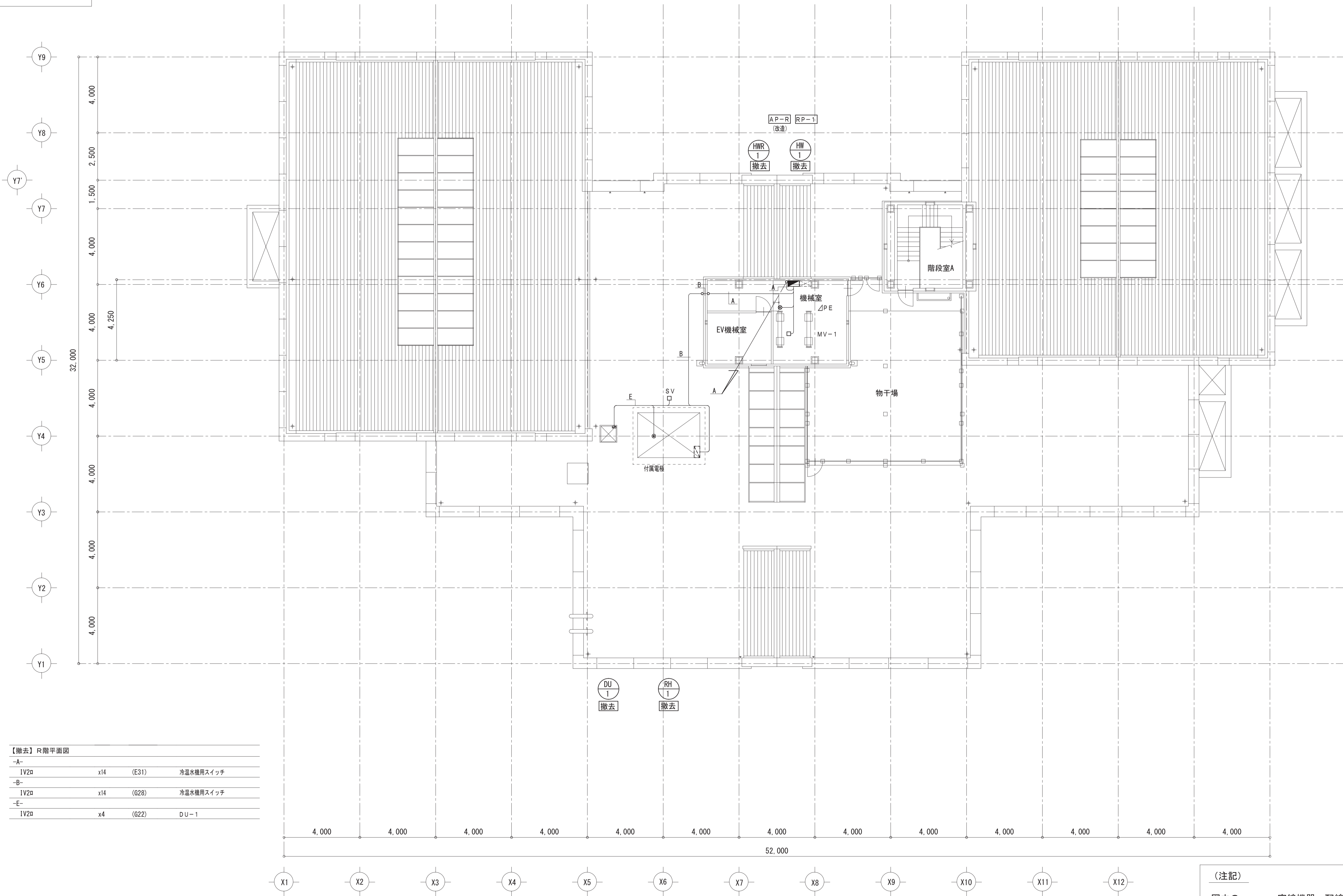
【既存】3階平面図			
-f-			
EM-OEES1.25a	-2C	x1	(コロガシ) 渡り



3階平面図 S=1/100

(注記)
 図中の ——— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
 図中の - - - - - 破線機器・配線・配管は既設とする。

改修前



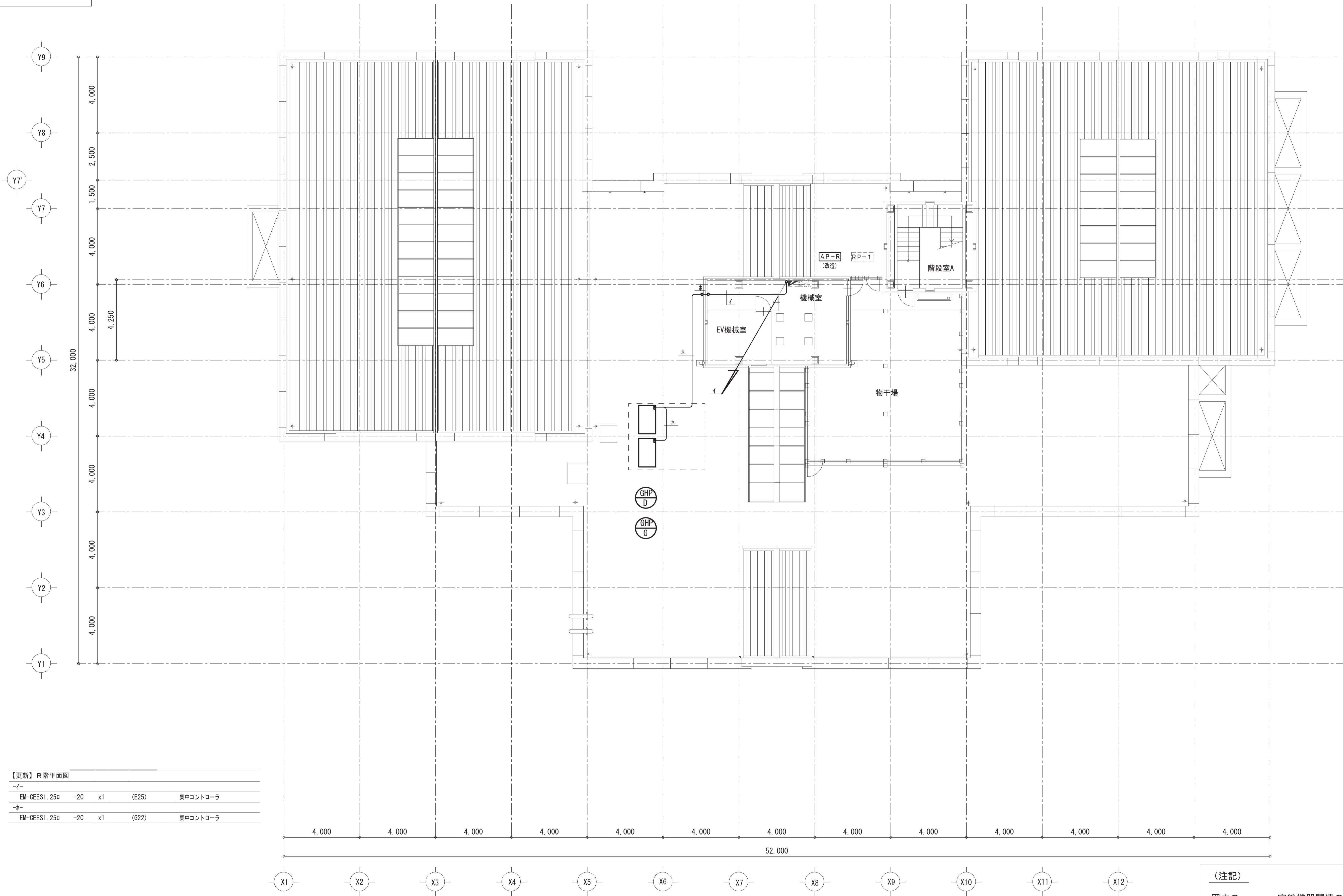
【撤去】R階平面図

-A-	IV2 \square	x14	(E31)	冷温水機用スイッチ
-B-	IV2 \square	x14	(G28)	冷温水機用スイッチ
-E-	IV2 \square	x4	(G22)	DU-1

屋上平面図 S=1/100

(注記)
 図中の ——— 実線機器・配線・配管は撤去とする。
 図中の - - - - - 破線機器、配線、配管は既設とする。

改修後



【更新】 R階平面図

イ	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(E25)	集中コントローラ
エ	EM-CEES1.25a	-2C	x1	(G22)	集中コントローラ

屋上平面図 S=1/100

(注記)
 図中の ——— 実線機器関連の制御配線配管を行う。
 図中の - - - - - 破線機器、配線、配管は既設とする。

電気設備工事特記仕様書

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Contains sections for General Items, Terminology, and Construction Management.

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Contains sections for Construction Photos, Construction Management, and Construction Waste.

Table with 3 columns: Company Name (株式会社 ミューパートナーズ), Project Name (公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事), and Address (春日井市建設部施設管理課).

章	項	目	特	記	事	項	備	考																																			
項	*	再生資源の利用の報告 【改修1.4.3】再使用機材	1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAが「ルーフ」及びAが「ルーフ」の認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1"> <tr> <th>施工場所</th> <th>品</th> <th>目</th> <th>規</th> <th>格</th> <th>再</th> <th>生</th> <th>原</th> <th>料</th> <th>等</th> <th>の</th> <th>指</th> <th>定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定しない</td> <td></td> </tr> </table> <p>あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員との協議を要する。</p>	施工場所	品	目	規	格	再	生	原	料	等	の	指	定												指定しない													指定しない		いくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
				施工場所	品	目	規	格	再	生	原	料	等	の	指	定																											
											指定しない																																
											指定しない																																
5節 施工 1.5.3 施工の検査等 1.5.7 化学物質の濃度測定	*見本施工 ※行わない ・ 行う () *化学物質の濃度 ・ 測定する ※測定しない *測定時期 () *対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン () *測定方法 ※パップ型採取法 - 文部科学省「学校環境衛生の基準」による () *測定する室/測定箇所数 (/) () () (/) ()	【改修1.6.4】 【改修1.6.8】																																									
第	6節	工事検査及び技術検査 1.6.2 技術検査 7節 完成図等 1.7.1 完成時の提出図書	*工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 *取外し後再使用する機材 ※図示による () *取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ()	*中間技術検査 ○行わない ・ 行う (実施回数: , 実施時期:)	【改修1.10.2】																																						
						1.7.2 完成図	*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成原因(施工図を除く)1部 2)完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成)2部 3)契約図の2つ折製本 1部 4)完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 5)施工図の2つ折り製本 1部 6)保全に関する資料 1部 7)その他必要書類 1部 8)契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 *完成図の種類及び記載内容 ※表1.7.11による(改修は表1.11.1) () *原因作成方法 ※CAD作成し紙出力 サイズ ※設計原因と同じ () *原因用紙の種類 ※PPC用ホリエポキシ樹脂 和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー *提出部数 ※ 原因:1部、複写図:2部 () *CADデータ ※提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・ 提出しない *CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 *複写図作成方法 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ()	【改修1.11.1】 【改修1.11.3】 【改修1.11.2】																																			
編	1	【改修】7節 養生 【1.7.1】養生範囲 【1.7.2】養生方法及び清掃	*養生範囲 ※図示による () ・ 1.7.11による箇所 *養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による () *既存設備等の養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による () *固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない () *機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニールシート、合板等による ・ 図示による ()	【改修】8節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()																																						
						その他	*仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 *建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 *現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めるときも同様とする。 *受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 *監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.htmlを参照) *電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建設工事事務の手引 参考2「愛知県建設工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 *本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 *工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 *南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 *受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5)下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 *施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 *建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) *下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び																																				
一	般	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
共	通	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ・表2.2.1 A種からD種のいずれか・単管足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 () *外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 -単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・高所作業車 () 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *設ける(m程度) ・既存建物内の一部 ※設けない ・構外に設置 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、1,200以上 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置 ※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) 設けない 【改修2.2.3】仮設間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・有 ※ 無 *仮設扉 設置箇所 ※図示による () 種別 ※合板張り木製扉程度 () () *既存設備の使用 ・可能 ・不可(発電機等を使用) () ()	【改修 2.2.7】 【改修 2.2.3】																																			
事	項	*仮設 *光熱水費 *現場代理人等	【改修】9節 撤去 【1.8.1】一般事項 【1.8.2】撤去作業の安全対策 【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による () *石綿の撤去 ※図示による () *機器等撤去跡の補修等 ※図示による () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・ 監督職員と協議 ()	【改修】2.2.2】足場その他																																						
						【改修】2.2.2】足場その他	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業																																				

章	項	目	特 記 事 項	備 考	
第 2 編	4 節	コンクリート工事			
		2.4.1 一般事項	* コンクリート 設計基準強度 ・18N/mm2 ・ () ・ 図示による	【改修 2.5.1】	
		7 節	塗装工事		
		2.7.1 一般事項	* 金属管の塗装箇所：屋内見えがかり部分（機械室、EPS等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 色合等 () ・ 図示による * 塗料の種類、塗り回数 ※ 表2.7.11による（改修は表2.8.1） ・ () ・ 図示による	【改修 2.8.1】	
		9 節	スリーブ工事		
		2.9.1 一般事項	* スリーブの材料及び仕様 ・ 図示による ※ 表2.9.1【改修は表2.10.1】による ・ ()	【改修2.10.1】	
		10 節	インサート		
		2.10.1 一般事項	* インサートの許容引抜荷重 ※ 表2.10.1による ・ () ・ 図示による		
		【改修2.12.1】 一般事項	* インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※ 表2.12.1による ・ () ・ 図示による		
		【改修2.12.3】 あと施工ア	* 穿孔 埋め込み配管等の調査の範囲及び方法 () ・ 図示による * 性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない * 施工後確認試験 ・ 行う ・ 行わない		
		【改修】11 節	はつり工事		
		【2.11.2】非破壊検査	* 放射線透過検査 ・ 行う ・ 行わない		
		【2.11.3】穴開け及び補修	* 貫通場所及び口径 () ・ 図示による		
		【2.11.4】溝はつり及び補修	* はつり深さ () ・ 図示による		
【2.11.5】開口部補修等	* 補修が必要な箇所 ※ 図示による 防水箇所の貫通処理方法 () ・ 図示による * 意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※ 図示による				
【改修】13 節	基礎工事				
【2.13.1】一般事項	* 機器用基礎 ・ 新設 ・ 既設再使用 ・ 図示による * 基礎の補修 () ・ 図示による * 既設基礎の解体 周辺機器等の養生 () 防水層等の補修 () ・ 図示による 既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ () ・ 図示による				
【改修】14 節	仮設備工事				
【2.14.1】一般事項	* 仮設備を要する期間 ()				
【2.14.3】仮電源等	* 受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 ・ () ・ 図示による				
第 2 編	1 章	機 材			
		4 節	照明器具		
		1.4.2 構造一般	* 照明用ポール 配線用遮断機（引外し装置なし） ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による カッタウトスイッチ（兼通しヒューズ） ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による		
		1.4.4 光 源	* 光源色 ※ 相関色温度 4,600～5,500k（昼白色） ・ () ・ 図示による * LED照明器具の平均演色評価数（Ra） ※ ペースライト形器具は80以上、ダウンライト形及び高天井形器具は70以上 ・ () ・ 図示による		
		6 節	照明制御装置		
		1.6.3 統合照明制御			
		1.6.3.1 共通事項			
		1.6.3.2 照明監視制御装置	* 機器構成 ※ 図示による ・ () * 表1.6.11において基本機能に追加するもの ・ 図示による ・ 照明器具個別通信制御 ・ 調色制御 ・ 連動制御 ・ 強制制御 ・ 管理機能	【表1.6.1】	
		1.6.3.4 監視操作装置	* 外部出力端子の種類 () ・ 図示による		
		1.6.3.7 照明制御器	* 人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御 ・ 図示による ・ ()		
		7 節	分電盤		
		1.7.3 キャビネット	* 材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 * 積算計器 計量法による検定付 ・ 適用する ※ 適用しない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.12による ・ () ・ 図示による 低圧用SPDクラスⅠの性能 () ・ 図示による		
		1.7.6 器具類	* 電力計測装置 計測回路数 () ・ 図示による 集中監視部 信号回路数、信号種別 ・ 図示による ・ () 外部出力端子種別 () 変成器 定格電流 () ・ 図示による 表示器 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による		
		9 節	OA 盤		
1.9.3 キャビネット	* 端子盤部の通気口 ・ 設置する（仕様） () ・ 設置しない ・ 図示による * 端子盤部の冷却用ファン ・ 設置する（仕様） () ・ 設置しない ・ 図示による				
12 節	制御盤				
1.12.3 キャビネット	* 材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板				
1.12.6 器具類	* 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.12.19による ・ () ・ 図示による 低圧用SPDクラスⅠの性能 () ・ 図示による				
14 節	電気自動車用充電装置				
1.14.1 一般事項	* 装置種別 ・ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置（定格電圧：)				
1.14.3 キャビネット	* 材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板				
1.14.4 電力変換装置	* 定格直流電圧 () ・ 図示による				
1.14.8 状態警報表示項目	* 移転用の遠方監視用接点 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による				
15 節	電熱装置				
1.15.2 制御盤	* 過昇温防止装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による				
1.15.3 発熱線等	* 発熱線 ・ 第2種発熱線 ・ 第4種発熱線 ・ 図示による				
2 章	施 工				
1 節	共通事項				
【改修】1 節	共通事項				
【2.1.1】 事前確認	* 事前確認【表2.1.11において基本機能に追加するもの】 配線の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント 機器と開閉器等の対照 ・ スイッチ 照明明点滅回路の確認 ・ コンセント ・ 制御盤				

章	項	目	特 記 事 項	備 考
第 2 編	2.1.1	電線の接続	制御回路の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント * 照明改修を行う場合の対象室の改修前後の照度、回路電流値の測定箇所、回数 ※ 図示による ・ () * 屋外の高圧架橋がリフレクティブ相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策	【改修2.1.2】
		2.1.13 耐震施工	* 機器の水平震度及び鉛直震度 ・ 図示による ・ () * 横引き管等 耐震安全性の分類【表2.1.2】 ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 * 垂直配管等 耐震安全性の分類【表2.1.3】 ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 * 建物のエキストラジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ・ () ・ 図示による	【改修2.1.14】
		【2.1.15】 配管・配線等の改修	配線引抜き後の空配管 ・ 導入線を入れる	
		9 節	バスダクト配線	
		2.9.2 バスダクトの敷設	* 直線部の距離が長い箇所のエキストラバスダクトの設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	【改修2.10.2】
		【2.11.4】 ケーブル配線	* 屋外のEM-高圧架橋がリフレクティブ相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ()	
		13 節	接地	
		2.13.9 接地線	* C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ〔配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合〕 ・ 8mm2以上 () ・ 図示による	【改修2.14.9】
		2.13.12 その他	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	
		15 節	動力設備	
		2.15.1 配線	* 支持架台の設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	【改修2.16.1】
		17 節	雷保護設備	
		2.17.3 引下げ導線	* 溶接による接続 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	【改修2.18.3】
		2.17.4 接地極	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	
18 節	施工の立会い及び試験			
2.18.2 施工の試験	* 接地抵抗測定（構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合） 測定時期 () 回数 () ・ 図示による * 一般照明の照度測定 ※ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 総合動作試験【改修工事の場合】 ・ 行う ・ 行わない	【改修2.19.2】		
第 2 編	1 章	機 材		
		1 節	キュービクル式配電盤	
		1.1.3 キャビネット	* キャビネット（屋内）※ 鋼板製 ・ ステンレス製 ・ 図示による * キャビネット（屋外）※ 鋼板製 ・ ステンレス製 ・ 図示による	
		1.1.5 盤内器具類	* 積算計器 計量法による検定付 ・ 適用する ※ 適用しない	
		1.1.6 高圧機器	* 交流遮断器の操作方式 ※ 図示による ・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式 * 高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・ 油入 ・ 乾式 * 直列リアクトル 絶縁方式 ※ 図示による ・ 油入 ・ モールド 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・ () ・ 図示による * 電圧負荷開閉器の操作方式 ・ 電動式 引込柱 ※ 図示による ・ 避雷器内蔵 ・ 避雷器非内蔵	
		2 節	高圧スイッチギヤ	
		1.2.1 一般事項	* 高圧スイッチギヤ ・ JIS C 62271-200 ・ JEM 1425 ・ 図示による	
		1.2.2 構造一般	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・ LSC1 ・ LSC1-PI ・ LSC2B-PI ・ 図示による * スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形 ・ 図示による	
		1.2.4 導電部	* JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 () ・ 図示による 定格短時間耐電流 () ・ 図示による * JEM 1425による高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 () ・ 図示による 定格短時間耐電流 () ・ 図示による	
		3 節	22/33kV特別高圧スイッチギヤ	
		1.3.1 一般事項	* 22/33kV特別高圧スイッチギヤ ・ JIS C 62271-200 ・ JEM 1425 ・ 図示による	
		1.3.2 構造一般	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・ LSC1 ・ LSC1-PI ・ LSC1-PM ・ LSC2B-PI ・ LSC2B-PM ・ 図示による * スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形 ・ MW形 ・ 図示による	
		1.3.4 導電部	* JIS C 62271-200による22/23kV特別高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 () ・ 図示による 定格短時間耐電流 () ・ 図示による * JEM 1425による22/23kV特別高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 () ・ 図示による 定格短時間耐電流 () ・ 図示による	
		5 節	低圧スイッチギヤ	
1.5.2 構造一般	* スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ FW形 ・ 図示による			
1.5.4 導電部	* 定格電流 () ・ 図示による 定格短時間耐電流 () ・ 図示による			
8 節	絶縁監視装置			
1.8.3 キャビネット	* キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による			
1.8.5 性 能	* 低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による			
9 節	機材の試験			
1.9.1 試 験	* キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・ 行う ・ 行わない			
2 章	施 工			
1 節	据付け			
2.1.1 キュービクル式配電盤等の据付け	* 水平震度及び鉛直震度 ・ () ・ 図示による	【改修2.2.1】		
2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け	* 水平震度及び鉛直震度 ・ () ・ 図示による	【改修2.2.2】		
2 章	機 材			
2 節	交流無停電電源装置(UPS)			
2.2.1 一般事項	* UPS ・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式			
2.2.2 性 能	* 停電補償時間 () ・ 図示による 温度条件 ※ 25℃ ・ ()			
【改修】2 節	据付け等			
【2.2.4】機器の取外し、再利用	* 蓄電池の電解液の処理 ()			

章	項目	特記事項	備考
電力	3節 電力平準化用蓄電装置		
	2.3.1 一般事項	*電力平準機能 ・ヒートポンプ機能 (・(2)(7)(a)① ・(2)(7)(a)②) ・ヒートポンプ機能 (・(2)(7)(b)① ・(b)②)	
貯蔵	2.3.5 電力平準化用蓄電池	*電力平準化用蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 *電力平準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・図示による	
	2.3.7 交流変換装置及び系統連系保護装置	*補機類 () ・図示による *交流出力電圧 ※ 図示による () *出力電圧方式 ※ 図示による ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式	
設備工事	2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	*遠方監視用接点 ・設けない ・設ける ・図示による	
	4節 分散電源エネルギーシステム		
工事	2.4.2 機能	*表2.4.1において基本機能に追加するもの ・バックアップ機能 ・系統安定制御機能 ・逆流機能 *適用する見える化機能 ・図示による ・商用受電電力表示 ・負荷電力表示 ・需要予測表示 ・蓄電池運転計画表示 ・蓄電池充放電指令 ・蓄電池残量表示 ・発電電力表示 ・運転計画/実績グラフ表示 ・需要予測/実績グラフ表示 ・再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 ・トレンドグラフ表示	
	3章 施工		
編	1節 据付け		
	3.1.1 架台、盤類の据付け【改修】2節 据付け等【2.2.1】架台、盤類の据付け	*簡易形、ラインインタラクティブ方式及び非常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法 ・図示による *水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	
5	1章 機材		
	1節 ディーゼル発電装置		
編	1.1.1 一般事項	*発電装置の運転時間 ※ 図示による ()	
	1.1.4 原動機	*性能 排気ガスの排出規制値 () *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () ・図示による	
5	1.1.5 配電盤	*適用機器等 () ・図示による *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 漏油検知装置 ・設ける ・設けない ・図示による *排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
	1.1.6 補機附属装置等		
編	1.1.7 燃料等	*燃料油 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種 (A種) 1号 ・1種 (A種) 2号 ・図示による (JIS K 2205)	
	1.1.8 配管材料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
5	2節 ガスエンジン発電装置		
	1.2.4 原動機	*性能 排気ガスの排出規制値 () *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ()	
編	1.2.5 配電盤	*適用機器等 () ・図示による *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
	1.2.6 補機附属装置等		
5	1.2.7 燃料等	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
	3節 ガスタービン発電装置		
編	1.3.4 原動機	*一般事項 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※ 90dB (A) 以下 () *性能 排気ガスの排出規制値 () *部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 ・水冷式 ・図示による *共通台板 水平震度 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()	
	1.3.5 配電盤		
5	1.3.6 補機附属装置等	*主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
	1.3.7 燃料等	*燃料油 灯油 ・1号 ・2号 ・図示による (JIS K 2203) 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種 (A種) 1号 ・1種 (A種) 2号 ・図示による (JIS K 2205) *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
編	4節 マイクロガスタービン発電装置		
	1.4.1 一般事項	*発電出力200kW超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの () ・図示による *防音パッケージ周囲1mにおける運転音 ※ 70dB (A) 以下 () *逆変換装置の出力電圧方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による *マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排気吸収式を組み合わせる場合 () ・図示による	
5	1.4.3 発電機	*排気ガスの排出規制値 () *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 *共通台板 水平震度 () *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による	
	1.4.4 原動機		
5	1.4.5 制御装置	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
	5節 燃料電池発電装置		
編	1.5.1 一般事項	*燃料電池発電装置の仕様等 (りん酸燃料電池以外で出力10kW以上のもの) ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの ()	

章	項目	特記事項	備考
編	1.5.3 燃料電池装置	*設置条件(温度) ※ 1.5.1(6)(7)、(4)による () ・図示による *燃料電池装置の出力電圧方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・図示による *制御装置 遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの () ・図示による *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
	7節 太陽光発電装置		
5	1.7.1 一般事項	*太陽光発電装置 ※ 系統連系形 () ・図示による *自立運転 ・行う ・行わない ・図示による *公称出力 ※ 図示による () *PV直流用SPD ・設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による () ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 () ・図示による	
	1.7.2 太陽電池アレイ接続箱		
編	1.7.4 ハワコンディショナ及び系統連系保護装置	*交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による *出力電圧方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による *PV直流用SPD ・設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による () ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 () ・図示による *計測表示項目の遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による	
	8節 風力発電装置		
5	1.8.1 一般事項	*定格出力20kW以上の風力発電装置 ※ 図示による *系統連系 ・有 ・無 ()	
	1.8.2 風車発電装置	*風車のスケール、材質、形状等 ・図示による () *機側1mにおける運転音 ※ 80dB (A) 以下 () *移転用の遠方監視用接点 ・設ける ・設けない ・図示による	
編	1.8.3 制御盤		
	9節 小出力発電装置		
5	1.9.4 小形燃料電池発電装置	*発電ユニット 出力電圧 ・100V ・200V ・図示による 出力電圧方式 ・単相2線式 ・単相3線式 ・三相3線式 *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気外等の主要配管材料 () ・図示による	
	10節 機材の試験		
編	1.10.1 発電装置の試験	*原動機の試験 ガスタービン、マイクロガスタービン以外で1.10.1(g)②の過負荷試験を除く原動機 () *配電盤の試験 マルチプル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない *冷却水ポンプ及び冷却塔の試験 試験を指定された機材 ()	
	2章 施工		
編	【改修】1節 共通事項【2.1.1】事前確認	*ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、マイクロガスタービン発電設備の表2.1.1以外の事前確認項目の適用 発電機の取付け取外し工事 ・動作の確認 原動機の取付け取外し工事 ・動作の確認 配電盤の取付け取外し工事 ・細部の確認 補機附属装置の取付け取外し工事 ・動作の確認 配線の改修及び更新工事 ・機能の確認 ・動作の確認 *負荷運転状態における細部の確認を行うもの ・始動用蓄電池 ・始動用空気圧縮機 ・始動補助装置 ・保安装置 ・調速機 ()	
	1節 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け		
5	2.1.1 耐震処置	*水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	【改修2.2.1】
	2.1.4 配電盤、制御装置等の据付け配管等	*水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	
編	2.1.7 配管等	*配管一般 横引き配管 表2.1.2における耐震安全性の分類 ※一般の施設 ・特定の施設 *排気系統配管 排気管の断熱材(屋内) ※ ロックウール等厚さ75mm以上 () ・図示による	【改修2.2.7】 【改修表2.2.1】 【改修表2.2.2】
	7節 施工の立会及び試験		
5	2.7.6 風力発電設備の試験	*表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの ()	
	1章 機材		
編	3節 配線器具		
	1.3.2 光コネクタ	*光ファイバ接続コネクタ () ・図示による	
5	1.3.3 BNCコネクタ	*同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの(テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外) () ・図示による	
	4節 端子盤・機器収納ラック等		
編	1.4.2 端子盤等	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による	
	1.4.4 端子類	*UTPパッチパネルのモジュラ形の横一連のポート数 ※ 24ポート () *光ファイバパッチパネルの光コネクタの横一連のポート数 ※ 12ポート ()	
5	1.4.5 通信用SPD	*通信用SPDの性能 ・カテゴリG2 ・カテゴリD1 () ・図示による [表1.4.4]	
	5節 構内情報通信網装置		
編	1.5.1 一般事項	*パケット転送能力、フィルタリング能力等の性能、インターフェース種別及びポート数 () ※ 図示による *音声、映像、監視データ等伝送用通信プロトコル () ・図示による *PoE PoE方式による電力供給機能 () ・図示による 1ポート当たりの電力供給機能 ・15.4W ・30.0W ・図示による 電力供給方式 ・エンドスパン方式 ・ミッドスパン方式 ・図示による *無線LAN 通信方式(1:N(インフラストラクチャモード)以外の場合) ・1:1(対向通信モード) ・N:N(アドホックモード)	

章	項	目	特 記 事 項	備 考																
第6編	1.5.2	スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による * 収納架内部に収納するUPS 電圧 ・ () ・ 図示による 停電補償時間 ・ () ・ 図示による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による * 時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ () ・ 図示による * 基本機能 <ul style="list-style-type: none"> グループ化 ・ () ・ 図示による グループ間の通信方式 () ・ 図示による ネットワークの遅延時間 () ・ 図示による V-LAN 装置全体で構成可能なグループ数 () ・ 図示による リンクアグリゲーション機能 束ねる物理的リンク数 () ・ 図示による マルチキャスト機能 対応V02 () ・ 図示による * 優先制御機能 (DoS) ・ () ・ 図示による * PoE機能 <ul style="list-style-type: none"> PoE方式による電力供給機器 () ・ 図示による 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W ・ 図示による 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 ・ 図示による その他の機能 () * マルチキャスト機能 ・ () ・ 図示による 暗号化機能 ・ () ・ 図示による * PoE機能 <ul style="list-style-type: none"> PoE方式による電力供給機器 () 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 その他の機能 () * WAN接続時プロトコル ・ () ・ 図示による 																	
			1.5.3	ルーター	<ul style="list-style-type: none"> 各種機能 ・ () ・ 図示による 暗号化機能 ・ () ・ 図示による * PoE機能 <ul style="list-style-type: none"> PoE方式による電力供給機器 () 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 その他の機能 () * WAN接続時プロトコル ・ () ・ 図示による インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※ 図示による 															
					1.5.5	ファイヤウォール	<ul style="list-style-type: none"> 各種機能 ・ () ・ 図示による 													
							1.5.6	UTM(統合脅威管理)	<ul style="list-style-type: none"> 各種機能 ・ () ・ 図示による 											
									1.5.7	ネットワーク管理装置	<ul style="list-style-type: none"> * パフォーマンスの仕様(ネットワーク管理ソフトウェア運用装置用) ・ () ※ 図示による ネットワーク管理ソフトウェア運用装置の仕様 ・ () ※ 図示による * 基本機能以外のパフォーマンス管理機能、RMON機能及びポートミラー機能 ・ () ※ 図示による 									
											1.5.8	機器収納ラック	<ul style="list-style-type: none"> * ラック内の配線用遮断器 ※ 設けない ・ 設ける ・ 図示による 							
													6節	構内交換装置	<ul style="list-style-type: none"> * 局線 回線種別、使用回線数 ※ 図示による ・ () 内線 回線種別、使用回線数 ※ 図示による ・ () * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による * 時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ () ・ 図示による * 局線応答方式 ・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ 分散インライン方式 ・ 分散インライン方式 ・ 併用 () * IP-PBX 呼制御プロトコル ・ () ・ 図示による * VoIPサーバ 呼の処理能力 ・ () ・ 図示による 呼制御プロトコル () 機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器 ※ 設けない ・ 設ける ・ 図示による * 停電補償時間 () * 数量 ※ 図示による ・ () * IP電話機 <ul style="list-style-type: none"> PC接続インターフェース ・ 設ける ・ 設けない ACアダプタの数 () PoE機能 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 その他の機能 () * IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機 <ul style="list-style-type: none"> 通信方式(1:N(インフラストラクチャ)以外の場合) ・ 1:1(対向通信モード) ・ N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による 					
															1.6.2	交換装置	<ul style="list-style-type: none"> * 局線応答方式 ・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ 分散インライン方式 ・ 分散インライン方式 ・ 併用 () * IP-PBX 呼制御プロトコル ・ () ・ 図示による * VoIPサーバ 呼の処理能力 ・ () ・ 図示による 呼制御プロトコル () 機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器 ※ 設けない ・ 設ける ・ 図示による * 停電補償時間 () * 数量 ※ 図示による ・ () * IP電話機 <ul style="list-style-type: none"> PC接続インターフェース ・ 設ける ・ 設けない ACアダプタの数 () PoE機能 1ポート当たりの電力供給 ・ 15.4W ・ 30.0W 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 その他の機能 () * IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機 <ul style="list-style-type: none"> 通信方式(1:N(インフラストラクチャ)以外の場合) ・ 1:1(対向通信モード) ・ N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による 			
																	1.6.3	電源装置	<ul style="list-style-type: none"> * 数量 ※ 図示による ・ () 	
																			1.6.4	局線中継台
1.6.5	電話機等	<ul style="list-style-type: none"> * IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機 <ul style="list-style-type: none"> 通信方式(1:N(インフラストラクチャ)以外の場合) ・ 1:1(対向通信モード) ・ N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による 																		
		1.6.7	無線電話装置	<ul style="list-style-type: none"> * 局線応答方式 ・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ 分散インライン方式 ・ 分散インライン方式 ・ 併用 () * IP電話を接続できる無線電話装置 IP-PBXの呼制御プロトコル () 																
				7節	情報表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 操作制御部 スキャナ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 														
						1.7.3	出退表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 制御装置、中継増幅器の外箱 ・ 埋込みとしない ・ 埋込みとする ・ 図示による * 出退表示窓がLED式の場合の外箱 ※ 鋼板製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による 												
								1.7.4	時刻表示装置	<ul style="list-style-type: none"> * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * 太陽電池式LED形屋外時計 内照式時計の点灯時間 () 点灯保証日数[不日照時] () 日 電波による時刻補正の方式 () ・ 図示による 										
										8節	映像・音響装置	<ul style="list-style-type: none"> * 集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 ・ () ※ 図示による 								
												1.8.6	その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> * ワイヤレス ・ 電波式(・7700方式 ・ デジタル方式) ・ 赤外線式 ・ 図示による * オートイコライズ ※ 記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による * Blu-ray/DVDレコーダ ※ 記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による 						
														9節	拡声装置	<ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による * アナウンスレコーダにプログラムタイムを付属(外部接続)する場合 外部時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ () ・ 図示による * FM用アンテナの材質 () ・ 図示による 				
																1.10.2	誘導支援装置	<ul style="list-style-type: none"> * 検出部 検出方式 () ・ 図示による 		
																		1.10.4	音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> * 撮像範囲を調整する機能(親機) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 撮像範囲を調整する機能(子機) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による
1.10.5	テレビインターフェース																			<ul style="list-style-type: none"> * 撮像範囲を調整する機能(親機) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による
		1.10.6	外部受付用インターフェース																	<ul style="list-style-type: none"> * 通話機能 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による * ブザー付呼出表示灯 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による
				11節	テレビ共同受信装置															<ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による * UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による
						1.11.3	アンテナ													<ul style="list-style-type: none"> * UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ ()
								1.11.4	機器収容箱											<ul style="list-style-type: none"> * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による
										12節	テレビ電波障害防止装置									<ul style="list-style-type: none"> * 機器収容箱(屋内) ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による 機器収容箱(屋外) ・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鉄製 ・ 鋼板製 ・ 図示による
												1.12.4	アンテナマスト							<ul style="list-style-type: none"> * UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ ()

章	項	目	特 記 事 項	備 考										
第6編	13節	監視カメラ装置	<ul style="list-style-type: none"> 1.13.1 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> * 伝送方式 <ul style="list-style-type: none"> 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による 通信用SPDを設置する場合 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による * ファイバースを設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※ 図示による 各種機能 ・ () * UTMを設ける場合 * レンズ交換形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * レンズ一体形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * カメラへの電源供給方式 () ・ 図示による * カラーモニタの解像度 () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 () ・ 図示による * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * デジタルコピーの録画条件 () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による * 録画サーバーの録画条件 () ・ 図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による 1.13.2 カメラ <ul style="list-style-type: none"> * レンズ交換形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * レンズ一体形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * カメラへの電源供給方式 () ・ 図示による * カラーモニタの解像度 () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 () ・ 図示による * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * デジタルコピーの録画条件 () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による * 録画サーバーの録画条件 () ・ 図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による 1.13.3 モニタ装置 <ul style="list-style-type: none"> * カラーモニタの解像度 () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 () ・ 図示による * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * デジタルコピーの録画条件 () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による * 録画サーバーの録画条件 () ・ 図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による 1.13.4 録画装置 <ul style="list-style-type: none"> * カラーモニタの解像度 () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 () ・ 図示による * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * デジタルコピーの録画条件 () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による * 録画サーバーの録画条件 () ・ 図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による 1.13.5 その他の機器 <ul style="list-style-type: none"> * 構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能 ・ () ・ 図示による * 耐熱形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ () ・ 図示による * 旋回装置付カメラ レンズの区分、機能等 () ・ 図示による カメラへの電源供給方式 () ・ 図示による * ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 () ・ 図示による * 時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける(時刻補正の方式) ・ () ・ 図示による 											
			14節	駐車場管理装置	<ul style="list-style-type: none"> 1.14.2 管制盤 <ul style="list-style-type: none"> * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による カウンタ制御の機能の有無 ・ あり ・ なし ・ 図示による 1.14.5 発券機 <ul style="list-style-type: none"> * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による * 発券方式 ・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ () ・ 図示による * 発券方式 () ・ 図示による * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による 1.14.7 カードリーダー 15節 防犯・入退室管理装置 1.15.1 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> * 機器の時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による 1.15.2 制御装置 <ul style="list-style-type: none"> * 表1.15.1において基本機能に追加するもの <ul style="list-style-type: none"> 遠隔解錠制御 ・ スケジュール設定、制御 ・ 記録機能 ・ 照明、空調制御 防災、防犯等インターフェース機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 図示による 1.15.3 認識部 <ul style="list-style-type: none"> * 認識方法 () ・ 図示による バックアップ装置のバックアップ情報の区別、機能等 ・ 図示による ・ () 1.15.4 その他の機器 <ul style="list-style-type: none"> * 通過処理能力 ・ () ・ 図示による 通路幅の構造、材質等 ・ 図示による ・ () 車椅子の通行可能機能 ・ 有 ・ 無 									
					16節	自動火災報知装置	<ul style="list-style-type: none"> 1.16.1 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPDを設置する場合 ・ 対応V02 ・ 対応V01 ・ () ・ 図示による 1.16.3 副受信機・表示装置 <ul style="list-style-type: none"> * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ () 18節 非常警報装置 1.18.1 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> * 緊急地震放送 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 19節 ガス漏れ火災警報装置 1.19.3 副受信機 <ul style="list-style-type: none"> * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ () 							
							2章	施工	<ul style="list-style-type: none"> 【改修】1節 共通事項 [2.1.1] 事前確認 <ul style="list-style-type: none"> * 端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・ 記録の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照 [2.1.15] 主装置等の更新 <ul style="list-style-type: none"> * 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による [2.1.17] 自動火災報知設備等の改修 <ul style="list-style-type: none"> * R型受信機の設定 ※ 図示による ・ () 					
									13節	構内情報通信網設備	<ul style="list-style-type: none"> 2.13.2 機器の取付け <ul style="list-style-type: none"> * 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 19節 テレビ共同受信設備 2.19.3 受信調査 <ul style="list-style-type: none"> * 受信調査を行うチャンネル () ・ 図示による 20節 テレビ電波障害防止設備 2.20.2 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> * 事前調査を行う箇所数 () 調査を行うチャンネル () 22節 駐車場管理設備 2.22.2 機器の取付け <ul style="list-style-type: none"> * 光線式検知器 2組の投光器の間隔、取付け高さ ・ () ・ 図示による * 超音波方式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ・ () ・ 図示による 	【改修2.14.2】		
											28節	施工の立会い及び試験	<ul style="list-style-type: none"> 2.28.2 施工の試験 <ul style="list-style-type: none"> * 映像・音響設備に行う試験 <ul style="list-style-type: none"> インベージョン試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験 	【改修2.22.2】

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第7編 2章 施工 2節 配線 2.2.1 配線	中央監視制御設備工事	<p>*キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ()</p> <p>*プログラムタイマ機能の精度 ※ 月差60秒以下 ()</p> <p>*帳票用印字装置の印字方式 ・インジェット式 ・写真式(レザ-式 ・LED式) ・()</p> <p>*最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 屋外の高圧架橋*リフレイン絶縁ケーブルの接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 () 機器の水平震度及び鉛直震度 ・図示による () 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ※ 一般の施設 ・ 特定の施設</p> <p>垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 建物のイサパ'ン'ポイント部の配線 ・標準図第2編の措置を行う () ・ 図示による 直線部の距離が長い箇所のイサパ'ン'ポイント部の設置 ・設ける ・ 設けけない ・ 図示による C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・表2.15.2による ・8mm以上 () ・ 図示による 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p>	

第8編 3章 ナースコール設備 3.1.2 基本形ナースコール装置 3.1.3 携帯形ナースコール装置 3.1.4 情報表示形ナースコール装置 3.1.5 病床ユニット 4章 施工の試験 3.4.1 施工の試験	医療関係設備工事	<p>*キャビネットの材質 ※ 鋼板 ・ステンレス鋼板 ・ 図示による</p> <p>*電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p> <p>*水気のある場所に設置する呼出押し*タ'ンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による</p> <p>*構内PHS方式 () ・ 図示による</p> <p>*小型携帯用主装置 () ・ 図示による</p> <p>*情報表示形親機の形式 ・卓上形 ・壁掛形 ・自立形 ・ 図示による</p> <p>*水気のある場所に設置する呼出押し*タ'ンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による</p> <p>*病床ユニットの仕上げ材質 ※ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 図示による</p> <p>*ナースコール装置等のオプション等の試験 ()</p> <p>*携帯型ナースコール装置のオプション等の試験 ()</p>	
--	----------	--	--

東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合		<p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	
試験名	計測項目												
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み												
製品検査	外観、寸法、性能												

○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針による。	その他	<p>*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>*局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>*重要機器 水槽類にはオイルタンク等を含む。</p> <table border="1"> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</td> <td>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</td> <td>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等</td> </tr> </table> <p>*上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>
設置場所	耐震安全性の分類																																																															
	※ 特定の施設		一般の施設																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																												
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																												
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																												
設置場所	耐震安全性の分類																																																															
	※ 特定の施設		一般の施設																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等																																																														

○特定建設資材の再資源化等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ「https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html」[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

*別表1 建築物に係る解体工事			
容工及び解体の解体作業内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用
	・ その他()	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用

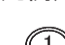

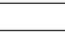

章	項 目	特 記 事 項	備 考																					
その他	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	<table border="1"> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他()	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																					
	・ 造成等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																					
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																					
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他()	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他(照明器具)</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他(照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用		
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他(照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 75mm以下コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ 75mm以下コンクリート			・ 木材										
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																						
・ コンクリート																								
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																								
・ 75mm以下コンクリート																								
・ 木材																								

電 気 設 備 工 事 指 定 資 材

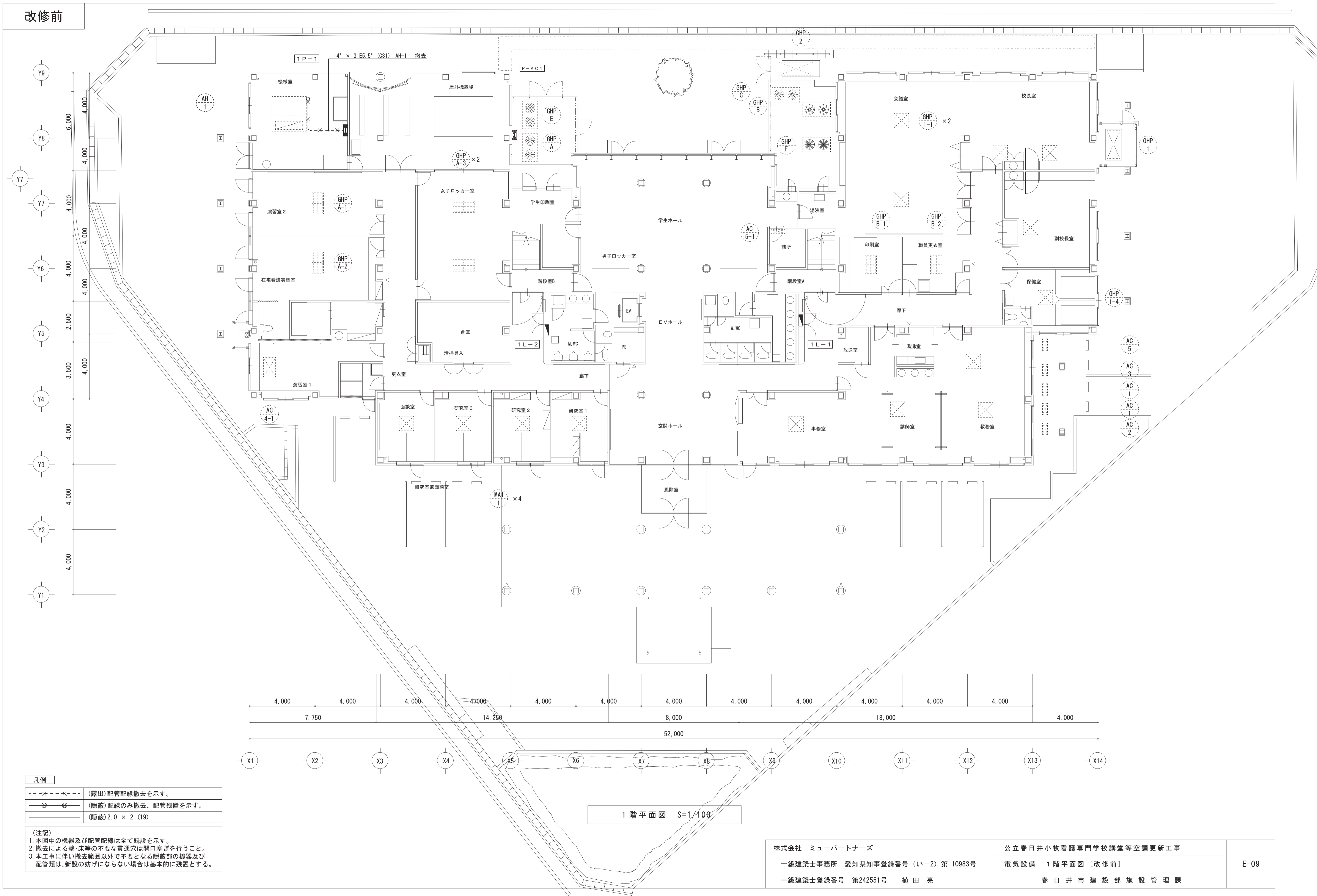
*電線管 波付硬質合成樹脂管(FEP)及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。			
分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲	品 質 性 能 基 準
照明類	LED照明器具(一般屋内用に限る。)		評価名簿登録品(★1)
	LED照明器具(屋外用)		★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価名簿登録品メーカーの製品
	照明制御装置		評価名簿登録品
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登録品
	非常用照明器具		(一財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、(一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		(社)日本電気協会(誘導灯審査委員会)の認定証票が貼付されたもの
電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JETEC)の認定を受けたもの
盤類	分電盤(実験盤を含む)		評価名簿登録品
	制御盤		評価名簿登録品
	消防防災用制御盤		(一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		評価名簿登録品
	高圧スイッチギヤ(CW形)		評価名簿登録品
	高圧スイッチギヤ(PW形)		評価名簿登録品
高圧機器	高圧交流遮断器		評価名簿登録品(★2)
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登録品
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登録品
	高圧負荷開閉器		評価名簿登録品
	高圧変圧器(特定機器)		評価名簿登録品
	高圧避雷器		評価名簿登録品
電磁閉閉器類	電磁閉閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登録メーカーの製品
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品
蓄電池	ペン形据置鉛蓄電池		評価名簿登録品
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登録品
	設置ユカ'ル'カ'ド'ミ'ル'カ'蓄電池		評価名簿登録品
	シール形ユカ'ル'カ'ド'ミ'ル'カ'蓄電池		評価名簿登録品
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登録品
自家発電装置			(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
太陽光発電装置	パ'ワ'コ'ネ'ク'シ'ョ'ク'及び系統連系保護装置		評価名簿登録品
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	(一財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの
	監視カメラ装置		評価名簿登録品
	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
	自動閉鎖装置	運動制御盤、自動閉鎖装置	(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの
		検知器	(一財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの または高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御装置			評価名簿登録品
サージ保護デバイス	低圧用SPD		評価名簿登録品
注) 本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。			
1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登録品」という)。 ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事現場が含まれる場合に限る。			
2) (一財)ベタリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。			
3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)			
なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。			

株式会社 ミューバートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	E-06
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号(い-2)第10983号	電気設備工事特記仕様書(6)	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

分電盤名称、記号、電気方式、幹線記号、主幹開閉器、WH等	回路番号	電圧(V)	分岐開閉器		リモコン又はMg	負荷名称	容量(VA)	備考	分電盤名称、記号、電気方式、幹線記号、主幹開閉器、WH等	回路番号	電圧(V)	分岐開閉器		リモコン又はMg	負荷名称	容量(VA)	備考	分電盤名称、記号、電気方式、幹線記号、主幹開閉器、WH等	回路番号	電圧(V)	分岐開閉器		リモコン又はMg	負荷名称	容量(VA)	備考				
			MCB	ELB								種数	A/F/A/T								MCB	ELB					種数	A/F/A/T	MCB	ELB
3L-1 【改修前】 AC 1φ3W 200/100V 3L 1 MCCB 3P 225AF/150AT 合計：40.138kVA		200/100	○	3	50/50	3L-3送り	6,300		3L-1 【改修後】 AC 1φ3W 200/100V 3L 1 MCCB 3P 225AF/150AT 合計：40.138kVA		200/100	○	3	50/50	3L-3送り	6,300		3L-1 【改修後】 AC 1φ3W 200/100V 3L 1 MCCB 3P 225AF/150AT 合計：40.138kVA		200/100	○	3	50/50	3L-3送り	6,300					
		200/100	○	3	50/50	3L-4送り	5,900				200/100	○	3	50/50	3L-4送り	5,900				200/100	○	3	50/50	3L-4送り	5,900					
	①	100	○	2	50/20	コンセント	400			①	100	○	2	50/20	コンセント	400				①	100	○	2	50/20	コンセント	400				
	②	100	○	1	50/20	コンセント	400			②	100	○	1	50/20	コンセント	400				②	100	○	1	50/20	コンセント	400				
	③	100	○	2	50/20	コンセント	300			③	100	○	2	50/20	コンセント	300				③	100	○	2	50/20	コンセント	300				
	④	100	○	2	50/20	コンセント	500			④	100	○	2	50/20	コンセント	500				④	100	○	2	50/20	コンセント	500				
	⑤	100	○	2	50/20	コンセント	1,000			⑤	100	○	2	50/20	コンセント	1,000				⑤	100	○	2	50/20	コンセント	1,000				
	⑥	100	○	2	50/20	コンセント	200			⑥	100	○	2	50/20	コンセント	200				⑥	100	○	2	50/20	コンセント	200				
	⑦	100	○	2	50/20	予備				⑦	100	○	2	50/20	予備						⑦	100	○	2	50/20	予備				
	⑧	100	○	1	50/20	リモコントランス				⑧	100	○	1	50/20	リモコントランス						⑧	100	○	1	50/20	リモコントランス				
	⑨	100	○	1	50/20	予備				⑨	100	○	1	50/20	予備						⑨	100	○	1	50/20	予備				
	MC 3P	⑩	200	○	2	50/20	GHP室内機	1,126			MC 3P	⑩	200	○	2	50/20	GHP室内機		1,126			MC 3P	⑩	200	○	2	50/20	GHP室内機	1,126	
		⑪	200	○	2	50/20	GHP室内機	884				⑪	200	○	2	50/20	GHP室内機		884				⑪	200	○	2	50/20	GHP室内機	884	
		⑫	100	○	1	50/20	ファンコイル	200		開閉器撤去		⑫	200	○	1	50/20	GHP室内機		200	開閉器新設、電圧変更			⑫	200	○	1	50/20	GHP室内機	200	開閉器新設、電圧変更
		⑬	200	○	2	50/20	GHP室内機	902				⑬	200	○	2	50/20	GHP室内機		902				⑬	200	○	2	50/20	GHP室内機	902	
	⑭	100	○	1	50/20	ファンコイル	400	開閉器撤去		⑭	200	○	1	50/20	GHP室内機	400	開閉器新設、電圧変更				⑭	200	○	1	50/20	GHP室内機	400	開閉器新設、電圧変更		
	⑮	100	○	1	50/20	和室・多目的室2 ファンコイル	400	開閉器撤去		⑮	200	○	1	50/20	GHP室内機	400	開閉器新設				⑮	200	○	1	50/20	GHP室内機	200	開閉器新設		
	⑯	100	○	1	50/20	照明	360			⑯	100	○	1	50/20	照明	360				⑯	100	○	1	50/20	照明	360				
	⑰	100	○	1	50/20	照明	1,600			⑰	100	○	1	50/20	照明	1,600				⑰	100	○	1	50/20	照明	1,600				
	⑱	100	○	1	50/20	照明	1,600			⑱	100	○	1	50/20	照明	1,600				⑱	100	○	1	50/20	照明	1,600				
	⑲	100	○	1	50/20	照明	1,500			⑲	100	○	1	50/20	照明	1,500				⑲	100	○	1	50/20	照明	1,500				
	⑳	100	○	1	50/20	照明	1,400			㉑	100	○	1	50/20	照明	1,400				㉑	100	○	1	50/20	照明	1,400				
	㉑	100	○	1	50/20	照明	1,250			㉒	100	○	1	50/20	照明	1,250				㉒	100	○	1	50/20	照明	1,250				
	㉒	100	○	1	50/20	照明	600			㉓	100	○	1	50/20	照明	600				㉓	100	○	1	50/20	照明	600				
	㉓	100	○	1	50/20	照明	1,200			㉔	100	○	1	50/20	照明	1,200				㉔	100	○	1	50/20	照明	1,200				
	㉔	100	○	1	50/20	照明	1,400			㉕	100	○	1	50/20	照明	1,400				㉕	100	○	1	50/20	照明	1,400				
	㉕	100	○	1	50/20	照明	510			㉖	100	○	1	50/20	照明	510				㉖	100	○	1	50/20	照明	510				
	㉖	100	○	1	50/20	照明	1,400			㉗	100	○	1	50/20	照明	1,400				㉗	100	○	1	50/20	照明	1,400				
	㉗	100	○	1	50/20	照明	1,160			㉘	100	○	1	50/20	照明	1,160				㉘	100	○	1	50/20	照明	1,160				
	㉘	100	○	1	50/20	照明	1,000			㉙	100	○	1	50/20	照明	1,000				㉙	100	○	1	50/20	照明	1,000				
	㉙	100	○	1	50/20	照明	800			㉚	100	○	1	50/20	照明	800				㉚	100	○	1	50/20	照明	800				
	㉚	100	○	1	50/20	照明	490			㉛	100	○	1	50/20	照明	490				㉛	100	○	1	50/20	照明	490				
	㉛	100	○	1	50/20	予備				㉜	100	○	1	50/20	予備					㉜	100	○	1	50/20	予備					
	㉜	100	○	1	50/20	予備				㉝	100	○	1	50/20	予備					㉝	100	○	1	50/20	予備					
	㉝	100	○	1	50/20	予備				㉞	100	○	1	50/20	予備					㉞	100	○	1	50/20	予備					
	㉞	100	○	1	50/20	予備				㉟	100	○	1	50/20	予備					㉟	100	○	1	50/20	予備					

凡例)
 1φ200V 一般回路電源
 1φ100V 一般回路電源
 改修箇所を示す
 既設を示す
 注記) 分岐ブレーカは協約型可(1Pサイズ)とする

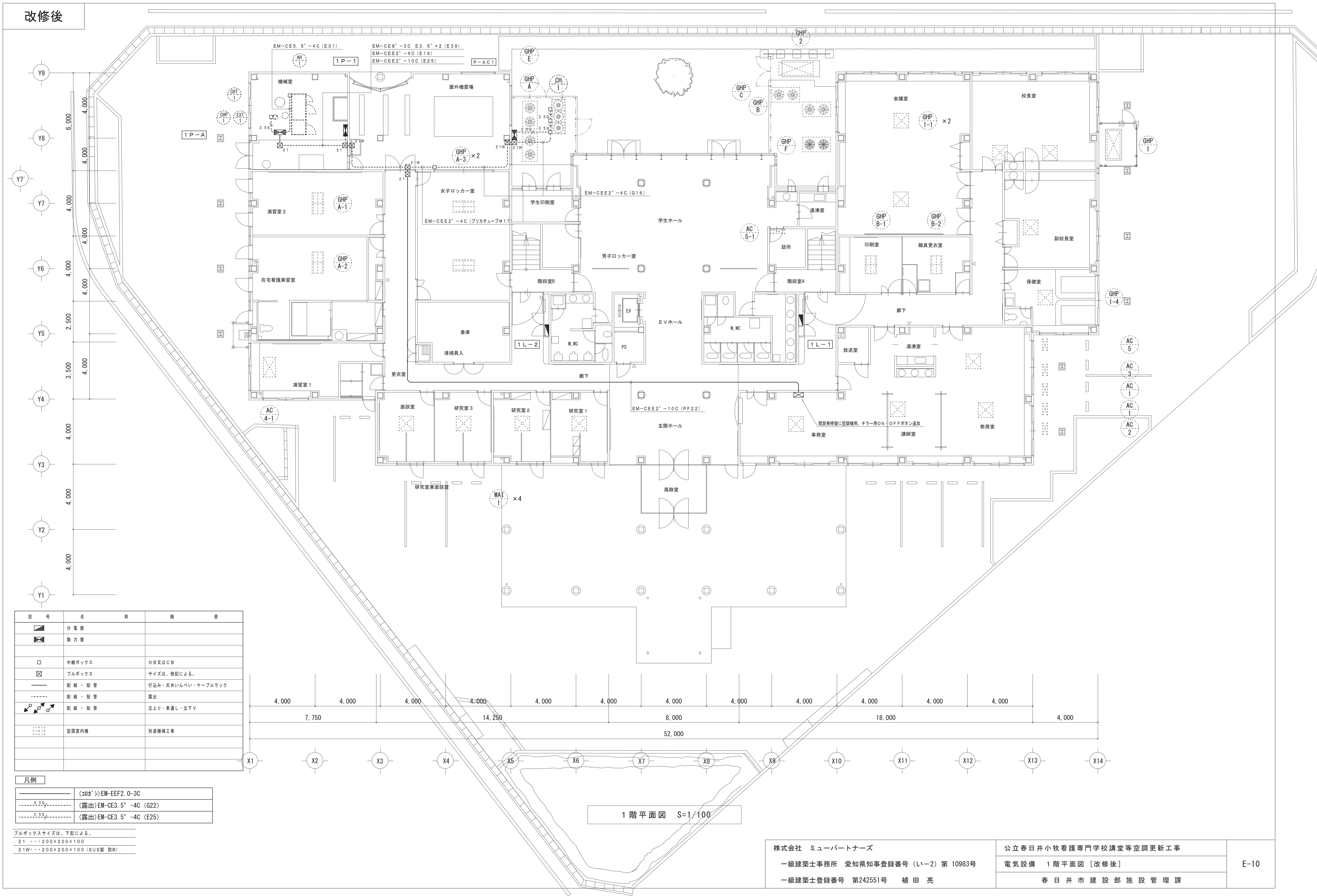
改修前



1階平面図 S=1/100

- 凡例
- x---x--- (露出)配管配線撤去を示す。
 - o---o--- (隠蔽)配線のみ撤去、配管残置を示す。
 - (隠蔽)2.0 × 2 (19)
- (注記)
1. 本図中の機器及び配管配線は全て既設を示す。
 2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 3. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。

改修後



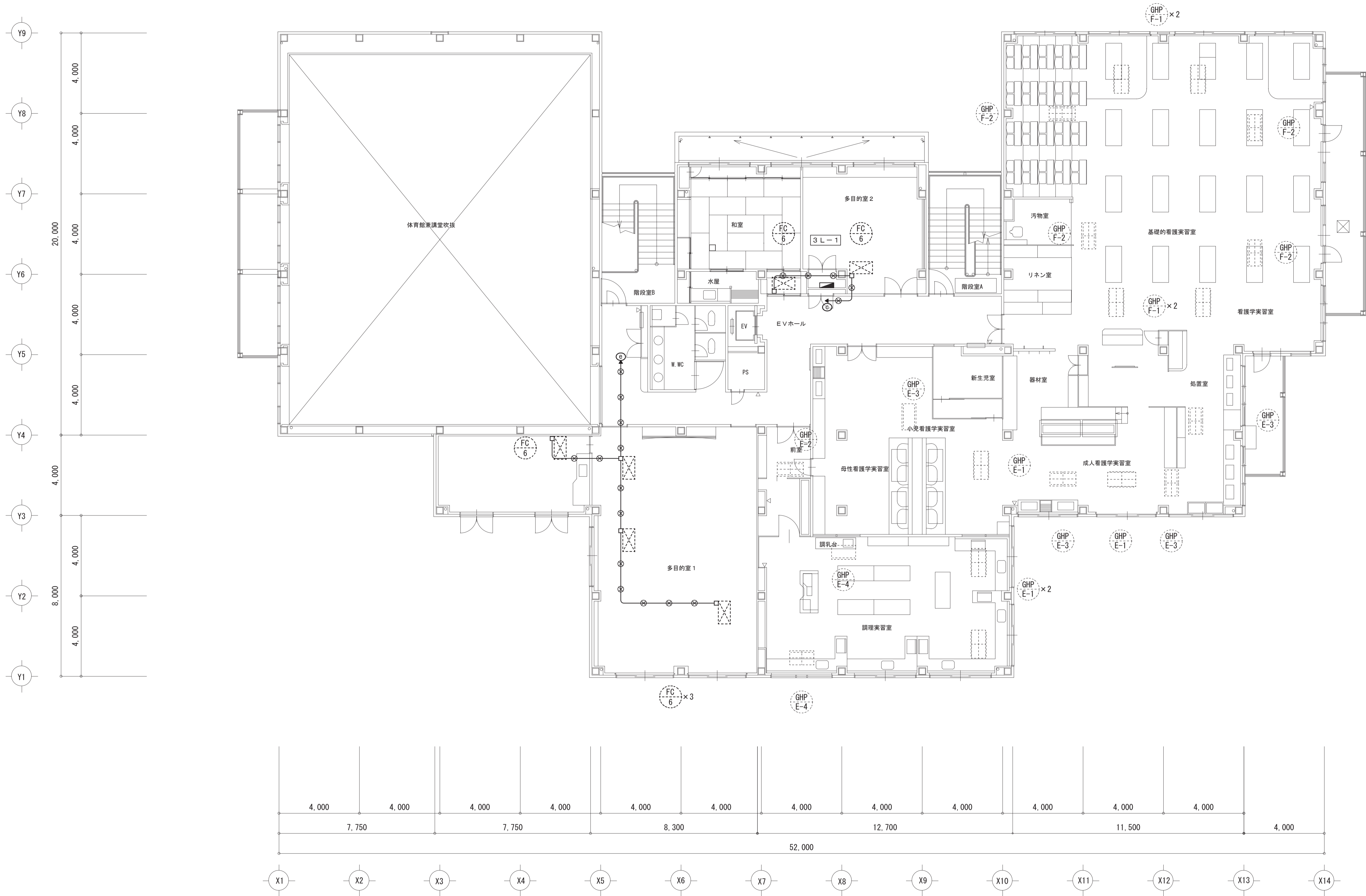
1階平面図 S=1/100

記号	名称	換気
■	分電盤	
⊠	動力盤	
□	中継ボックス	O B又はC B
⊠	ブルボックス	サイズは、換気による。
—	配線・配管	打込み・天井いんべい・ケーブルラック
---	配線・配管	露出
↕	配線・配管	立上り・素通り・立下り
⋯	空調室内機	別途機械工事

凡例	
□	(コロカ) EM-EEF2.0-3C
⋯	(露出) EM-CE3.5°-4C (G22)
⋯	(露出) EM-CE3.5°-4C (E25)

ブルボックスサイズは、下記による。
 21・・・200×200×100
 21W・・・200×200×100 (SUS製 防水)

改修前

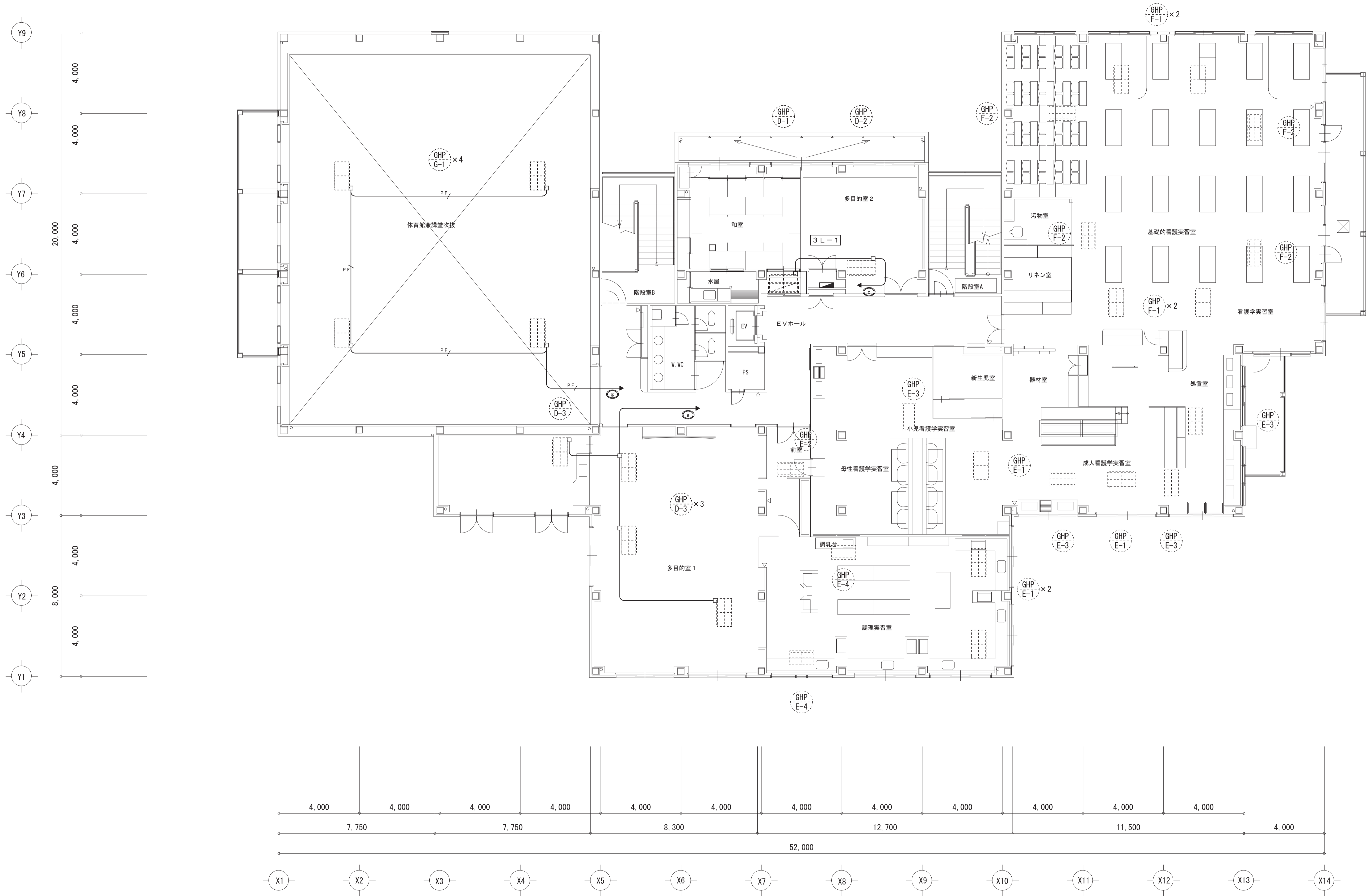


凡例	
---x---x---	(露出)配管配線撤去を示す。
---o---o---	(隠蔽)配線のみ撤去、配管残置を示す。
---	(隠蔽)2.0 × 2 (19)

- (注記)
1. 本図中の機器及び配管配線は全て既設を示す。
 2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 3. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。

3階平面図 S=1/100

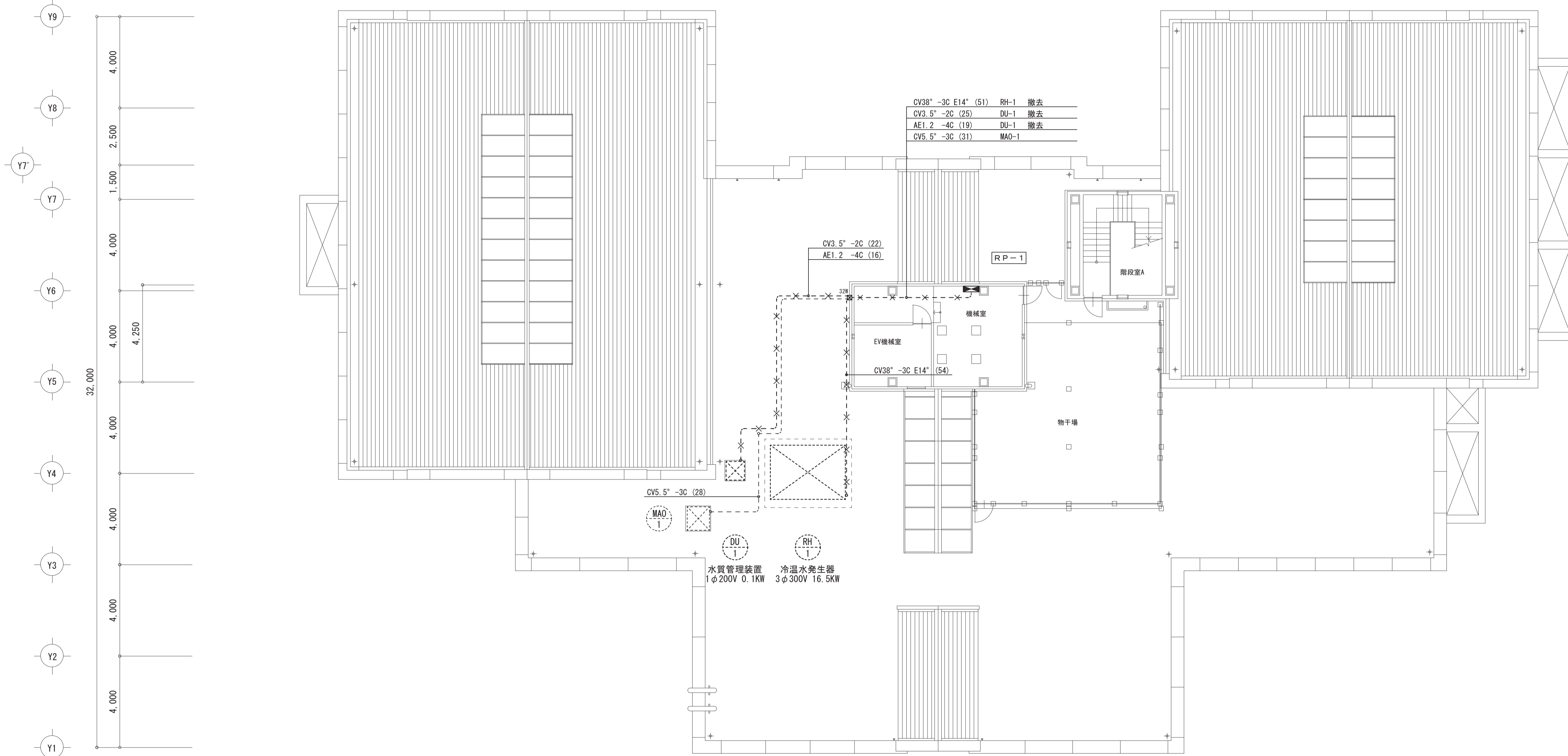
株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	E-11
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	電気設備 3階平面図 [改修前]	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	



凡例	
	(コア) EM-EEF2.0-3C
	(露出) EM-CE3.5 ⁵ -4C (G22)
	(露出) EM-CE3.5 ⁵ -4C (E25)
	(コア) EM-EEF2.0-3C (PF22)

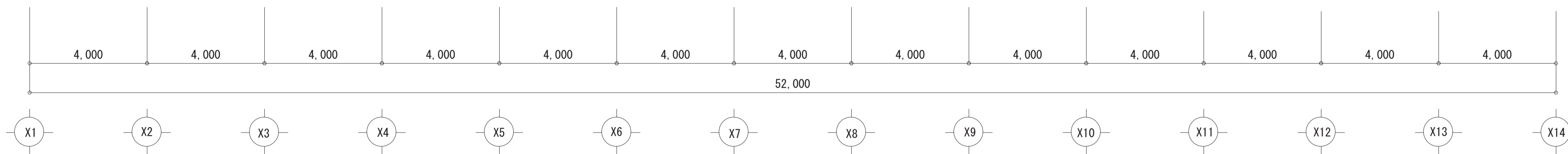
3階平面図 S=1/100

改修前



凡例	
	(露出) 配管配線撤去を示す。
	(隠蔽) 配線のみ撤去、配管残置を示す。
	(隠蔽) 2.0 × 2 (19)

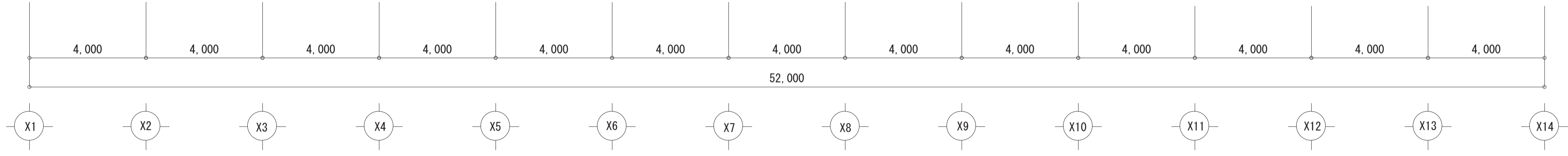
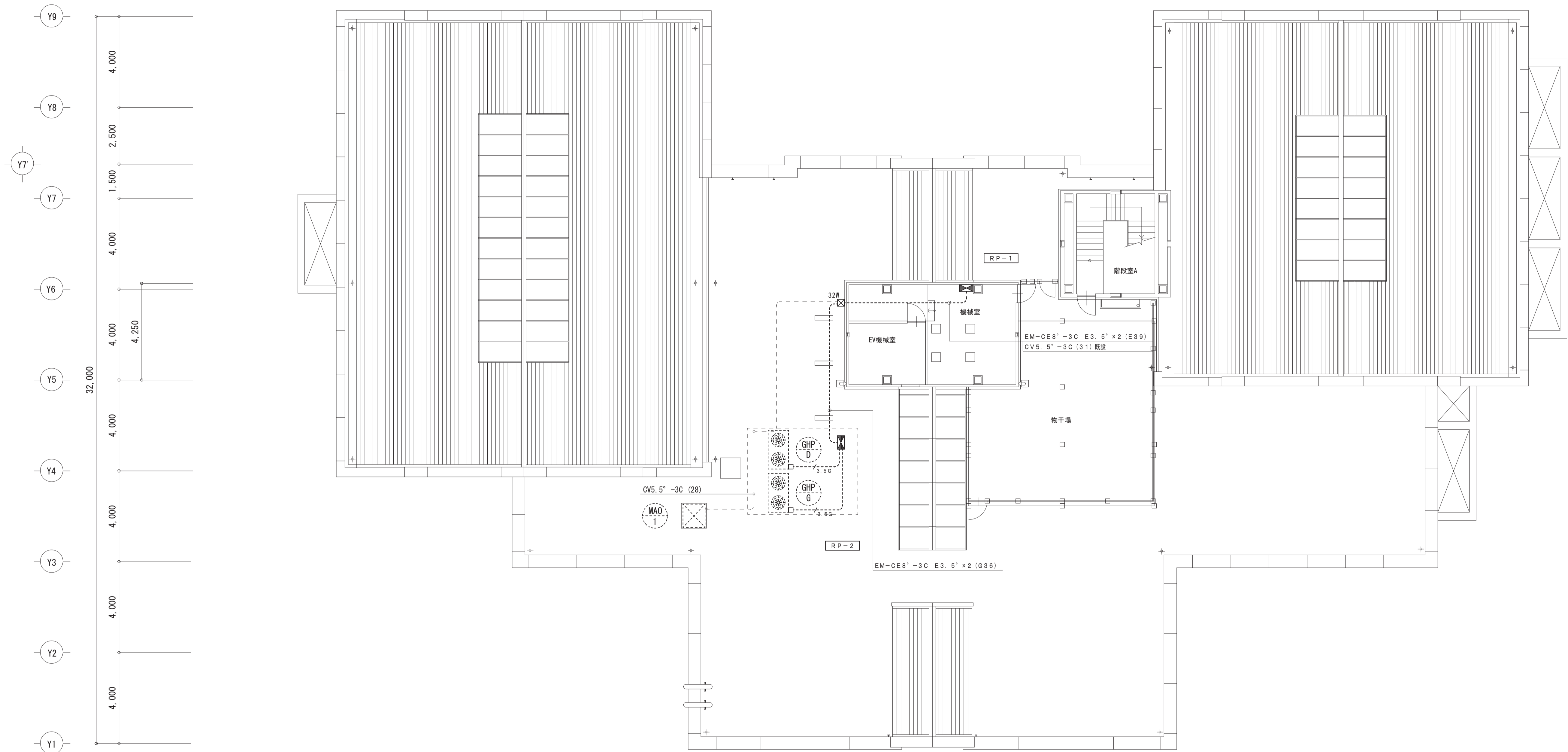
(注記)
 1. 本図中の機器及び配管配線は全て既設を示す。
 2. 撤去による壁・床等の不要な貫通穴は開口塞ぎを行うこと。
 3. 本工事に伴い撤去範囲以外で不要となる隠蔽部の機器及び配管類は、新設の妨げにならない場合は基本的に残置とする。



屋上階平面図 S=1/100

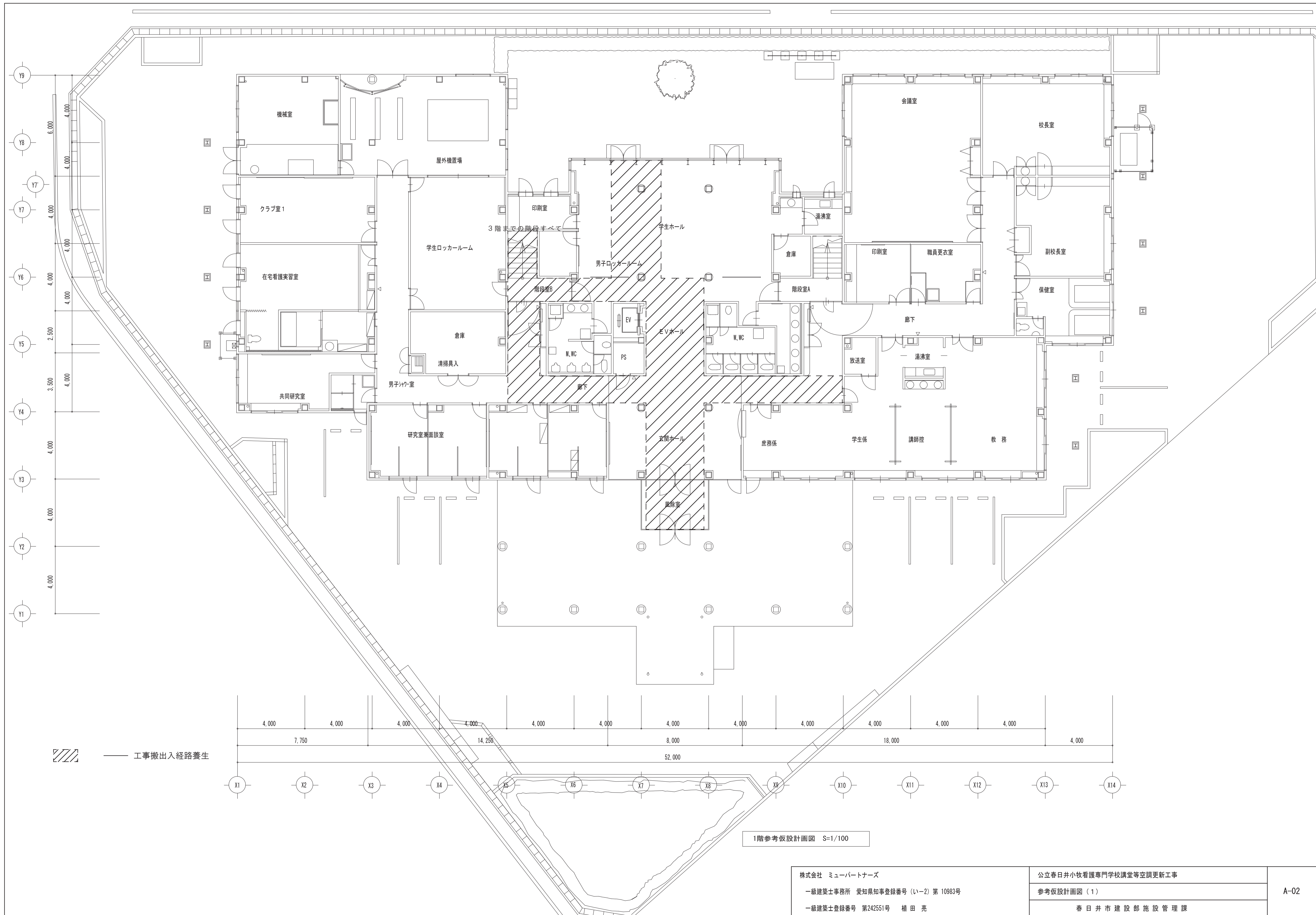
株式会社 ミューパートナーズ	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	E-13
一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号	電気設備 屋上階平面図 [改修前]	
一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	春日井市建設部施設管理課	

改修後



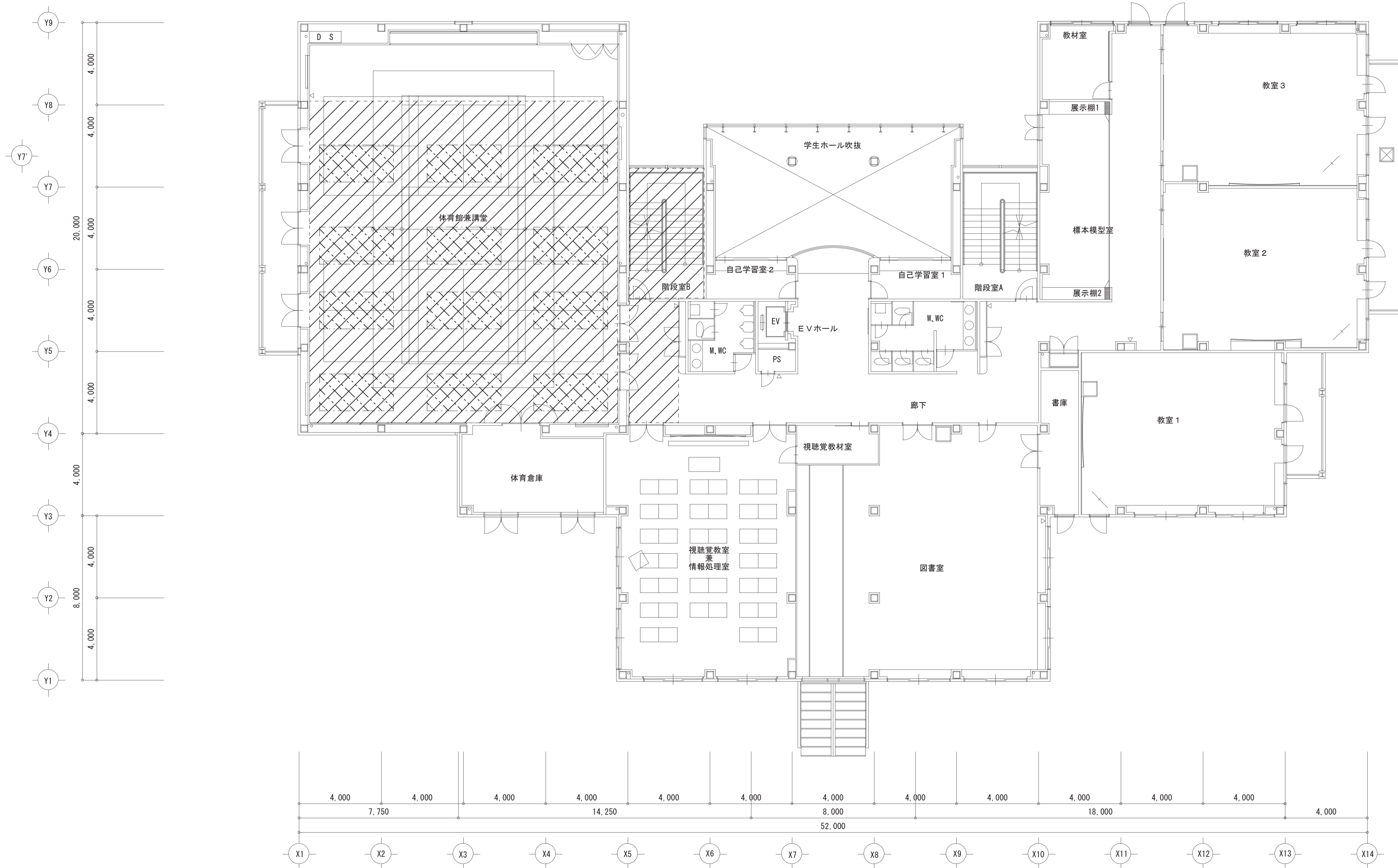
凡例	
	(コア付) EM-EFP2.0-3C
	(露出) EM-CE3.5"-4C (G22)
	(露出) EM-CE3.5"-4C (E25)

屋上階平面図 S=1/100



1階参考仮設計画図 S=1/100

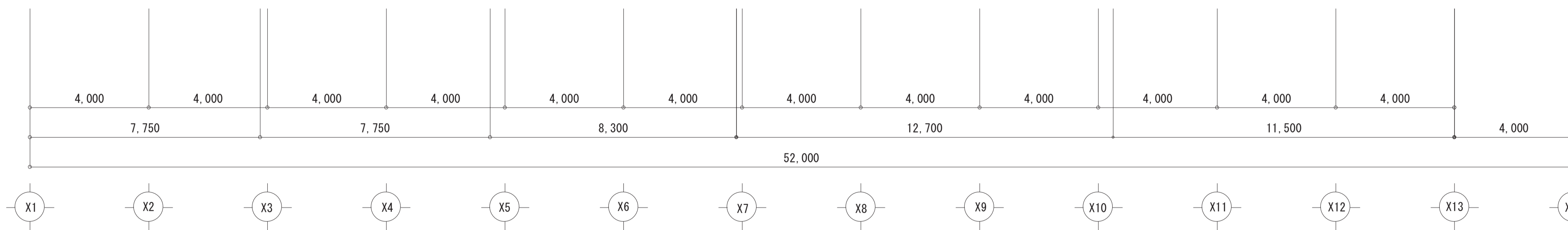
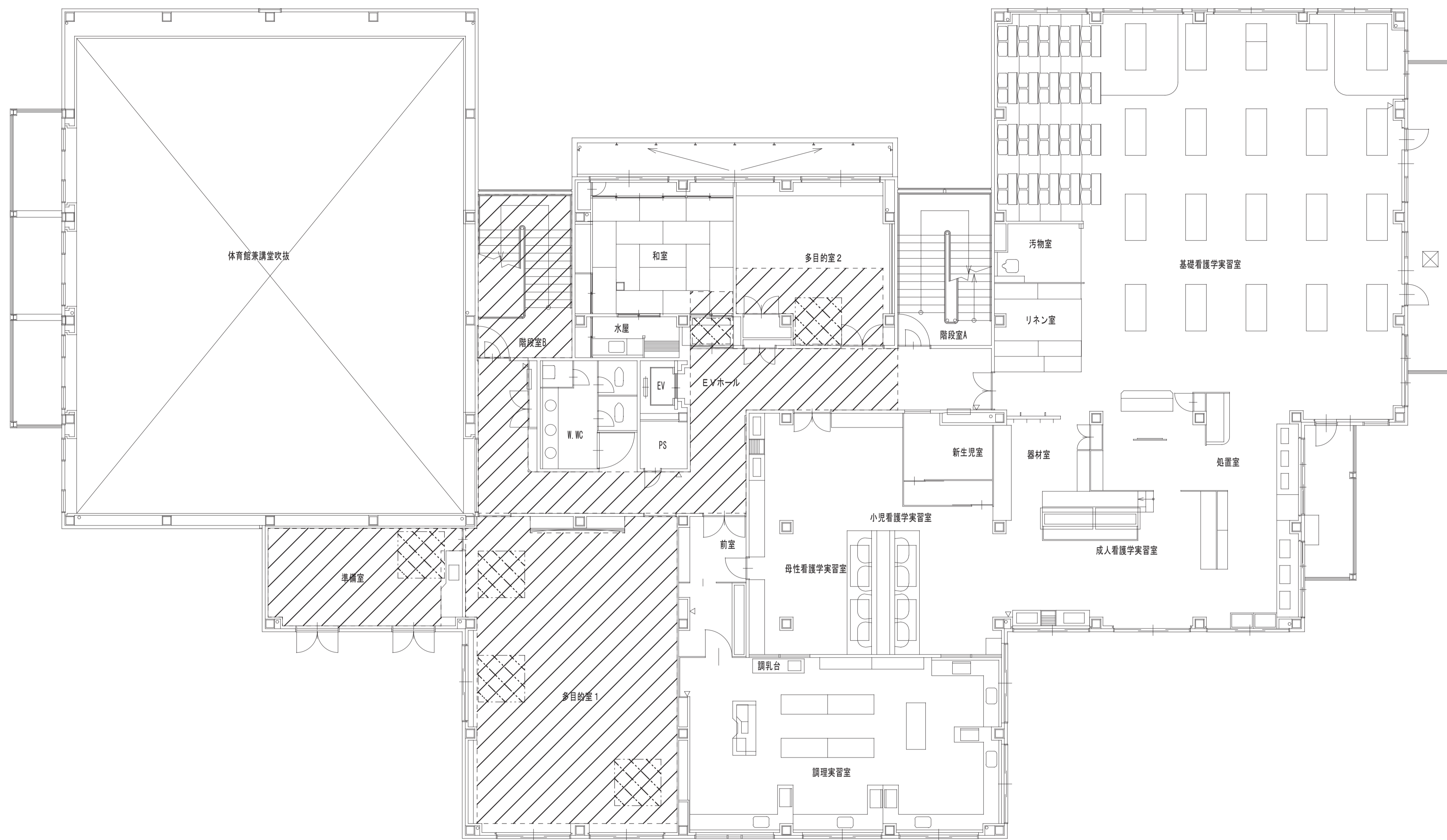
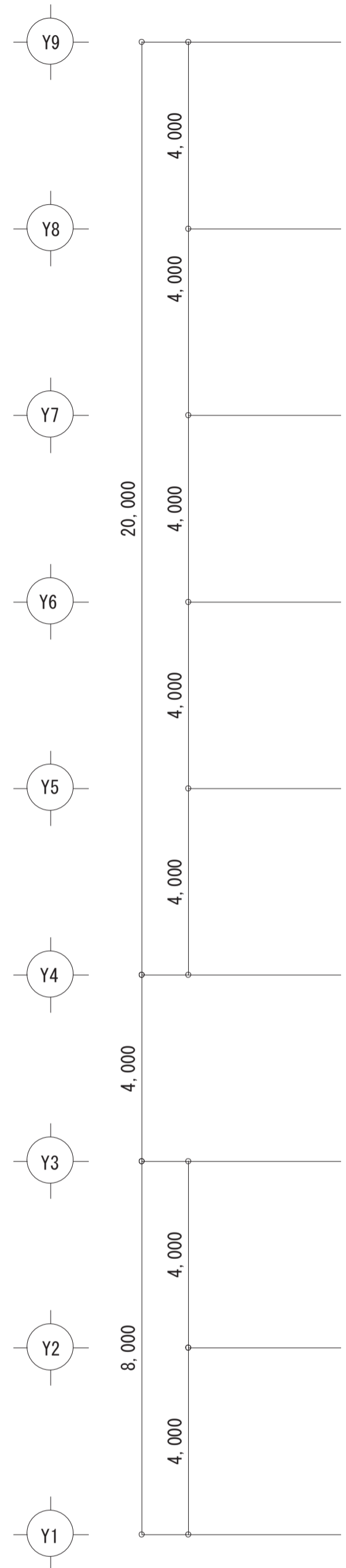
株式会社 ミューパートナーズ 一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号 一級建築士登録番号 第24251号 植田 亮	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	A-02
	参考仮設計画図 (1)	
	春日井市建設部施設管理課	



- 内部足場
- 工事搬出入経路養生

2階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ 一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (い-2) 第 10983号 一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	A-03
	参考仮設計画図 (2)	
	春日井市建設部施設管理課	



内部足場
 工事搬出入経路養生

3階平面図 S=1/100

株式会社 ミューパートナーズ 一級建築士事務所 愛知県知事登録番号 (イ-2) 第 10983号 一級建築士登録番号 第242551号 植田 亮	公立春日井小牧看護専門学校講堂等空調更新工事	A-04
	参考仮設計画図 (3)	
	春日井市建設部施設管理課	